

5 外部監査公表第 1 号（令和 5 年 3 月 27 日付 福岡市公報第 6944 号（別冊）公表）分
（補助金、負担金、交付金等に係る財務事務の執行について）

第 4 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

2 監査の結果及び意見（総論）

（1）補助金等事業に係る全般事項

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況 及 び 市 の 見 解
ア（意見）暴力団排除条項の設置及び運用の周知徹底について 【意見】 特段の理由もなく排除措置を実施しないことは、補助金事業を通じて暴力団を利用することに繋がるリスクがあり、問題がある。 よって、市においては、例えば暴力団排除条項に関する内容を福岡市補助金ガイドラインに明記する等の方法により、補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置及び運用の周知徹底を図ることが望ましい。 その上で詳細監査対象とならなかった補助金についても、【現状】に記載した内容（令和 4 年度福岡市包括外部監査の結果報告書（以下「報告書」という。）35P 参照）と同様の事例がないかどうかを市全体で確認することが望ましい。 （財政局財政調整課）	【令和 6 年 2 月 8 日通知】 暴力団排除条項の設置及び運用の周知徹底については、令和 5 年 5 月に、指摘を受けた所管課だけではなく、各局・区・室長に対し、令和 4 年度包括外部監査における指摘事項等への対応について通知し、確認を促すとともに、福岡市補助金ガイドライン及び「補助金交付からの暴力団排除に係る要綱等の整備について（通知）」（平成 23 年 2 月 25 日付け財調第 104 号・市生第 245 号）の内容を改めて確認し、則していない補助金等は要綱の改正や運用の見直しをするよう周知徹底を行った。
イ（意見）処分制限財産に係る運用の強化について 【意見】 補助金の交付先が処分制限財産を購入する可能性があるにもかかわらず、補助金交付要綱において処分制限財産の定義及び運用が明確ではないことは、市長の承認がないまま当該財産が譲渡されてしまう等、福岡市補助金交付規則に反した取扱いがなされる可能性を否定できない。 よって、市においては、例えば処分制限財産の定義及び運用に関する具体的な考え	【令和 6 年 2 月 8 日通知】 処分制限財産に係る運用の強化については、令和 5 年 5 月に、指摘を受けた所管課だけではなく、各局・区・室長に対し、令和 4 年度包括外部監査における指摘事項等への対応について通知し、確認を促すとともに、福岡市補助金交付規則第 22 条第 2 号の市長が定める処分を制限する財産の定義及び運用に関する具体的な考え方を併せて通知し、則していない補助金等は要綱の改正や運用の見直しをするよう周知徹底を行った。

方を福岡市補助金ガイドラインに明記する等の方法により、処分制限財産の定義の明確化及び運用の強化を図ることが望ましい。 その上で詳細監査対象とならなかった補助金についても、【現状】に記載した内容（報告書 36P 参照）と同様の事例がないかどうかを市全体で確認することが望ましい。 （財政局財政調整課）	
ウ（意見）消費税に係る留意事項の周知徹底について 【意見】 補助金額の算定において補助対象経費が消費税込みで算定され、かつ、補助金の交付先の消費税計算の過程において仕入税額控除が生じる場合、結果として補助金の交付額が消費税額相当分過大となり、適正な補助金の執行を行う上で、問題となる可能性が否定できない。 【現状】に記載した発見事例については（報告書 37P 参照）、補助金の過大交付のリスクを低減するため、補助金交付要綱において補助事業に係る仕入税額控除が生じ得るか否かについての判定や、実際に仕入税額控除が生じた場合の補助金返還に関する事項等の条項を設けておく必要がある。 よって、複数の詳細監査対象補助金について同様の事案が発見された状況に鑑み、市においては、福岡市補助金ガイドライン等に消費税に係る留意事項を記載し、市としてのルールを明確化するとともに、運用方法を市全体に周知徹底することが望ましい。 その上で詳細監査対象とならなかった補助金についても、【現状】に記載した内容（報告書 37P 参照）と同様の事例がないかどうか	【令和 6 年 2 月 8 日通知】 消費税に係る留意事項の周知徹底については、令和 5 年 5 月に、指摘を受けた所管課だけではなく、各局・区・室長に対し、令和 4 年度包括外部監査における指摘事項等への対応について通知し、確認を促すとともに、各補助金交付要綱上、補助対象経費に消費税を含む規定となっている場合は、仕入れ税額控除を行った場合の返還規定を設けるよう併せて通知し、則していない補助金等は要綱の改正や運用の見直しをするよう周知徹底を行った。

かを市全体で確認することが望ましい。 (財政局財政調整課)	
エ（意見）補助対象経費等の明確化に係る周知徹底について 【意見】 補助金交付要綱において、補助対象経費、補助要件等の規定が不明瞭であれば、補助金の算定に当たって補助対象経費と対象外経費の線引きが曖昧になる等により、補助金の算定過程が不明瞭となり、透明性や説明責任の観点から問題があるだけではなく結果として補助金を過大に交付してしまうリスクが生じかねない。 また、補助金実績に係る審査に当たっては、交付先の支出内容について補助対象経費に該当するか否かを確認することになるが、補助金交付要綱における補助対象経費、補助要件等が曖昧であれば、適切な補助金実績の審査に係る市の説明責任を問われる可能性がある。 よって、市においては、複数の詳細監査対象補助金について同様の事案が発見された状況に鑑み、福岡市補助金ガイドラインに記載のとおり適正な補助金の執行を担保する観点から、補助金交付要綱における補助対象経費、補助要件等の規定について、より具体化、明確化するよう、市全体に周知徹底することが望ましい。 その上で詳細監査対象とならなかった補助金についても、【現状】に記載した内容（報告書38P参照）と同様の事例がないかどうかを市全体で確認することが望ましい。 (財政局財政調整課)	【令和6年2月8日通知】 補助対象経費等の明確化に係る周知徹底については、令和5年5月に、指摘を受けた所管課だけではなく、各局・区・室長に対し、令和4年度包括外部監査における指摘事項等への対応について通知し、確認を促すとともに、福岡市補助金ガイドラインの内容を改めて確認し、則していない補助金等は要綱の改正や運用の見直しをするよう周知徹底を行った。
オ（意見）概算払の必要性に係る周知徹底について 【意見】	【令和6年2月8日通知】 概算払いの必要性に係る周知徹底については、令和5年5月に、指摘を受けた所管課

補助金交付は精算払が原則であるにもかかわらず、必要性が検討されずに概算払が行われることは、根拠なく補助事業者へ資金的余裕を与えることとなり、原則どおり精算払が行われる補助金と比較して平仄が合わないと考えられる。 よって、市においては、複数の詳細監査対象補助金について同様の事案が発見された状況に鑑み、福岡市補助金交付規則及び補助金事務の手引きに記載のとおり、概算払の必要性を厳密に検討するよう市全体に周知徹底することが望ましい。 その上で詳細監査対象とならなかった補助金についても、【現状】に記載した内容（報告書 39P 参照）と同様の事例がないかどうかを市全体で確認することが望ましい。 （財政局財政調整課）	だけではなく、各局・区・室長に対し、令和 4 年度包括外部監査における指摘事項等への対応について通知し、確認を促すとともに、福岡市補助金交付規則及び補助金事務の手引きの内容を改めて確認し、事前交付（概算払い及び前金払い）の必要性を厳密に検討するように周知徹底を行った。
カ（意見）事業費補助と運営費補助の区分、運営費補助を行う条件等の整理について 【意見】 運営費補助は、補助対象団体の高い公益性等に留意して運営に係る経費に対して補助金が交付される。しかし、運営費補助は、補助金の使途が特定の事業に限定されず、補助対象経費の範囲が広い、又は曖昧となり、補助による効果が分かりにくいとの指摘がある。 このため、他の地方公共団体では運営費補助を原則として廃止又は縮小して、事業費補助へ切り替えるといった方針で補助事業が取り組まれている。 また、市においても【現状】に記載したとおり（報告書 40P 参照）、福岡市補助金ガイドラインでは事業費補助が原則であることが伺える。 しかし、【現状】に記載のとおり（報告書	【令和 6 年 2 月 8 日通知】 事業費補助と運営費補助の区分、運営費補助を行う条件等の整理については、令和 5 年 5 月に、指摘を受けた所管課だけではなく、各局・区・室長に対し、令和 4 年度包括外部監査における指摘事項等への対応について通知し、確認を促すとともに、福岡市補助金ガイドラインに記載のとおり補助の対象は、交付先が実施する特定事業であって補助対象事業、支出の目的・趣旨、対象経費は厳密・明確に規定し、事業費補助を原則とすることを併せて通知し、事業費補助としての整理が不十分なもの等は改めて整理するよう周知徹底を行った。

40P 参照)、運営費補助と事業費補助との区分や整理が曖昧な事例が発見されており、結果として補助事業の目的や効果が分かりづらいものになっていると考えられる。 よって、市においては、運営費補助及び事業費補助に関する区分、補助事業は原則として事業費補助である旨、例外的に認められる運営費補助の具体的な条件等について整理を行い、福岡市補助金ガイドライン等に記載の上、市全体へ周知徹底することが望ましい。 その上で詳細監査対象とならなかった補助金についても、【現状】に記載した内容(報告書40P参照)と同様の事例がないかどうかを市全体で確認することが望ましい。 (財政局財政調整課)	
キ(意見)間接補助実施に係る適切な運用について 【意見】 間接補助を認める際に、再交付先への配分基準や審査基準を補助金交付要綱に明記せずに交付の可否、交付先、交付対象事業等を全て補助対象事業者に委ねることは、当該事業者の方針や運用次第では市税を原資とする補助金が補助金交付要綱の趣旨から逸脱した取扱いがなされる可能性も否定できない。 よって、市においては、複数の詳細監査対象補助金について同様の事案が発見された状況に鑑み、福岡市補助金ガイドラインに記載のとおり、間接補助実施の条件を厳密に運用するよう市全体に周知徹底することが望ましい。 その上で詳細監査対象とならなかった補助金についても、【現状】に記載した内容(報告書41P参照)と同様の事例がないかどうか	【令和6年2月8日通知】 間接補助実施に係る適切な運用については、令和5年5月に、指摘を受けた所管課だけではなく、各局・区・室長に対し、令和4年度包括外部監査における指摘事項等への対応について通知し、確認を促すとともに、福岡市補助金ガイドラインの内容を改めて確認し、則していない補助金等は要綱の改正や運用の見直しをするよう周知徹底を行った。

かを市全体で確認することが望ましい。 (財政局財政調整課)	
ク（意見）補助金交付に係る事務手続きの適切な運用について 【意見】 上記に記載のとおり（報告書 42, 43P 参照）、補助対象経費が明示されていない事例、記載内容が不足している事例等は、適切な審査が実施できない可能性が生じるとともに、記載内容に対する審査が不十分である事例等があれば、誤った金額で補助金を交付決定しかねない。 よって、市においては、複数の詳細監査対象補助金について同様の事案が発見された状況に鑑み、補助金事務の手引きに記載のとおり、補助金交付に係る事務手続を適切に運用するよう市全体に周知徹底することが望ましい。 その上で詳細監査対象とならなかった補助金についても、【現状】に記載した内容（報告書 42, 43P 参照）と同様の事例がないかどうかを市全体で確認することが望ましい。 (財政局財政調整課)	【令和 6 年 2 月 8 日通知】 補助金交付に係る事務手続きの適切な運用については、令和 5 年 5 月に、指摘を受けた所管課だけではなく、各局・区・室長に対し、令和 4 年度包括外部監査における指摘事項等への対応について通知し、確認を促すとともに、補助金事務の手引きの内容を改めて確認し、則していない補助金等は要綱の改正や運用の見直しをするよう周知徹底を行った。
ケ（意見）市役所内設置の任意団体に係る適格性等の検討について 【意見】 地方自治法上、補助金は、公益上必要がある場合に交付することができるとされている。より具体的に言えば、地方公共団体は、条例や要綱等で定められたルールに基づいて補助金を交付し、事業者に補助事業を実施してもらうことによって、市の行政目的が補完、促進されることになると考えられる。 かかる趣旨からすれば、補助金の交付先は、地方公共団体から独立、自立した組織	【令和 6 年 2 月 8 日通知】 市役所内設置の任意団体に係る適格性等の検討については、令和 5 年 5 月に、指摘を受けた所管課だけではなく、各局・区・室長に対し、令和 4 年度包括外部監査における指摘事項等への対応について通知し、確認を促すとともに、下記 1～6 のような運用を行っている補助金は、補助対象団体としての適格性を改めて整理するとともに、補助事業からの市の自主事業への変更可能性を検討するよう併せて通知し、則していない補助金等は要綱の改正や運用の見直しをするよう周知徹底を行った。

であることが求められると考えられる。 しかし、【現状】に記載した特徴を勘案すると（報告書 44P 参照）、市が事業の事務局の大部分を担っていることに加え、事業実績調査も事務局の担当部局自ら行っており、補助金の交付先としての適格性に問題がある。すなわち、事実上、市が補助金の交付者であり、かつ補助事業者でもあるという状態であり、補助金の適切な運用が妨げられるリスクが高まるほか、補助金における公益上の必要性について疑念が生じる可能性がある。 このため、【現状】に記載した特徴がある補助金については（報告書 44P 参照）、補助対象団体としての適格性、補助事業から市の自主事業への変更可能性を検討すべきと考える。 よって、市においては、複数の詳細監査対象補助金について同様の事案が発見された状況に鑑み、詳細監査対象とならなかった補助金についても、【現状】に記載した内容（報告書44P参照）と同様の事例がないかどうかを市全体で確認することが望ましい。 （財政局財政調整課）	1 補助対象団体に法人格はなく、任意団体である。 2 補助対象団体の事務局は、市役所内にある。 3 補助対象団体の事務局職員は、市職員が担当している。 4 補助対象団体の収入の多くは補助金のみであり、同団体の事業と、補助金交付要綱が定める補助金事業が、同内容となっている。 5 補助対象団体の経理規定が、一部市の規定に準じたものとなっている。 6 補助対象団体の事務局を担当する市職員の部署と、本補助金の確定のために事業実績の調査を担当する部署が同じである。
コ（意見）実績報告に係る確認の強化及び周知徹底について 【意見】 必要に応じて原始証憑の確認を含めた支出内容の詳細確認を実施していないことは、補助対象外経費への補助金充当や私的流用等のリスクを高めることになり、問題がある。 もちろん、実績確認の方法については、補助対象経費の内容や実績確認に係る費用対効果等を勘案して個別に決定されるべき	【令和 6 年 2 月 8 日通知】 実績報告に係る確認の強化及び周知徹底については、令和 5 年 5 月に、指摘を受けた所管課だけではなく、各局・区・室長に対し、令和 4 年度包括外部監査における指摘事項等への対応について通知し、確認を促すとともに、福岡市補助金規則及び補助金事務の手引きの内容を改めて確認し、実績報告の確認にあたっては、事業実績報告書及び収支明細書等の帳簿類の内容確認だけではなく、必要に応じて、領収書・レシート等の原始証憑の

であり、一律に全ての原始証憑を確認することが適切とは言えない。 しかし、補助金によっては、食糧費のように補助対象経費としてリスクが比較的高いと考えられる費目が含まれていたり、人件費のように補助対象経費か補助対象外経費かの根拠資料を確認する必要がある費目が含まれていたりするなど、実績確認には慎重を期した方がよいと考えられる場合がある。 【現状】に記載した発見事例については（報告書 45P 参照）、上記のリスクを踏まえて実績確認を慎重に行い、必要に応じて交付先へのヒアリングや原始証憑の確認等を実施するなどして、実績報告に係る確認の強化を図ることが望ましい。 よって、複数の詳細監査対象補助金について同様の事案が発見された状況に鑑み、市においては、補助金ガイドラインなどに実績報告に係る確認の強化について記載し、市としてのルールを明確化するとともに、運用方法を市全体に周知徹底することが望ましい。 その上で詳細監査対象とならなかった補助金についても、【現状】に記載した内容（報告書45P参照）と同様の事例がないかどうかを市全体で確認することが望ましい。 （財政局財政調整課）	確認や、補助対象経費に人件費が含まれる場合における補助対象事業への従事等がわかる資料の確認を含めた支出内容の詳細確認を適宜実施するよう併せて通知し、則していない補助金等は要綱の改正や運用の見直しをするよう周知徹底を行った。
サ（意見）指標の設定に係る検討の強化について 【意見】 評価指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点か	【令和 6 年 2 月 8 日通知】 指標の設定に係る検討の強化については、令和 5 年 5 月に、指摘を受けた所管課だけではなく、各局・区・室長に対し、令和 4 年度包括外部監査における指摘事項等への対応について通知し、確認を促すとともに、「施策・事業の推進にあたっての適切なKPIの設定等について（依頼）」（平成27年 9 月 29

らも問題がある。 補助金事業の性質上、「補助事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定が困難であるにしても、例えば、補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標の設定を検討することは可能であると考えられる。 よって、市においては、他自治体の事例も参照しながら（報告書 46, 47P 参照）、例えば評価指標の必要性及び評価指標の選定に関する具体的な考え方を福岡市補助金ガイドラインに明記する等の方法により、指標の設定に係る検討の強化を図ることが望ましい。 また、詳細監査対象とならなかった補助金においても、【現状】に記載した内容（報告書 46P 参照）と同様の事例が無いかどうかを市全体で確認することが望ましい。 （財政局財政調整課）	日付け総行政第54号）の通知の内容を改めて確認し、KPIの設定等、適切に対応するよう併せて通知し、則していない補助金等については要綱の改正や運用の見直しをするよう周知徹底を行った。
シ（意見）補助金交付要綱の終期設定に係る運用の強化について 【意見】 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。 福岡市補助金ガイドラインに示された視点による検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。 よって、市においては、福岡市補助金ガ	【令和 6 年 2 月 8 日通知】 補助金交付要綱の終期設定に係る運用の強化については、令和 5 年 5 月に、指摘を受けた所管課だけではなく、各局・区・室長に対し、令和 4 年度包括外部監査における指摘事項等への対応について通知し、確認を促すとともに、福岡市補助金ガイドラインの補助金の継続に関する検証の視点の内容を改めて確認し、継続の判断にあたっては、その必要性を十分に検証するよう併せて通知し、周知徹底を行った。

イドラインにおいて示された終期設定の趣旨が各補助金の所管課に十分に浸透するように、運用の強化を図ることが望ましい。 また、詳細監査対象とならなかった補助金においても、【現状】に記載した内容（報告書 48, 49P 参照）と同様の事例が無いかどうかを市全体で確認することが望ましい。 （財政局財政調整課）	
---	--

3 監査の結果及び意見（各論）

（1）総務企画局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況 及 び 市 の 見 解
ア 公益財団法人福岡アジア都市研究所補助金（企画調整部企画課） ① （結果）事業費補助としての取扱いの徹底について 【指摘事項】 補助対象経費の一部が、本補助金交付要綱の改定により削除されたにもかかわらず、引き続き当該項目に該当する可能性のある支出が補助対象経費に計上されていることは、適正な補助金の執行から逸脱する可能性があるほか、事業費補助としての位置付け自体が不明確になり、問題がある。 したがって、市は、収支計画書上の「法人（人件費）」及び「法人（管理費）」が「財団の運営に関する事業」に該当しないか慎重に検討の上、該当する場合は補助対象外として扱うことにより、事業費補助としての取扱いを徹底すべきである。 （企画課）	【措置済（令和6年2月8日通知）】 指摘を受けた「法人（人件費）」、「法人（管理費）」について、公益財団法人福岡アジア都市研究所補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に基づく支出か改めて確認し、当該経費は、補助対象経費であることを確認した。 補助金申請にあたっての収支計画書が公益財団法人である福岡アジア都市研究所の会計規程上の表現で作成されたことで、一見して要綱に基づく支出か区別できなかったため、補助金交付先の福岡アジア都市研究所と当該指摘事項を共有し、補助金申請にあたっての根拠資料を補助対象事業であることが分かる表現に整理した上で、双方確認することで、事業費補助としての取扱いを改めて徹底した。
② （結果）消費税の仕入れ税額控除にかかわる取扱いの補助金交付要綱への反映について	【措置済（令和6年2月8日通知）】 福岡アジア都市研究所補助金交付要綱を令和5年4月1日付で改正し、消費税の仕入

【指摘事項】 交付先の消費税計算の過程において仕入税額控除が生じる場合、結果として補助金の交付額が過大となり、適正な補助金の執行を行う上で問題となる可能性がある。 この点、補助金の交付先が公益財団法人である場合、非課税売上が多いため課税事業者とならない、又は消費税法に定める特定収入の割合が5%を超えており、補助事業に係る仕入税額控除ができないといった可能性も考えられる。しかし、上記の場合に該当せず、消費税相当の補助金額が過大交付されている可能性も否定できない。 よって、市は、補助金の過大交付のリスクを低減するためには、本補助金交付要綱において、補助事業に係る仕入税額控除が生じ得るか否かについての判定や実際に仕入税額控除が生じた場合の補助金返還に関する事項等の条項を設けておくべきである。 (企画課)	税額控除に関する条項について追加した。
③ （結果）補助事業に係る収入の区分経理について 【指摘事項】 収支計画書上、収入については補助事業と補助対象外事業に区分されていなかったため、補助金額の算出根拠が書面上、不明確であった。このことは、補助金上限額の算出を誤り、本補助金交付要綱が定める算出方法から逸脱するリスクを高めてしまうほか、補助事業の収支状況を正確に把握することができず、説明責任の観点からも問題がある。 よって、市は、【現状】の＜本補助金額	【措置済（令和6年2月8日通知）】 令和4年度の補助金精算時に、補助金交付先である福岡アジア都市研究所と当該指摘事項を共有し、交付先の収入に係る資料について補助事業と補助対象外事業に区分を行った上で、区分方法を双方確認した。

の算出方法について＞に記載したとおり (報告書 54, 55P 参照)、補助金額の算出 において、交付先が獲得する収入も算定 要素に含まれる以上、交付先の収入につ いても支出同様、補助事業と補助対象外 事業に明確に区分すべきである。 (企画課)	
④ (意見) 補助金交付要綱における処 分制限財産の定義及び取扱いの明確化 について 【意見】 本補助金の交付先が処分制限財産を購 入する可能性があるにもかかわらず、補 助金交付要綱において処分制限財産の定 義及び取扱いが明確ではないことは、市 長の承認がないまま当該財産が譲渡され てしまう等、福岡市補助金交付規則に反 した取扱いがなされる可能性を否定でき ない。 よって、市においては、本補助金交付 要綱において、処分制限財産の定義を明 確にした上で当該財産の管理方法や処分 する場合の具体的な手続等、処分制限財 産の取扱いについて記載しておくことが 望ましい。加えて、本補助金の交付先が、 本補助金交付要綱で定めた処分制限財産 の取扱方法に従って当該財産を適切に管 理しているかどうかについて、定期的に モニタリングを行うことが望ましい。 (企画課)	【令和 6 年 2 月 8 日通知】 福岡アジア都市研究所補助金交付要綱を 令和 5 年 4 月 1 日付で改正し、処分制限財産 の取扱について追加した。また、定期的なモ ニタリングとして、補助金額の実績確認の現 地調査時に、財産の視認及び財産管理台帳の 確認を行うこととした。
イ 福岡県留学生交流事業補助金 (国際部 国際政策課) ① (意見) 定量的な評価指標の設定に ついて 【意見】 市が本補助金について交付目的に沿っ	【令和 6 年 2 月 8 日通知】 実績報告書により、補助金を活用して、ど の程度活動が活発に行われたかを確認する とともに、福岡県留学生会に所属する留学生 へのアンケートを令和 5 年度より実施する。 また、補助金対象事業の目的の達成度がわか

て使用されているかどうかに関して確認している点は評価できる。 しかし、本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考ええる。 よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標や、福岡県留学生に対するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。 (国際政策課)	る指標を令和6年度より設定する。
ウ 日本国際連合協会福岡県本部交流啓発事業補助金（国際部アジア連携課） ① （意見）補助金終期の延長に係る詳細検討について 【意見】 本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権	【令和6年2月8日通知】 令和6年度の補助金終期を延長する際は、十分な検討を行った上で、延長の理由を補助金ガイドラインの検証視点に沿う形で補助金調書に明確に記載する。

化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。 本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。 よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。 (アジア連携課)	
② (意見) 定量的な評価指標の設定について 【意見】 市が本補助金について交付目的に沿って使用されているかどうかに関して確認している点は評価できる。 しかし、本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考ええる。 よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標や、補助対象事業に対するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。 (アジア連携課)	【令和6年2月8日通知】 実績報告書により、補助金を活用して、どの程度活動が活発に行われたかを確認するとともに、講演会参加者へのアンケート等を令和5年度より実施する。また、補助金対象事業の目的の達成度がわかる指標を令和6年度より設定する。

(2) 市民局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況 及 び 市 の 見 解
ア 自治協議会共創補助金（コミュニティ推進部コミュニティ推進課） ① （意見）補助金終期の延長に係る詳細検討について 【意見】 本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。 本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。 よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。 （コミュニティ推進課）	【令和6年2月8日通知】 補助金終期の延長に係る詳細検討については、現在の要綱の周期が令和7年3月31日であることから、補助金ガイドラインの検証視点に基づき、令和6年度に検討を行うこととした。
② （結果）補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置及び警察への照会確認実施の検討について 【指摘事項】	【措置済（令和6年2月8日通知）】 暴力団の排除措置については、令和5年度中に要綱を改め、暴力団排除条項を定めるとともに、令和6年度から警察への照会確認を

特段の理由もなく排除措置を実施しないことは、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクがあり、問題がある。 よって、市においては、本補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置及び警察への照会確認の実施を検討すべきである。なお、明らかに排除措置が不要であると判断される場合には、その理由を文書化しておくべきである。 (コミュニティ推進課)	実施することとした。
③ (意見) 補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について 【意見】 本補助金の交付先が処分制限財産を購入する可能性があるにもかかわらず、補助金交付要綱において処分制限財産の定義及び取扱いが明確ではないことは、市長の承認がないまま当該財産が譲渡されてしまう等、福岡市補助金交付規則に反した取扱いがなされる可能性を否定できない。 よって、市においては、本補助金交付要綱において、処分制限財産の定義を明確にした上で当該財産の管理方法や処分する場合の具体的な手続等、処分制限財産の取扱いについて記載しておくことが望ましい。加えて、本補助金の交付先が、本補助金交付要綱で定めた処分制限財産の取扱方法に従って当該財産を適切に管理しているかどうかについて、定期的にモニタリングを行うことが望ましい。 (コミュニティ推進課)	【令和6年2月8日通知】 処分制限財産については、令和6年度から要綱を改め、定義及びその取扱いを明確に定めるとともに、定期的なモニタリングを実施することとした。
イ 地域交流広場等管理運営事業補助金 (コミュニティ推進部コミュニティ推進課)	【令和6年2月8日通知】 補助金終期の延長に係る詳細検討について

課) ① (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について 【意見】 本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。 本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。 よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。 (コミュニティ推進課)	ては、現在の要綱の終期が令和7年3月31日であることから、補助金ガイドラインの検証視点に基づき、令和6年度に検討を行うこととした。
② (意見) 福岡市地域交流広場助成要綱における補助対象経費の明確化について 【意見】 市は、本補助金の使途について、【現状】に記載のとおり(報告書70P参照)、「管理運営事業補助金を交付することができ	【令和6年2月8日通知】 補助対象経費については、令和6年度から要綱を改め、補助対象経費を明確に規定することとした。

る」と定めているのみであり、具体的な補助対象経費について規定していない。 市によれば、実際には、地域交流広場の清掃費や、お茶代等に充てられているとのことである。 1件当たりの補助金額は少額であり、本監査の範囲内において、本助成要綱の交付目的に照らして問題があると考えられる支出は識別されなかった。 (コミュニティ推進課)	
③ (意見) 定量的な評価指標の設定について 【意見】 本補助事業が土地所有者の善意や地域住民団体の自主的な努力により成立している以上、例えば地域交流広場数の増減が指標に馴染まないことは理解できる。 しかし、本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考ええる。 よって、市においては、地域住民団体に対する意識調査の結果やアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。 (コミュニティ推進課)	【令和6年2月8日通知】 補助金の必要性や効果をはかるため、令和5年度末より広場管理運営委員会に対してアンケート調査を定期的実施することとした。
ウ 地域振興補助金（生活安全部防犯・交通安全課） ① (結果) 補助対象団体としての適格性の検討について 【指摘事項】 地方自治法上、補助金は、公益上必要	【措置未了（令和6年9月30日通知）】 本協議会の事務局は市が担っており、交付された補助金は準公金に該当するため、「福岡市準公金等取扱事務処理要領」に基づき適正に処理している。 なお、補助事業を市の事業として実施する

がある場合に交付することができるとされている。より具体的に言えば、地方公共団体は、条例や要綱等で定められたルールに基づいて補助金を交付し、事業者に補助事業を実施してもらうことによって市の行政目的が補完、促進されることになると考えられる。 かかる趣旨からすれば、補助金の交付先は、地方公共団体から独立、自立した組織であることが求められると考えられる。 しかし、本協議会について、【現状】に記載した状況を勘案すると、市が事業の事務局の大部分を担っていることに加え、事業実績調査も事務局の担当部局自ら行っており、補助金の交付先としての適格性に問題がある。すなわち、事実上、市が補助金の交付者であり、かつ補助事業者でもあるという状態であり、補助金の適切な運用が妨げられるリスクが高まるほか、本補助金における公益上の必要性について疑念が生じる可能性がある。 よって、市は、当該団体が補助対象団体として適格かどうか、また、そもそも補助事業を市の事業として実施することはできないかについて検討すべきである。 (防犯・交通安全課)	ことについて、現在、検討を行っている。
② (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について 【意見】 本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支	【令和6年2月8日通知】 補助金終期の延長に係る詳細検討については、現在の要綱の終期が令和7年3月31日であることから、補助金ガイドラインの検証視点に基づき、令和6年度に検討を行うこととした。

援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。 本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。 よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。 (防犯・交通安全課)	
③ (意見) 定量的な評価指標の設定について 【意見】 評価指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題がある。 この点、「市内交通事故発生件数（暦年）」という評価指標は、「補助金事業を通じて、最終的にどのような効果をもたらしたか」というアウトカム指標としては評価できる。 しかし、当該指標は、交通安全対策に係る様々な活動の積み重ねの結果、達成	【令和6年2月8日通知】 【意見】の趣旨を踏まえ、定量的な評価指標の設定については、本補助金との因果関係が、分かりやすい指標の設定の検討を令和5年度から行うこととした。

され得るものであり、本補助金事業と当該指標との因果関係や貢献度が不明である以上、補助金事業の評価指標としては不足していると言わざるを得ない。 よって、市においては、本補助金事業の性質上、「補助事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定が困難であるにしても、例えば、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標の設定を検討することが望ましい。 (防犯・交通安全課)	
エ 交通安全関係補助金（地区交通安全協会補助金）（生活安全部防犯・交通安全課） ① （意見）補助金終期の延長に係る詳細検討について 【意見】 本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。 本補助金について補助金終期の延長に	【令和6年2月8日通知】 補助金終期の延長に係る詳細検討については、現在の要綱の終期が令和7年3月31日であることから、補助金ガイドラインの検証視点に基づき、令和6年度に検討を行うこととした。

係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。 よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。 (防犯・交通安全課)	
② (意見) 定量的な評価指標の設定について 【意見】 評価指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題がある。 この点、「市内交通事故発生件数（暦年）」という評価指標は、「補助金事業を通じて、最終的にどのような効果をもたらしたか」というアウトカム指標としては評価できる。 しかし、当該指標は、交通安全対策に係る様々な活動の積み重ねの結果、達成され得るものであり、本補助金事業と当該指標との因果関係や貢献度が不明である以上、補助金事業の評価指標としては不足していると言わざるを得ない。 本補助金事業の性質上、「補助事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定が困難であるにしても、例えば、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発に行われたか」といったアウトプット指標の設定を検討することが望ましい。	【令和6年2月8日通知】 【意見】の趣旨を踏まえ、定量的な評価指標の設定については、本補助金との因果関係が、分かりやすい指標の設定の検討を令和5年度から行うこととした。

(防犯・交通安全課)	
オ 福岡市街頭防犯カメラ設置補助金（生活安全部防犯・交通安全課） ① （意見）補助金終期の延長に係る詳細検討について 【意見】 本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。 本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。 よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。 (防犯・交通安全課)	【令和6年2月8日通知】 補助金終期の延長に係る詳細検討については、現在の要綱の終期が令和7年3月31日であることから、補助金ガイドラインの検証視点に基づき、令和6年度に検討を行うこととした。
カ 福岡市暴力追放推進協議会事業補助金（生活安全部防犯・交通安全課） ① （結果）補助対象団体としての適格性の検討について 【指摘事項】 地方自治法上、補助金は、公益上必要	【措置未了（令和6年9月30日通知）】 本協議会の事務局は市が担っており、交付された補助金は準公金に該当するため、「福岡市準公金等取扱事務処理要領」に基づき適正に処理している。 なお、補助事業を市の事業として実施する

がある場合に交付することができる」とされている。より具体的に言えば、地方公共団体は、条例や要綱等で定められたルールに基づいて補助金を交付し、事業者に補助事業を実施してもらうことによって市の行政目的が補完、促進されることになると考えられる。 かかる趣旨からすれば、補助金の交付先は、地方公共団体から独立、自立した組織であることが求められると考えられる。 しかし、本協議会について、【現状】に記載した状況（報告書 83P 参照）を勘案すると、市が事業の事務局の大部分を担っていることに加え、事業実績調査も事務局の担当部局自ら行っており、補助金の交付先としての適格性に問題がある。すなわち、事実上、市が補助金の交付者であり、かつ補助事業者でもあるという状態であり、補助金の適切な運用が妨げられるリスクが高まるほか、本補助金における公益上の必要性について疑念が生じる可能性がある。 市は、当該団体が補助対象団体として適格かどうか、また、そもそも補助事業を市の事業として実施することはできないかについて検討すべきである。 （防犯・交通安全課）	ことについて、現在、検討を行っている。
② （結果）補助金交付要綱における補助対象経費の見直しについて 【指摘事項】 【現状】の＜補助対象経費に該当しないと考えられる支出＞で挙げた支出内容は（報告書 85P 参照）、いずれも暴力追放運動の一環として交付先団体において実施されたものであり、本補助金の交付目	【措置済（令和 6 年 2 月 8 日通知）】 補助金の対象経費については、令和 5 年度に、補助対象経費の見直しを行い、要綱を改正した。

的に照らせば、不適切な支出とは言えないとも考えられる。 しかし、本補助金交付要綱の補助対象経費に含まれていない支出に対して補助金を交付することは、本来遵守すべき補助金交付要綱に逸脱することになり、問題がある。 市は、補助対象経費について見直しを行い、必要に応じて補助金交付要綱を改訂すべきである。 (防犯・交通安全課)	
③ (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について 【意見】 本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。 本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。 よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドライ	【令和6年2月8日通知】 補助金終期の延長に係る詳細検討については、現在の要綱の終期が令和7年3月31日であることから、補助金ガイドラインの検証視点に基づき、令和6年度に検討を行うこととした。

ンの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。 (防犯・交通安全課)	
④ (意見) 定量的な評価指標の設定について 【意見】 評価指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題がある。 この点、「県下の暴力団員構成員数」という評価指標は、「補助金事業を通じて、最終的にどのような効果をもたらしたか」というアウトカム指標としては評価できる。 しかし、当該指標は、暴力団対策に係る様々な活動の積み重ねの結果、達成され得るものであり、本補助金事業と当該指標との因果関係や貢献度が不明である以上、補助金事業の評価指標としては不足していると言わざるを得ない。 本補助金事業の性質上、「補助事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定が困難であるにしても、例えば、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標の設定を検討することが望ましい。 (防犯・交通安全課)	【令和6年2月8日通知】 【意見】の趣旨を踏まえ、定量的な評価指標の設定については、本補助金との因果関係が、分かりやすい指標の設定の検討を令和5年度から行うこととした。
キ 福岡市地区防犯協会事業補助金（生活安全部防犯・交通安全課） ① (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について	【令和6年2月8日通知】 補助金終期の延長に係る詳細検討については、現在の要綱の終期が令和7年3月31日であることから、補助金ガイドラインの検

【意見】 本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。 本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。 よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。 (防犯・交通安全課)	証視点に基づき、令和6年度に検討を行うこととした。
② （意見）定量的な評価指標の設定について 【意見】 評価指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題がある。 この点、「刑法犯認知件数（暦年）」と	【令和6年2月8日通知】 【意見】の趣旨を踏まえ、定量的な評価指標の設定については、本補助金との因果関係が、分かりやすい指標の設定の検討を令和5年度から行うこととした。

いう評価指標は、「補助金事業を通じて、最終的にどのような効果をもたらしたか」というアウトカム指標としては評価できる。 しかし、当該指標は、防犯対策に係る様々な活動の積み重ねの結果、達成されるものであり、本補助金事業と当該指標との因果関係や貢献度が不明である以上、補助金事業の評価指標としては不足していると言わざるを得ない。 本補助金事業の性質上、「補助事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定が困難であるにしても、例えば、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標の設定を検討することが望ましい。 (防犯・交通安全課)	
ク 保護司会補助金（生活安全部防犯・交通安全課） ① （意見）補助金終期の延長に係る詳細検討について 【意見】 本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権	【令和6年2月8日通知】 補助金終期の延長に係る詳細検討については、現在の要綱の終期が令和7年3月31日であることから、補助金ガイドラインの検証視点に基づき、令和6年度に検討を行うこととした。

化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。 本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。 よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。 (防犯・交通安全課)	
② (意見) 定量的な評価指標の設定について 【意見】 本補助事業が保護司の善意や自主的な努力により成立しており、事業の性質上、「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定が困難であることは理解できる。 しかし、本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考ええる。 よって、市においては、事業実績報告書を通じて「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標の設定を検討することが望ましい。 (防犯・交通安全課)	【令和6年2月8日通知】 【意見】の趣旨を踏まえ、定量的な評価指標の設定については、本補助金との因果関係が、分かりやすい指標の設定の検討を令和5年度から行うこととした。
③ (意見) 補助金概算払の時期見直しの検討について	【令和6年2月8日通知】 補助金概算払の時期については、当該団体

【意見】 本補助金の概算払の時期が、補助金事業の支出が集中しやすいと考えられる時期の後になっていることは、本協議会にとって活用しづらい補助金になっている可能性がある。 よって、市においては、本協議会に対して意見聴取を行い、スケジュールや事務負担への影響等も勘案の上、概算払の時期を早めることができないかについて検討することが望ましい。 (防犯・交通安全課)	の資金計画を勘案した上で、事務負担への影響等、団体の事情にも配慮しつつ、適切な時期を検討していくこととした。
ケ 福岡市スポーツ推進委員協議会事業補助金（スポーツ推進部スポーツ推進課） ① （意見）補助金額算出方法見直しの検討について 【意見】 福岡市スポーツ推進委員協議会事業補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）上、市予算の範囲内であれば、補助事業の経費に対して100%補助することが可能となっている。 しかし、次の点について、本補助金交付要綱には具体的な規定が無いことから補助金の過大交付のリスクがあり、本補助金交付要綱上の補助金額算出方法を見直す余地があると考えられる。 ・会費収入があるので、当該自主財源分を補助金額算出上、控除すべきではないか ・繰越金が生じているので、補助金額算出上、加味すべきではないか 実際の補助金額算出に当たっては、令和3年度収支計画書によれば、市の補助	【令和6年2月8日通知】 当該補助金については、次年度の事業内容や会費収入、繰越金等の状況を踏まえ、毎年度の予算額を決定しているところであり、過大な交付としないと考えるが、繰越金等の取扱いをより明確化する観点から、本補助金交付要綱における繰越金等の取扱いの明示について、今後検討を行うこととした。

金額が、補助対象支出合計額を下回っており、会費収入や繰越金が一定程度加味されているように見受けられる。 よって、市においては、適正な補助金の執行を担保する観点から、補助金額の算出方法に当たって会費収入や繰越金をどのように加味するのか検討するとともに、本補助金交付要綱上で明示することが望ましい。 (スポーツ推進課)	
② (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について 【意見】 本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。 本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。 よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的	【令和6年2月8日通知】 補助金終期の延長に係る詳細検討については、現在の要綱の終期が令和7年3月31日であることから、補助金ガイドラインの検証視点に基づき、令和6年度に検討を行うこととした。

に検討することが望ましい。 (スポーツ推進課)	
③ (意見) 定量的な評価指標の設定について 【意見】 評価指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題がある。 この点、「スポーツを『する』活動を週1回以上行っている市民の割合」及び「スポーツをする場や機会が身近にあると感じる市民の割合」という評価指標は、「補助金事業を通じて、最終的にどのような効果をもたらしたか」というアウトカム指標としては評価できる。 しかし、当該指標は、スポーツの推進に係る様々な活動の積み重ねの結果、達成され得るものであり、本補助金事業と当該指標との因果関係や貢献度が不明である以上、補助金事業の評価指標としては不足していると言わざるを得ない。 本補助金事業の性質上、「補助事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定が困難であるにしても、例えば、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書や福岡市スポーツ推進委員の活動報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発に行われたか」といったアウトプット指標の設定を検討することが望ましい。 (スポーツ推進課)	【令和6年2月8日通知】 定量的な評価指標の設定については、令和6年度から当該補助金を活用して行われた活動等のアウトプット指標の設定を行うこととした。

コ スポーツ大会開催特別補助金（スポーツ推進部スポーツ推進課） ① （結果）実績確認の徹底について 【指摘事項】 必要に応じて帳簿類や原始証憑の確認を含めた支出内容の詳細確認を実施していないことは、補助対象外経費への補助金充当や私的流用等のリスクを高めることになり、問題がある。 もちろん、実績確認の方法については、補助対象経費の内容や実績確認に係る費用対効果等を勘案して個別に決定されるべきであり、一律に全ての帳簿類や原始証憑を確認することが適切とは言えない。 しかし、本補助金については、次のとおり（報告書 102P 参照）、類似の費目であっても補助対象経費に計上可能なものと対象外となるものがあり、交付先が提出する事業実績報告書及び収支計算書等の確認のみでは当該区別を判断することができないため、実績確認には慎重を期した方がよいと考えられる。 よって、市は、上記のリスクを踏まえ、実績確認を慎重に行い、必要に応じて交付先へのヒアリングや帳簿類及び原始証憑の確認等を実施すべきである。 （スポーツ推進課）	【措置済（令和 6 年 2 月 8 日通知）】 実績確認の徹底については、補助金額が適切に充当されているかの確実性をより高めるために、令和 5 年 4 月から収支計算書等の確認に加え、補助金相当額の領収書等の提出を求めることとし、補助金関係事務チェックリストに追記した。
② （意見）補助金終期の延長に係る詳細検討について 【意見】 本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支	【令和 6 年 2 月 8 日通知】 補助金終期の延長に係る詳細検討については、現在の要綱の終期が令和 7 年 3 月 31 日であることから、補助金ガイドラインの検証視点に基づき、令和 6 年度に検討を行うこととした。

援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。 本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。 よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。 (スポーツ推進課)	
③ (意見) 定量的な評価指標の設定について 【意見】 評価指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題がある。 この点、「スポーツを『する』活動を週1回以上行っている市民の割合」及び「スポーツをする場や機会が身近にあると感じる市民の割合」という評価指標は、「補助金事業を通じて、最終的にどのような効果をもたらしたか」というアウトカム指標としては評価できる。	【令和6年2月8日通知】 定量的な評価指標の設定については、当該補助金を活用して行われた活動等のアウトプット指標の設定等について検討を行うこととした。

しかし、当該指標は、スポーツの推進に係る様々な活動の積み重ねの結果、達成され得るものであり、本補助金事業と当該指標との因果関係や貢献度が不明である以上、補助金事業の評価指標としては不足していると言わざるを得ない。 本補助金事業の性質上、「補助事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定が困難であるにしても、例えば、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標の設定を検討することが望ましい。 (スポーツ推進課)	
サ スポーツ大会出場特別補助金（スポーツ推進部スポーツ推進課） ① （意見）補助金終期の延長に係る詳細検討について 【意見】 本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。	【令和6年2月8日通知】 補助金終期の延長に係る詳細検討については、現在の要綱の終期が令和7年3月31日であることから、補助金ガイドラインの検証視点に基づき、令和6年度に検討を行うこととした。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。 よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。 (スポーツ推進課)	
② (意見) 定量的な評価指標の設定について 【意見】 評価指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題がある。 この点、「スポーツを『する』活動を週1回以上行っている市民の割合」及び「スポーツをする場や機会が身近にあると感じる市民の割合」という評価指標は、「補助金事業を通じて、最終的にどのような効果をもたらしたか」というアウトカム指標としては評価できる。 しかし、当該指標は、スポーツの推進に係る様々な活動の積み重ねの結果、達成され得るものであり、本補助金事業と当該指標との因果関係や貢献度が不明である以上、補助金事業の評価指標としては不足していると言わざるを得ない。 本補助金事業の性質上、「補助事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定が困難であるにしても、例えば、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該	【令和6年2月8日通知】 定量的な評価指標の設定については、当該補助金を活用して行われた活動等のアウトプット指標の設定等について検討を行うこととした。

補助金を活用して、どの程度活動が活発に行われたか」といったアウトプット指標の設定を検討することが望ましい。 (スポーツ推進課)	
シ 地域振興補助金（区体育振興事業補助金）（スポーツ推進部スポーツ推進課） ① （意見）補助金終期の延長に係る詳細検討について 【意見】 本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。 本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。 よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。 (スポーツ推進課)	【令和6年2月8日通知】 補助金終期の延長に係る詳細検討については、現在の要綱の終期が令和7年3月31日であることから、補助金ガイドラインの検証視点に基づき、令和6年度に検討を行うこととした。

② （意見）定量的な評価指標の設定について 【意見】 評価指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題がある。 この点、「スポーツを『する』活動を週1回以上行っている市民の割合」及び「スポーツをする場や機会が身近にあると感じる市民の割合」という評価指標は、「補助金事業を通じて、最終的にどのような効果をもたらしたか」というアウトカム指標としては評価できる。 しかし、当該指標は、スポーツの推進に係る様々な活動の積み重ねの結果、達成され得るものであり、本補助金事業と当該指標との因果関係や貢献度が不明である以上、補助金事業の評価指標としては不足していると言わざるを得ない。 本補助金事業の性質上、「補助事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定が困難であるにしても、例えば、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発に行われたか」といったアウトプット指標の設定を検討することが望ましい。 （スポーツ推進課）	【令和6年2月8日通知】 定量的な評価指標の設定については、当該補助金を活用して行われた活動等のアウトプット指標の設定等について検討を行うこととした。
ス 福岡人権擁護委員協議会補助金（人権部人権推進課） ① （結果）補助金額算定方法根拠の明確化及び算出方法見直しの検討について	【他の方法で対応（令和6年2月8日通知）】 本補助金については、補助金交付要綱において補助の対象事業および対象経費を定め、相手方から提出される事業計画等を精査して、要綱の規定に該当するものを補助

【指摘事項】 補助金額の算出方法の根拠について詳細が不明であることは、適正な補助金額の算出及び説明責任の観点から問題がある。 補助金が特定の事業や研究等を育成、助長することを目的としている以上、特段の事情や根拠がない限り、原則として事業計画等を踏まえた必要経費に基づいて算出すべきであると考えられる。 よって、市は、補助金額の算出方法の根拠について改めて明確化すべきである。また、明確化した上で対象事業の実態と現在の補助金額の算出方法について平仄が合わない等がある場合は、算出方法の見直しを検討すべきである。 (人権推進課)	対象として金額を算出し、補助金を交付しているものであるが、補助金額の算出過程をより明確にするために、令和6年度から、補助金額の算出過程を記載した資料を添付することとした。
② (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について 【意見】 本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。	【令和6年2月8日通知】 補助金終期の延長に係る詳細検討については、現在の要綱の終期が令和7年3月31日であることから、補助金ガイドラインの検証視点に基づき、令和6年度に検討を行うこととした。

本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。 よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。 (人権推進課)	
③ (意見) 定量的な評価指標の設定について 【意見】 本補助金交付の目的である「人権擁護委員法の規定に基づく人権擁護委員の活動を助長することにより、福岡市の人権教育・啓発を推進すること」の達成度合いについて、一定の指標を設定し、定量的な評価を行うことが困難である点は理解できる。 しかし、本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考ええる。 よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標や、補助対象事業に対するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。 (人権推進課)	【令和6年2月8日通知】 定量的な評価指標については、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して、アウトプット指標やアウトカム指標を設定し、令和6年度に対する補助金にかかる対象事業から適用することとする。

セ 福岡県人権研究所補助金（人権部人権推進課） ① （結果）消費税の仕入税額控除に係る取扱いの補助金交付要綱への反映について 【指摘事項】 交付先の消費税計算の過程において仕入税額控除が生じる場合、結果として補助金の交付額が過大となり、適正な補助金の執行を行う上で問題となる可能性がある。 この点、補助金の交付先が公益社団法人である場合、非課税売上が多いため課税事業者とならない、又は消費税法に定める特定収入の割合が5%を超えており、補助事業に係る仕入税額控除ができないといった可能性も考えられる。しかし、上記の場合に該当せず、消費税相当の補助金額が過大交付されている可能性も否定できない。 よって、市は、補助金の過大交付のリスクを低減するためには、本補助金交付要綱において、補助事業に係る仕入税額控除が生じ得るか否かについての判定や実際に仕入税額控除が生じた場合の補助金返還に関する事項等の条項を設けておくべきである。 （人権推進課）	【措置済（令和6年2月8日通知）】 消費税の仕入税額控除に係る取扱いの補助金交付要綱への反映については、令和5年度の補助金交付要綱から、補助事業完了後に消費税等仕入控除税額が確定した場合の報告義務及び、仕入控除税額が生じた場合の補助金返還に関する条項を設けた。
② （意見）補助金終期の延長に係る詳細検討について 【意見】 本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支	【令和6年2月8日通知】 補助金終期の延長については、令和6年度に交付する補助金にかかる対象事業から、アウトプット指標を設定し、補助効果の検証を行うなど、より具体的、定量的に検討することとする。

援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。 本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。市によれば、本補助金は、継続期間が長期に渡っていることから、本補助金の必要性について慎重に検討するため、終期を1年後と短期間に設定しているとのことである。かかる状況を踏まえれば、終期を延長する場合には、特に慎重な検討が必要であると考えられる。 よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。 (人権推進課)	
③ (意見) 定量的な評価指標の設定について 【意見】 本補助金交付の目的である「市民の人権問題に関する理解の向上及び人権意識の高揚」は長期的に継続して実施していくものであり、その達成度合いについて、一定の指標を設定し、定量的な評価を行うことが困難である点は理解できる。 しかし、本補助金について達成すべき	【令和6年2月8日通知】 定量的な評価指標については、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して、アウトプット指標を設定し、令和6年度に対する補助金にかかる対象事業から適用することとする。

指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考ええる。 よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標等の設定を検討することが望ましい。 (人権推進課)	
---	--

(3) こども未来局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況 及 び 市 の 見 解
ア アジア太平洋こども会議・イン福岡 補助金(こども政策部こども健全育成課) ① (結果) 消費税の仕入税額控除に係る取扱いの補助金交付要綱への反映について 【指摘事項】 交付先の消費税計算の過程において仕入税額控除が生じる場合、結果として補助金の交付額が過大となり、適正な補助金の執行を行う上で問題となる可能性がある。 この点、補助金の交付先が特定非営利活動法人(NPO法人)である場合、非課税売上が多いため課税事業者とならない、又は消費税法に定める特定収入の割合が5%を超えており、補助事業に係る仕入税額控除ができないといった可能性も考えられる。しかし、上記の場合に該当せず、消費税相当の補助金額が過大交付されている可能性も否定できない。	【措置済(令和6年2月8日通知)】 消費税の仕入税額控除に係る取扱いの補助金交付要綱への反映については、本補助金交付要綱の見直しを行い、令和6年度から、消費税の仕入税額控除にかかる条項を追加することとした。

よって、市は、補助金の過大交付のリスクを低減するためには、本補助金交付要綱において、補助事業に係る仕入税額控除が生じ得るか否かについての判定や実際に仕入税額控除が生じた場合の補助金返還に関する事項等の条項を設けておくべきである。 (こども健全育成課)	
② (意見) 補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について 【意見】 本補助金の交付先が処分制限財産を購入する可能性があるにもかかわらず、補助金交付要綱において処分制限財産の定義及び取扱いが明確ではないことは、市長の承認がないまま当該財産が譲渡されてしまう等、福岡市補助金交付規則に反した取扱いがなされる可能性を否定できない。 よって、市においては、本補助金交付要綱において、処分制限財産の定義を明確にした上で当該財産の管理方法や処分する場合の具体的な手続等、処分制限財産の取扱いについて記載しておくことが望ましい。加えて、本補助金の交付先が、本補助金交付要綱で定めた処分制限財産の取扱方法に従って当該財産を適切に管理しているかどうかについて、定期的にモニタリングを行うことが望ましい。 (こども健全育成課)	【令和6年2月8日通知】 補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化については、本補助金交付要綱の見直しを行い、令和6年度から、処分制限財産にかかる条項を追加し、適宜確認を行うこととした。
③ (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について 【意見】 本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解	【令和6年2月8日通知】 補助金終期の延長に係る詳細検討については、福岡市補助金ガイドラインに記載された視点に沿った適切な検証が行えるよう、定量的な評価指標の設定を目標に、交付先団体

できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。 本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。 よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。 (こども健全育成課)	と協議し、現在の要綱の有効期限である令和6年度に向けて、令和5年度より整理を行うこととした。
④ (意見) 定量的な評価指標の設定について 【意見】 本補助金交付の目的である「本市青少年の健全育成の推進及び市民レベルの国際交流の推進」の達成度合いについて、一定の指標を設定し、定量的な評価を行うことが困難である点は理解できる。 しかし、本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほ	【令和6年2月8日通知】 定量的な評価指標の設定については、交付先団体との協議が必要であるため、令和6年度から適切な指標を設定することを目標に、令和5年度より検討を行うこととした。

か、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考ええる。 よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標や、補助対象事業に対するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。 (こども健全育成課)	
ウ 福岡市民間社会福祉施設運営費補助金(児童養護施設)(こども健やか部こども家庭課) ① (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について 【意見】 本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。 本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の	【令和6年2月8日通知】 補助金終期の延長に係る詳細検討については、福岡市補助金ガイドラインに記載された視点に沿って、従前の検証に加えて、令和6年度から研修参加者へのアンケートの活用など定量的な評価指標の設定を目標に、令和5年度より検討し、より具体的・定量的な観点からの検証を行うこととした。

趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。 よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。 (こども家庭課)	
② (意見) 定量的な評価指標の設定について 【意見】 本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えます。 よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標や、児童養護施設等に勤務する職員に対する雇用環境に関するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。 (こども家庭課)	【令和6年2月8日通知】 定量的な評価指標の設定については、令和6年度から研修参加者へのアンケートの活用等を目標に、令和5年度より検討を行うこととした。
③ (意見) 実績報告書における領収書の慎重な審査について 【意見】 実績報告書の内容について原始証憑の確認まで行っていることは評価できるが、明細のない領収書ではその内容を把握することができず、補助対象外経費への補助金充当や、私的流用等のリスクを	【令和6年2月8日通知】 実績報告書における領収書の慎重な審査については、令和5年3月に審査方法を見直し、令和5年度より補助事業者から提出される領収書については全て明細があるものを徴求するとともに、必要に応じて、補助事業者へのヒアリングを行うこととした。

高めることになりかねない。 そのため、補助事業者から提出される領収書については全て明細があるものを徴求することが望ましい。また、市においては、提出された領収書について金額の照合を行うだけでなく、その内容から補助対象経費に該当するものかどうかについても慎重に審査を行い、疑義がある場合には補助事業者ヒアリングを行う等追加の対応を行うことが望ましい。 (こども家庭課)	
エ 福岡市児童養護施設等整備事業費補助金（こども健やか部こども家庭課） ① （意見）補助金終期の延長に係る詳細検討について 【意見】 本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があつたのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。 本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。	【令和6年2月8日通知】 補助金終期の延長に係る詳細検討については、福岡市補助金ガイドラインに記載された視点に沿って、従前の検証に加えて、令和6年度から整備施設の家庭養育推進に向けて多機能化の活用状況を子育て短期支援事業等で把握することなどを目標に、令和5年度より検討し、より具体的・定量的な観点からの検証を行うこととした。

よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。 (こども家庭課)	
② (意見) 定量的な評価指標の設定について 【意見】 本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えます。 よって、市においては、例えば児童養護施設の平均利用人数を把握する等により「当該補助金を活用して、どの程度家庭的養護の推進が活発的に行われたか」といったアウトプット指標の設定を検討することが望ましい。 (こども家庭課)	【令和6年2月8日通知】 本補助金は、令和5年度から、国の方針に基づき家庭的な養育環境づくり等を行う施設整備を補助するものである。定量的な評価指標の設定については、令和5年3月に検討し、当該補助金を活用し、家庭養育推進に向けて多機能化した整備施設の活用状況を子育て短期支援事業等で把握することで効果を確認することとした。
③ (意見) 補助金交付要綱における補助対象の明確化について 【意見】 上記のとおり(報告書132,133P参照)、工事費のうち屋外整備工事費及び工事事務費のうち設計監理費の基本設計部分が本補助金の補助対象外とされている理由について、市の担当者に質問したところ、基準額となる国の交付額において当該経費は対象外とされているためとの回答であった。ただし、国の次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱を確認したところ、市の本補助金交付要綱と概ね同様の記載であり、明確に対象外である旨は	【令和6年2月8日通知】 補助金交付要綱における補助対象の明確化については、本交付要綱は、国の交付要綱をもとに作成していることから、今後、国の交付要綱において補助対象外の経費として明確化されれば、市の交付要綱についても補助対象外として明記する。 なお、国の質疑応答集において補助対象外と記載されており、補助事業者にも周知している。

把握できなかった。 補助対象が不明確である部分があることは補助事業の透明性の確保の観点から問題があると考えられるとともに、補助事業者にとっては補助金を見込んだ上で資金収支計画等を立てることから、補助対象が明確になっていることは重要と考えられる。 よって、市においては、補助対象を明確にするため市の本補助金交付要綱において、補助対象外となる経費について明確に規定することが望ましい。 (こども家庭課)	
オ 福岡市民間社会福祉施設運営費補助金(障がい児施設)(子育て支援部こども発達支援課) ① (結果) 補助金基準額算出表における入所者数のチェックについて 【指摘事項】 上記入通所者数比例割額(報告書 136P 参照)については入通所者数に福岡市民間社会福祉施設運営費補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)別表で定められた単価を乗じて計算されるものであり、計算結果をもって補助金交付額となる。 よって、市は、補助金額の適正性を担保するためにも入通所者数について原始証憑と照合すべきである。 (こども発達支援課)	【措置済(令和6年2月8日通知)】 入所者数のチェックについては、令和5年度より補助金額の適正性を担保するため、前年度の入通所者数について当課が保有するデータとの確認照合を行うこととし、令和5年6月に課内周知を行い、再発防止を図っている。
② (結果) 補助金終期の延長に係る詳細検討について 【指摘事項】 本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業の継続がその理由となっており、なぜ継続する必要があるのか	【措置済(令和6年2月8日通知)】 補助金終期の延長に係る詳細検討については、従前より福岡市補助金ガイドラインに記載された視点に沿って検証を行っていたが、継続が必要な理由を文書化していないかったため、令和5年6月に、事案を課内周知

という理由については検討されていない。例えば、「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討を行うべきであると考えられる。 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。 本補助金について補助金終期の延長に係る検討がされていないことは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。 よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえて具体的、定量的に検討する必要がある。 （こども発達支援課）	し、次回継続検討時（令和6年度末）に、継続が必要な理由を文書化することを徹底することとした。 併せて、令和6年度から啓発活動の頻度など定量的な評価指標の設定を目標に、より具体的・定量的な観点からの検証に取り組んでいく。
③ （意見）定量的な評価指標の設定について 【意見】 本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考ええる。 よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度施	【令和6年2月8日通知】 定量的な評価指標の設定については、啓発活動の頻度など、令和6年度からの定量的な指標の設定を目標に、令和5年度より検討することとした。

設運営が安定的に行われたか」といったアウトプット指標や、対象施設に児童を預けている保護者に対する満足度アンケートや対象施設に勤務する職員に対する処遇に関するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。 (こども発達支援課)	
④ (意見) 補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について 【意見】 本補助金の交付先が処分制限財産を購入する可能性があるにもかかわらず、補助金交付要綱において処分制限財産の定義及び取扱いが明確ではないことは、市長の承認がないまま当該財産が譲渡されてしまう等、福岡市補助金交付規則に反した取扱いがなされる可能性を否定できない。 よって、市においては、本補助金交付要綱において、処分制限財産の定義を明確にした上で当該財産の管理方法や処分する場合の具体的な手続等、処分制限財産の取扱いについて記載しておくことが望ましい。加えて、本補助金の交付先が、本補助金交付要綱で定めた処分制限財産の取扱方法に従って当該財産を適切に管理しているかどうかについて、定期的にモニタリングを行うことが望ましい。 (こども発達支援課)	【令和6年2月8日通知】 補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化については、本補助金交付要綱を見直し、令和6年度から処分制限財産にかかる条項を追加し、適宜モニタリングを行うこととした。
⑤ (意見) 概算払の必要性の検討について 【意見】 福岡市補助金交付規則第17条には補	【令和6年2月8日通知】 補助金の交付については、原則、既定ルールに則り、令和6年度より補助金の額が確定した後に行うこととし、例外的な取扱いであ

助金の概算払に関する規定がある。補助金の交付は補助金の額を確定した後にいて行うことが原則であるが、補助事業の性質上必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができるとされており、概算払については例外としての取扱いとなっている。 この点について、交付申請書や補助対象者から提出された添付書類の内容や収支計画書からは、当補助金が概算払でなくてはならない必要性を読み取ることができなかった。 補助金交付の例外的な取扱いである概算払の審査に当たっては、その必要性を厳密に判断するためにも、申請理由をより具体的に記載することや判断を行うために必要な書類の提出を求めることが望ましい。 (こども発達支援課)	る概算払いを行う場合には、申請理由をより具体的に記載することや判断に必要な書類の提出を求めることとする。
⑥ (結果) 啓発活動費の範囲の明確化について 【指摘事項】 市は、本補助金交付要綱細目において、職員数に応じて計上される職員数比例割額について「啓発活動費」以外の経費には充当できないとしており、さらに「啓発活動費」を「地域住民等への啓発を図るための費用」と定義している。 しかし、補助対象先から提出される年間事業実績書添付の啓発活動実績によれば、以下のとおり地域住民等への啓発活動と言えるかどうか判断できないものがあった。 上記(報告書 140P 参照)の他、「④(意見) 補助金交付要綱における処分制限財	【措置済(令和6年2月8日通知)】 啓発活動費の範囲の明確化については、本補助金交付要綱を見直し、令和6年度の申請時から適用することとした。

産の定義及び取扱いの明確化について」に記載のとおり、啓発活動費として支出されたものの一部が消耗品費（ノートパソコン、プロジェクタ、アンプ他 524 千円）に充てられている例や新型コロナウイルスの影響により開催されなかった地域清掃の人件費に充てられている例も見受けられた。 上記はいずれも地域交流として補助対象となっているが、何を啓発するのかといった啓発内容が定められていなければ、本体補助対象ではないものにまで補助金が交付されるおそれがある。 よって、市においては、補助対象の適正性を担保するために、要綱細目において啓発内容についてより具体的に定めるべきである。 また、市においては、事業実績確認の際に啓発活動実績の内容についても確認し、当該内容から補助対象とすべきものかどうかについて確認を行い、内容が不明な場合には補助対象者にヒアリングを実施する等の対応をすることが望ましい。 （こども発達支援課）	
カ 保育所等整備費補助金（子育て支援部運営支援課） ① （意見）補助金終期の延長に係る詳細検討について 【意見】 本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等	【令和 6 年 2 月 8 日通知】 補助金終期の延長に係る詳細検討については、次回継続検討時（令和 6 年度末）までに、福岡市補助金ガイドラインに記載された視点に沿って、従前の検証に加えて、定量的な評価指標等を設定し、より具体的・定量的な観点からの検証を行うこととした。

からの検討が不十分であると考えられる。 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。 本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。 よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。 (運営支援課)	
② (意見) 定量的な評価指標の設定について 【意見】 評価指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題がある。 この点、「保育所入所待機児童数」という評価指標は、「補助金事業を通じて、最終的にどのような効果をもたらしたか」というアウトカム指標としては評価できる。 しかし、下記(報告書 143P 参照)のとおり市の目標としている待機児童の解消は未だ達成には至っていないものの、こ	【令和 6 年 2 月 8 日通知】 定量的な評価指標の設定については、令和 6 年度からの定量的な指標の設定を目標に、令和 5 年度より検討することとした。

こ数年で待機児童数は大幅に減少している。また、保育所を取り巻く環境は変化してきており、地域の保育需要が変動している中で一部の地域では入所児童数が定員に達していない状況もある。そのため、本補助金事業と当該指標との因果関係や貢献度についても必ずしも「保育所入所待機児童数」をもって図るだけでは十分とは言えず、補助金事業の評価指標としては不足していると言わざるを得ない。 また、当該補助金の目的は社会福祉の増進であり、受入人数増加のための新設や増築に限定されておらず、老朽化による改築工事等も広く対象であることから、「保育所入所待機児童数」のみをもって本補助金事業の評価指標とするには不足していると言わざるを得ない。 よって、市においては、設置事業者の意志決定や財務状況を踏まえつつ、「どの程度、老朽化対策等に取り組んだか」といったアウトプット指標や、補助対象となる保育所等に対するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。 (運営支援課)	
③ (意見) 補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置について 【意見】 現状の本補助金交付要綱においても補助対象者から暴力団関係者の排除はされており、警察への照会を実施しているが、交付手続について明確にするためにも警察への照会確認について明確に規定することが望ましい。	【令和6年2月8日通知】 補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置については、令和5年度に要綱改正を行い、規定を設けた。

また、交付対象の適格性を明確にするためにも、補助金交付後に当該事実が判明した場合に補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる旨の規定を設けることが望ましい。 (運営支援課)	
④ (意見) 補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について 【意見】 福岡市補助金交付規則第 22 条及び第 23 条には財産の処分の制限に関する規定がある。補助事業者は一定の場合を除き、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で一定のものについて、補助金の交付目的に反し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は承認を受けなければならないというものである。 この規定の趣旨は、補助金は特定の目的を達成するために交付されるものである以上、補助事業者は当該目的を達成するために財産を使用する必要がある、自由に処分等が行われた場合には当初の目的が達成されないおそれがあるため、それを回避するというものである。 市によれば、当該補助金は国が交付する保育所等整備交付金を基準額として市の補助額が確定するものであることから国の要綱を参照しているため、改めて市の要綱には規定を設けていないとの回答であった。 しかし、本補助金交付要綱第 3 条では、必要に応じて市が独自で必要と認めれば補助対象事業となり得ると規定されている。	【令和 6 年 2 月 8 日通知】 補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化については、本補助金交付要綱の見直しを行い、令和 5 年度から、処分制限財産にかかる条項を追加し、適宜確認を行うこととした。

よって、市においては、本補助金交付要綱において財産の処分の制限に関する規定を設定する、又は国の要綱を参照している旨を追加で記載することが望ましい。 また、補助対象経費についても同様の理由により、改めて市の要綱には規定を設けていないとの回答であった。 これについても市においては、本補助金交付要綱に具体的な補助対象経費に関する規定を設定する、又は国の要綱を参照している旨を追加で記載することが望ましい。 (運営支援課)	
キ 福岡市延長保育事業補助金（子育て支援部運営支援課） ① （意見）補助金終期の延長に係る詳細検討について 【意見】 本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。 本補助金について補助金終期の延長に	【令和6年2月8日通知】 補助金終期の延長に係る詳細検討については、次回継続検討時（令和6年度末）までに、福岡市補助金ガイドラインに記載された視点に沿って、従前の検証に加えて、定量的な評価指標等を設定し、より具体的・定量的な観点からの検証を行うこととした。

係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。 よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。 (運営支援課)	
② (意見) 概算払の必要性の検討について 【意見】 福岡市補助金交付規則第 17 条には補助金の概算払に関する規定がある。補助金の交付は補助金の額を確定した後に於いて行うことが原則であるが、補助事業の性質上必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができるとされており、概算払については例外としての取扱いとなっている。 この点について、交付申請書や補助対象者から提出された添付書類の内容や収支計画書からは、「当該補助金と利用料収入しか財源が無く、毎月の利用料のみでは当該事業の運営が困難になる」といった記載はあるが、当該財源の把握や検討をする等、当補助金が概算払でなくてはならない具体的な必要性を読み取ることができなかった。 よって、市においては、補助金交付の例外的な取扱いである概算払を行う場合は、福岡市補助金交付規則に照らして概算払を行う必要性を厳密に検討することが望ましい。 (運営支援課)	【令和 6 年 2 月 8 日通知】 概算払いについては、本補助金要綱の見直しを行い、令和 6 年度から、交付申請時に概算払いを必要とする理由を記載させ、資金計画書等により、支出科目等を確認することで当該財源の把握や検討を行い、概算払でなくてはならない具体的な必要性を十分に検討し、交付決定を行うこととした。

ク 福岡市保育協会補助金（一般）（子育て支援部運営支援課） ① （意見）補助金終期の延長に係る詳細検討について 【意見】 本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。 本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。 よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。 （運営支援課）	【令和6年2月8日通知】 補助金終期の延長に係る詳細検討については、次回継続検討時（令和6年度末）までに、福岡市補助金ガイドラインに記載された視点に沿って、従前の検証に加えて、定量的な評価指標等を設定し、より具体的・定量的な観点からの検証を行うこととした。
② （意見）定量的な評価指標の設定について 【意見】 本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握すること	【令和6年2月8日通知】 定量的な評価指標の設定については、本補助金の対象経費が人件費等の運営費を含むこと、研修内容も多岐にわたることから、明確な指標を設定することは困難だと考えるが、手法を含め、効果の検証を行えるか、令

ができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考ええる。 よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度交付目的に沿った環境づくりに寄与する活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標や、対象施設に勤務する職員に対する処遇改善に関するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。 (運営支援課)	和5年度より検討することとした。
③ (意見) 事業実績報告書における補助金返還額の理由の記載について 【意見】 この点について市の担当課に質問したところ、実績確認において特に上記理由の確認までは行っていなかったとの回答であった(報告書 151P 参照)。 福岡市補助金交付規則第17条には補助金の概算払に関する規定がある。補助金の交付は補助金の額を確定した後において行うことが原則であるが、補助事業の性質上必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができるとされており、概算払については例外としての取扱いとなっている。そのため、概算支払額と確定交付額との差額についてその理由を把握していないことには問題があると考えられる。 よって、市においては、概算払の適正性を確保するためにもなぜ実績が少な	【令和6年2月8日通知】 令和5年度補助金交付申請時(令和5年4月)から見直し、実績報告時(令和6年3月)に執行残額が生じた場合は、具体的に理由を記載させるとともに、必要に応じヒアリングを実施することとした。

ったかという理由については、その理由を具体的に記載させるとともに実績確認を慎重に行い、必要に応じて交付先へのヒアリング等を実施することが望ましい。 (運営支援課)	
ケ 福岡市保育体制強化事業補助金（子育て支援部運営支援課） ① （結果）概算払の必要性の検討について 【指摘事項】 福岡市補助金交付規則第 17 条には補助金の概算払に関する規定がある。補助金の交付は補助金の額を確定した後ににおいて行うことが原則であるが、補助事業の性質上必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができるとされており、概算払については例外としての取扱いとなっている。 この点について、交付申請書や補助対象者から提出された添付書類の内容や収支計画書からは、当補助金が概算払でなくてはならない必要性を読み取ることができなかった。 よって、市は、補助金交付の例外的な取扱いである概算払を行う場合は、福岡市補助金交付規則に照らして概算払を行う必要性を厳密に検討すべきである。 (運営支援課)	【措置済（令和 6 年 2 月 8 日通知）】 概算払いについては、本補助金要綱について、概算払を例外とする取扱いを規定するとともに様式の見直しを行い、令和 6 年度から、交付申請時に概算払いを必要とする理由を記載させ、資金計画書等により、支出科目等を確認することで当該財源の把握や検討を行い、概算払いでなくてはならない具体的な必要性を十分に検討した上で、起案書に明記して、交付決定を行うこととした。
② （意見）補助金終期の延長に係る詳細検討について 【意見】 本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付に	【令和 6 年 2 月 8 日通知】 補助金終期の延長に係る詳細検討については、次回継続検討時（令和 6 年度末）までに、福岡市補助金ガイドラインに記載された視点に沿って、従前の検証に加えて、定量的な評価指標等を設定し、より具体的・定量的

よりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。 本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。 よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。 (運営支援課)	な観点からの検証を行うこととした。
③ (意見) 定量的な評価指標の設定について 【意見】 本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考ええる。 よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度交付目的に沿った環境づくりに寄与する活	【令和6年2月8日通知】 定量的な指標の設定については、本補助金の対象経費が人件費であることから、現時点では明確な指標を設定することは困難だと考えるが、手法を含め、効果の検証を行えるか、令和5年度より検討することとした。

動が活発的に行われたか」「当該補助金を活用して、どの程度保育士の就業継続及び離職防止に寄与する活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標や、対象施設に勤務する保育士に対する満足度アンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。 (運営支援課)	
④ (意見) 補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置について 【意見】 現状の本補助金交付要綱においても補助対象者から暴力団関係者の排除はされており、警察への照会を実施しているが、交付手続について明確にするためにも警察への照会確認について明確に規定することが望ましい。 また、交付対象の適格性を明確にするためにも、補助金交付後に当該事実が判明した場合に補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる旨の規定を設けることが望ましい。 (運営支援課)	【令和6年2月8日通知】 補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置については、令和5年8月に要綱改正を行い、規定を設けた。
⑤ (意見) 研修実績報告の確認について 【意見】 上記のとおり本補助金の交付対象となるためには(報告書 157P 参照)、講習会を受講することが要件となっている。そのため、研修実施報告書の記載内容を確認するのみでは不十分であると考えられる。 よって、市においては、補助金が適切に交付されることを担保するために、例	【令和6年2月8日通知】 研修実績報告の確認については、令和5年8月の交付申請案内時に周知し、令和6年3月の実績報告時に研修資料又は研修参加報告書等の提出を求めることで確認を行うこととした。 なお、交通安全に関する研修については、本市が主催で園長向けに年1回実施しており、その研修を基に園長が講師として各園で研修を行うよう依頼していることから、研修の実地確認を行うことは考えていない。

えば開催された研修資料や研修に参加した保育支援員による研修参加報告書の添付を求める等により、その開催実績をより具体的に確認することが望ましい。また、全ての園の研修に市役所職員が行くことは現実的ではないにしても、複数年をかけてローテーションで各園を巡回して、どのような研修が開催されているかについて実際に確認する等の対応を行うことが望ましい。 (運営支援課)	
コ 福岡市保育協会補助金（家庭支援）（子育て支援部運営支援課） ① （意見）補助金終期の延長に係る詳細検討について 【意見】 本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。 本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。	【令和6年2月8日通知】 補助金終期の延長に係る詳細検討については、次回継続検討時（令和6年度末）までに、福岡市補助金ガイドラインに記載された視点に沿って、従前の検証に加えて、定量的な評価指標等を設定し、より具体的・定量的な観点からの検証を行うこととした。

よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。 (運営支援課)	
② (意見) 定量的な評価指標の設定について 【意見】 本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考ええる。 よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度交付目的に沿った環境づくりに寄与する活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標や、対象施設に勤務する職員に対する処遇改善に関するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。 (運営支援課)	【令和6年2月8日通知】 定量的な評価指標の設定については、本補助金の対象経費が人件費であることから、明確な指標を設定することは困難だと考えるが、手法を含め、効果の検証を行えるか、令和5年度より検討することとした。
サ 福岡市特別支援保育事業補助金（子育て支援部保育支援課） ① (結果) 概算払の必要性の検討について 【指摘事項】 福岡市補助金交付規則第17条には補助金の概算払に関する規定がある。補助金の交付は補助金の額を確定した後において行うことが原則であるが、補助事業の性質上必要があると認めるときは、補	【措置済（令和6年2月8日通知）】 概算払いについては、令和6年度から、本補助金の要綱の見直しを行い、交付申請時に概算払いを必要とする理由を記載させ、資金計画書等により、支出科目を確認することで、当該財源の把握や検討を行い、概算払いでなくてはならない具体的な必要性を十分に検討し、起案書に明記して、交付決定を行うこととした。

助金の交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができるとされており、概算払については例外としての取扱いとなっている。 この点について、交付申請書や補助対象者から提出された添付書類の内容や収支計画書からは、当補助金が概算払でなくてはならない必要性を読み取ることができなかった。 よって、市は、補助金交付の例外的な取扱いである概算払を行う場合は、福岡市補助金交付規則に照らして概算払を行う必要性を厳密に検討すべきである。 (保育支援課)	
② (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について 【意見】 本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。 本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題	【令和6年2月8日通知】 補助金終期の延長に係る詳細検討については、令和5年3月に、要綱の見直しを行い、保育施設における継続的な支援の必要性をより具体的に検討し、交付決定を行うこととした。

がある。 よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。 (保育支援課)	
③ (意見) 定量的な評価指標の設定について 【意見】 本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考ええる。 よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度保育士の確保が安定的に行われたか」といったアウトプット指標や、対象施設に勤務している保育士に対する処遇改善に関するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。 (保育支援課)	【令和6年2月8日通知】 本事業は指標の設定は困難であるが、保育施設への訪問等（令和4年4月から令和5年1月頃まで対象保育施設全園、270 か所程度を巡回）で、本事業の必要性や効果の見解等は聞いており、加配保育士の雇用についてはより充実した支援の必要性があることを確認している。今後も保育施設への訪問等を通して確認することとする。
④ (意見) 補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置について 【意見】 現状の本補助金交付要綱においても補助対象者から暴力団関係者の排除はされており、警察への照会を実施しているが、交付手続について明確にするためにも警察への照会確認について明確に規定することが望ましい。	【令和6年2月8日通知】 補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置については、令和5年3月に、要綱の見直しを行い、規定を設けた。

また、交付対象の適格性を明確にするためにも、補助金交付後に当該事実が判明した場合に補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる旨の規定を設けることが望ましい。 (保育支援課)	
シ 福岡市私立幼稚園運営費補助金（子育て支援部運営支援課） ① （意見）補助金終期の延長に係る詳細検討について 【意見】 本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。 本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。 よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。 (運営支援課)	【令和6年2月8日通知】 補助金終期の延長に係る詳細検討については、次回継続検討時（令和6年度末）までに、福岡市補助金ガイドラインに記載された視点に沿って、従前の検証に加えて、定量的な評価指標等を設定し、より具体的・定量的な観点からの検証を行うこととした。

② （意見）定量的な評価指標の設定について 【意見】 本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考ええる。 よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度施設運営が安定的に行われたか」といったアウトプット指標や、対象施設に園児を預けている保護者や私立幼稚園設置者に対する満足度アンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。 （運営支援課）	【令和6年2月8日通知】 定量的な評価指標の設定については、本補助金の対象経費が多岐にわたることから、明確な指標を設定することは困難だと考えるが、手法を含め、効果の検証を行えるか、令和5年度より検討することとした。
③ （意見）補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について 【意見】 本補助金の交付先が処分制限財産を購入する可能性があるにもかかわらず、本補助金交付要綱において処分制限財産の定義及び取扱いが明確ではないことは、市長の承認がないまま当該財産が譲渡されてしまう等、福岡市補助金交付規則に反した取扱いがなされる可能性を否定できない。 よって、市においては、本補助金交付要綱において、処分制限財産の定義を明確にした上で当該財産の管理方法や処分	【令和6年2月8日通知】 補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化については、本補助金交付要綱の見直しを行い、令和6年度から、処分制限財産にかかる条項を追加し、適宜確認を行うこととした。

する場合の具体的な手続等、処分制限財産の取扱いについて記載しておくことが望ましい。加えて、本補助金の交付先が、本補助金交付要綱で定めた処分制限財産の取扱方法に従って当該財産を適切に管理しているかどうかについて、定期的にモニタリングを行うことが望ましい。 (運営支援課)	
④ (意見) 概算払の必要性の検討について 【意見】 福岡市補助金交付規則第 17 条には補助金の概算払に関する規定がある。補助金の交付は補助金の額を確定した後において行うことが原則であるが、補助事業の性質上必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができるとされており、概算払については例外としての取扱いとなっている。 この点について、交付申請書や補助対象者から提出された添付書類の内容や収支計画書からは、「教材・教具の整備や研修など経常的に支出を要する運営費であり、事業が効果的に行われ、補助目的は十分に達成されるよう」といった記載はあるが、資金的余裕の把握や検討をする等、当補助金が概算払でなくてはならない具体的な必要性を読み取ることができなかった。 よって、市においては、補助金交付の例外的な取扱いである概算払を行う場合は、福岡市補助金交付規則に照らして概算払の必要性を厳密に検討することが望ましい。 (運営支援課)	【令和 6 年 2 月 8 日通知】 概算払いについては、本補助金要綱の見直しを行い、令和 6 年度から、交付申請時に概算払いを必要とする理由を記載させ、資金計画書等により、支出科目等を確認することで当該資金的余裕の把握や検討を行い、概算払でなくてはならない具体的な必要性を十分に検討し、交付決定を行うこととした。

⑤ （意見）実績確認の充実化について 【意見】 補助対象事業費目に計上されている各費目支出の支出内訳のうち、1 件の支払い額が 50 万円を超えるものはほとんどないため、実質的に原始証憑との照合はほとんどできていない状況となっている。 よって、市においては、補助金額の適正性を確保するためにも、実績報告の充実化を図る趣旨から、実態に即して実績報告に添付を求める領収書の金額基準を再検討することが望ましい。具体的には、現在 50 万円であるところを 10 万円とする等が考えられる。 （運営支援課）	【令和 6 年 2 月 8 日通知】 実績確認の充実化については、実態を調査し、令和 6 年度からの見直しを目標に、令和 5 年度より検討を行うこととした。
ス 福岡市私立幼稚園連盟補助金（子育て支援部運営支援課） ① （意見）補助金終期の延長に係る詳細検討について 【意見】 本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示して	【令和 6 年 2 月 8 日通知】 補助金終期の延長に係る詳細検討については、次回継続検討時（令和 6 年度末）までに、福岡市補助金ガイドラインに記載された視点に沿って、従前の検証に加えて、定量的な評価指標等を設定し、より具体的・定量的な観点からの検証を行うこととした。

いる。 本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。 よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。 (運営支援課)	
② (意見) 定量的な評価指標の設定について 【意見】 本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考ええる。 よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度幼児教育の振興・充実が活発的に行われたか」といったアウトプット指標や、対象施設に園児を預けている保護者や私立幼稚園設置者に対する満足度アンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。 (運営支援課)	【令和6年2月8日通知】 定量的な評価指標の設定については、本補助金の対象経費が人件費等の運営費を含むこと、研修内容も多岐にわたることから明確な指標を設定することは困難だと考えるが、手法を含め、効果の検証を行えるか、令和5年度より検討することとした。
③ (意見) 概算払の必要性の検討について 【意見】 福岡市補助金交付規則第17条には補助金の概算払に関する規定がある。補助	【令和6年2月8日通知】 概算払いについては、本補助金要綱の見直しを行い、令和6年度から、交付申請時に概算払いを必要とする理由を記載させ、資金計画書等により、支出科目等を確認することで

金の交付は補助金の額を確定した後に いて行うことが原則であるが、補助事業 の性質上必要があると認めるときは、補 助金の交付決定額の全部又は一部につい て概算払をすることができるとしており、概算払については例外としての取扱いとなっている。 この点について、交付申請書や補助対象者から提出された添付書類の内容や収支計画書からは、「補助金収入が連盟の収入全体に占める割合が大きく、また人件費等毎月支払いを要する経費もあり」といった記載はあるが、資金的余裕の把握や検討をする等、当補助金が概算払でなくてはならない具体的な必要性を読み取ることができなかった。 よって、市においては、補助金交付の例外的な取扱いである概算払を行う場合は、福岡市補助金交付規則に照らして概算払の必要性を厳密に検討することが望ましい。 (運営支援課)	当該資金的余裕の把握や検討を行い、概算払でなくてはならない具体的な必要性を十分に検討し、交付決定を行うこととした。
④ (意見) 研修費に係る内容の具体化について 【意見】 本補助金交付要綱において、研修費とは「連盟が実施する研修に要する経費」と規定されており、その意味では上記の研修は補助対象経費の範囲から逸脱しているとは言えない(報告書 175P 参照)。 しかし、パソコン研修については、当該研修自体が当補助金の交付目的である幼児教育の振興、充実を図ることに直接関係する研修であるかどうかの具体的な内容について研修事業計画からは把握できなかった。また、研修の開催回数につ	【令和6年2月8日通知】 研修費に係る内容の具体化については、市及び補助対象施設の事務負担軽減の観点を考慮した上で、令和6年度からの見直しを目標に、令和5年度よりガイドライン等の作成について検討を行うこととした。

いても年間 25 回とその頻度も高いが、具体的内容が把握できない以上、その必要性についても判断できなかった。 さらに、政令都市研修についても総額 2,449 千円が補助されているが、具体的な研修内容等について研修事業計画からは把握できず、補助対象とするべき研修であるのかどうかの判断ができなかった。 この点について、補助対象の可否をどのように判断しているかについて市の担当課に質問したところ、必要性のチェック等は担当者の判断に委ねられているとの回答であった。 一方で、その地方における昔話等の研修については補助対象外とされており、その理由について市の担当課に質問したところ、過年度からの取扱いを引き継いでいるもので、具体的な理由については把握していないとのことであった。 上記のとおり、研修費についての補助対象の可否の判断が属人的になっており、補助対象が明確ではなく、公平性の観点からも問題がある。 よって、市においては、本補助金交付要綱に研修の具体的内容を規定する、又は補助対象とする研修についてのガイドライン等を作成することが望ましい。 (運営支援課)	
⑤ (結果) 実績確認の徹底について 【指摘事項】 必要に応じて、原始証憑の確認を含めた支出内容の詳細確認を実施していないことは、補助対象外経費への補助金充当や私的流用等のリスクを高めることになり、問題がある。	【措置済 (令和 6 年 2 月 8 日通知)】 支出内容の詳細確認については、令和 5 年度の実績確認より、必要に応じて交付先へのヒアリングや原始証憑の確認を実施し、今後は上記の内容について、担当者の引継書を作成し、再発防止を図ることとした。

もちろん、実績確認の方法については、補助対象経費の内容や実績確認に係る費用対効果等を勘案して個別に決定されるべきであり、一律に全ての原始証憑を確認することが適切とは言えない。 しかし、本補助金については、補助対象経費のうち研修費（旅費、宿泊費、Wi-Fi設備費等）、普及事業費（パンフレット作製費用等）等、上記のリスクが比較的高いと考えられる費目が含まれており、実績確認には慎重を期した方が良いと考えられる。 よって、市は、上記のリスクを踏まえて実績確認を慎重に行い、必要に応じて交付先へのヒアリングや原始証憑の確認等を実施するべきである。 （運営支援課）	
セ 福岡市幼稚園教諭等確保事業補助金（子育て支援部運営支援課） ① （意見）補助金終期の延長に係る詳細検討について 【意見】 本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助	【令和6年2月8日通知】 補助金終期の延長に係る詳細検討については、次回継続検討時（令和6年度末）までに、福岡市補助金ガイドラインに記載された視点に沿って、従前の検証に加えて、定量的な評価指標等を設定し、より具体的・定量的な観点からの検証を行うこととした。

金の継続に関する検証の視点を明示している。 本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。 よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。 (運営支援課)	
② (意見) 概算払の必要性の検討について 【意見】 福岡市補助金交付規則第 17 条には補助金の概算払に関する規定がある。補助金の交付は補助金の額を確定した後において行うことが原則であるが、補助事業の性質上必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができるとされており、概算払については例外としての取扱いとなっている。 この点について、交付申請書や補助対象者から提出された添付書類の内容や収支計画書からは、「対象職員への支給は月々の返済を軽減できるよう、毎月の給与に上乗せを想定していることから」といった記載はあるが、資金的余裕の把握や検討をする等、当補助金が概算払でなくてはならない具体的な必要性を読み取ることができなかった。 よって、市においては、補助金交付の例外的な取扱いである概算払を行う場合は、福岡市補助金交付規則に照らして、概算払の必要性を厳密に検討することが	【令和 6 年 2 月 8 日通知】 概算払いについては、本補助金要綱の見直しを行い、令和 6 年度から、交付申請時に概算払いを必要とする理由を記載させ、資金計画書等により、支出科目等を確認することで当該資金的余裕の把握や検討を行い、概算払でなくてはならない具体的な必要性を十分に検討し、交付決定を行うこととした。

望ましい。 (運営支援課)	
ソ 福岡市幼稚園 2 歳児受入れ促進事業補助金（子育て支援部運営支援課） ① （意見）補助金終期の延長に係る詳細検討について 【意見】 本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。 本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。 よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。 (運営支援課)	【令和 6 年 2 月 8 日通知】 補助金終期の延長に係る詳細検討については、次回継続検討時（令和 6 年度末）までに、福岡市補助金ガイドラインに記載された視点に沿って、従前の検証に加えて、定量的な評価指標等を設定し、より具体的・定量的な観点からの検証を行うこととした。
② （意見）定量的な評価指標の設定について 【意見】 本補助金について達成すべき指標の設	【令和 6 年 2 月 8 日通知】 定量的な評価指標の設定については、本補助金の対象経費が人件費等の運営費を含むこと、各園児の利用料の減免を含むことか

定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考ええる。 よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度交付目的に沿った環境づくりに寄与する活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標や、対象施設に園児を預けている保護者や幼稚園運営者に対する満足度アンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。 (運営支援課)	ら、明確な指標を設定することは困難だと考えるが、手法を含め、効果の検証を行えるか、令和5年度より検討することとした。
③ (意見) 補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について 【意見】 本補助金の交付先が処分制限財産を購入する可能性があるにもかかわらず、補助金交付要綱において処分制限財産の定義及び取扱いが明確ではないことは、市長の承認がないまま当該財産が譲渡されてしまう等、福岡市補助金交付規則に反した取扱いがなされる可能性を否定できない。 よって、市においては、本補助金交付要綱において、処分制限財産の定義を明確にした上で当該財産の管理方法や処分する場合の具体的な手続等、処分制限財産の取扱いについて記載しておくことが望ましい。加えて、本補助金の交付先が、	【令和6年2月8日通知】 補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化については、本補助金交付要綱の見直しを行い、令和6年度から、処分制限財産にかかる条項を追加し、適宜確認を行うこととした。

本補助金交付要綱で定めた処分制限財産の取扱方法に従って当該財産を適切に管理しているかどうかについて、定期的にモニタリングを行うことが望ましい。 (運営支援課)	
④ (意見) 補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置について 【意見】 現状の本補助金交付要綱においても補助対象者から暴力団関係者の排除はされており、警察への照会を実施しているが、交付手続について明確にするためにも警察への照会確認について明確に規定することが望ましい。 また、交付対象の適格性を明確にするためにも、補助金交付後に当該事実が判明した場合に補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる旨の規定を設けることが望ましい。 (運営支援課)	【令和6年2月8日通知】 補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置については、令和5年度中に要綱の見直しを行い、令和6年度から規定を設けることとした。
⑤ (意見) 概算払の必要性の検討について 【意見】 福岡市補助金交付規則第17条には補助金の概算払に関する規定がある。補助金の交付は補助金の額を確定した後ににおいて行うことが原則であるが、補助事業の性質上必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができるとされており、概算払については例外としての取扱いとなっている。 この点について、交付申請書や補助対象者から提出された添付書類の内容や収支計画書からは、「資金状況を安定させることにより、補助事業の着実な実施を図	【令和6年2月8日通知】 概算払いについては、本補助金要綱の見直しを行い、令和6年度から、交付申請時に概算払いを必要とする理由を記載させ、資金計画書等により、支出科目等を確認することで当該資金的余裕の把握や検討を行い、概算払でなくてはならない具体的な必要性を十分に検討し、交付決定を行うこととした。

るため」といった記載はあるが、資金的余裕の把握や検討をする等、当補助金が概算払でなくてはならない具体的な必要性を読み取ることができなかった。 よって、市においては、補助金交付の例外的な取扱いである概算払を行う場合は、福岡市補助金交付規則に照らして概算払の必要性を厳密に検討することが望ましい。 (運営支援課)	
⑥ (意見) 補助金の周知について 【意見】 上記のとおり交付先がここ数年固定化されているため(報告書 186P 参照)、当補助金の周知について市の担当課に質問したところ、当補助金開始時の平成 30 年度に民間学校法人等を対象として一斉に説明会を行ったが、それ以降は個別の相談に応じるのみで説明会等は実施していないとのことであった。 当補助金の交付対象となるためには福岡市幼稚園 2 歳児受入れ促進事業実施要綱第 11 条の要件を満たす必要があり、対象となれる園が少なく交付先が増えないという事情は理解できる。しかし当補助金の目的は「多様な保育の受け皿を確保し、安心して生み育てられる環境づくりの推進に資すること」であることから、各幼稚園への周知が相応しいと考える。 よって、市においては、定期的な説明会等を実施して当補助金について対象となり得る可能性のある幼稚園に対して周知を働きかける努力をすることが望ましい。 (運営支援課)	【令和 6 年 2 月 8 日通知】 補助金の周知については、令和 5 年 6 月に説明会等を実施し、周知を行った。今後も、保育の需要状況を確認し、必要に応じメール等により、周知を行っていくこととした。

タ 福岡市認可外保育施設児童支援事業補助金（子育て支援部保育支援課） ① （結果）補助金終期の延長に係る詳細検討について 【指摘事項】 本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業をなぜ継続する必要があるのかという理由については検討されていない。例えば、「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討を行うべきであると考えられる。 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。 本補助金について補助金終期の延長に係る検討がされていないことは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。 よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえて具体的、定量的に検討する必要がある。 （保育支援課）	【措置済（令和6年2月8日通知）】 補助金終期の延長に係る詳細検討については、従前より福岡市補助金ガイドラインに記載された視点に沿って検証を行っていたが、継続が必要な理由を文書化していないかったため、令和5年6月に、事案を課内周知し、次回継続検討時（令和6年度末）に、継続が必要な理由を文書化することを徹底することとした。 併せて、令和6年度から啓発活動の頻度など定量的な評価指標等を目標に、より具体的・定量的な観点からの検証に取り組んでいく。
② （意見）保育従事者等研修の参加促進について 【意見】 この点について市の担当課に質問したところ、現状認可外保育施設の人員確保が困難な状況であり、代替要員が必要と	【令和6年2月8日通知】 令和4年度から立入調査において、保育従事者等研修を未受講の園については受講を勧奨している。 なお、受講がしやすいオンライン受講定員の増や、開催日数の一部増などについては、

なる等の事情もあって急遽参加できなくなることもあったためとの回答であった。 当該事情は十分に理解できるものの、研修が保育の質を向上させ、当補助金の目的である児童の健全育成に寄与するものと考えられる。 よって、市においては、研修への積極的な参加を促す方策を検討することが望ましい。 例えば、現状1つの研修メニューについて開催日は1日だけであるが、開催日を2日にする等の対応が考えられる。これにより研修会場費用や講師謝礼等の市の負担も増加することとなるため比較衡量が必要ではあるが、検討の余地はあるものと考えられる。 (保育支援課)	令和3年度から適宜対応している。
チ 福岡市保育士家賃助成事業補助金（子育て支援部指導監査課） ① （結果）補助金終期の延長に係る詳細検討について 【指摘事項】 本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業をなぜ継続する必要があるのかという理由については検討されていない。例えば、「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討を行うべきであると考えられる。 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、	【措置済（令和6年2月8日通知）】 補助金終期の延長に係る詳細検討については、従前より福岡市補助金ガイドラインに記載された視点に沿って検証を行っていたが、継続が必要な理由を文書化していないかったため、令和5年6月に、事案を課内周知し、次回継続検討時（令和6年度末）に、継続が必要な理由を文書化することを徹底することとした。 併せて、定量的な評価指標等を設定した上で、より具体的・定量的な観点からの検証に取り組んでいく。

福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。 本補助金について補助金終期の延長に係る検討がされていないことは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。 よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえて具体的、定量的に検討する必要がある。 (指導監査課)	
② (意見) 概算払の必要性の検討について 【意見】 福岡市補助金交付規則第 17 条には補助金の概算払に関する規定がある。補助金の交付は補助金の額を確定した後にあって行うことが原則であるが、補助事業の性質上必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができるとされており、概算払については例外としての取扱いとなっている。 この点について、交付申請書や補助対象者から提出された添付書類の内容や収支計画書からは、「各施設に財源がないため」といった記載はあるが、当該財源の把握や検討をする等、当補助金が概算払でなくてはならない具体的な必要性を読み取ることができなかった。 よって、市においては、補助金交付の例外的な取扱いである概算払を行う場合は、福岡市補助金交付規則に照らして概算払の必要性を厳密に検討することが望ましい。	【令和 6 年 2 月 8 日通知】 概算払いについては、交付申請時に概算払いを必要とする理由を記載させ、資金計画書等により支出科目等を確認することで、概算払でなくてはならない具体的な必要性を十分に検討し、交付決定を令和 5 年 4 月から行うこととした。

(指導監査課)	
ツ 福岡市保育士奨学金返済支援事業補助金（子育て支援部指導監査課） ① （結果）補助金終期の延長に係る詳細検討について 【指摘事項】 本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業をなぜ継続する必要があるのかという理由については検討されていない。例えば、「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討を行うべきであると考えられる。 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。 本補助金について補助金終期の延長に係る検討がされていないことは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。 よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえて具体的、定量的に検討する必要がある。 (指導監査課)	【措置済（令和6年2月8日通知）】 補助金終期の延長に係る詳細検討については、従前より福岡市補助金ガイドラインに記載された視点に沿って検証を行っていたが、継続が必要な理由を文書化していないかったため、令和5年6月に、事案を課内周知し、次回継続検討時（令和6年度末）に、継続が必要な理由を文書化することを徹底することとした。 併せて、定量的な評価指標等を設定した上で、より具体的・定量的な観点からの検証に取り組んでいく。
② （意見）概算払の必要性の検討について 【意見】 福岡市補助金交付規則第17条には補	【令和6年2月8日通知】 概算払いについては、交付申請時に概算払いを必要とする理由を記載させ、資金計画書等により支出科目等を確認することで、概算

助金の概算払に関する規定がある。補助金の交付は補助金の額を確定した後に於いて行うことが原則であるが、補助事業の性質上必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができるとされており、概算払については例外としての取扱いとなっている。 この点について、交付申請書や補助対象者から提出された添付書類の内容や収支計画書からは、「各施設に財源がないため」といった記載はあるが、当該財源の把握や検討をする等、当補助金が概算払でなくてはならない具体的な必要性を読み取ることができなかった。 よって、市においては、補助金交付の例外的な取扱いである概算払を行う場合は、福岡市補助金交付規則に照らして概算払を行う必要性を厳密に検討することが望ましい。 (指導監査課)	払でなくてはならない具体的な必要性を十分に検討し、交付決定を令和5年4月から行うこととした。
---	---

(4) 福祉局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況 及 び 市 の 見 解
ア 福岡市民生委員児童委員協議会補助金 (生活福祉部地域福祉課) ① (意見) 補助対象経費の明確化について 【意見】 本補助金交付要綱上、認められている補助対象経費は上記のとおりであり(報告書 202P 参照)、「事務費」として「委託費」の支出が認められる旨の明示的な記載はない。 このため、本補助金交付要綱によれば、委託費は補助対象経費として認められな	【令和6年2月8日通知】 補助対象経費の明確化について、令和5年3月に本補助金交付要綱を改め、本補助金交付要綱上の補助対象経費として委託費を明記することとした。

いにもかかわらず、補助対象経費のうち事務費として委託費が計上されているとも考えられる。他方、収支報告書に記載されている「委託費」は市の補助金以外の交付先団体の収入部分から支出されている。すなわち、補助対象経費ではないとも考えられる。しかし、提出された収支報告書上は補助対象経費と補助対象外経費の区分がなされていないため、そのことが確認できない。 いずれにしても市においては、収支報告書に記載のある「委託費」としての支出を整理し、補助金から委託費を支出する必要がある場合には、本補助金交付要綱上の補助対象経費として委託費を明記することが望ましい。 仮に補助対象外経費として取り扱うとしても、交付先において実績報告の際には、補助対象経費と補助対象外経費を区別して収支決算書を記載するように指導することが望ましい。 (地域福祉課)	
ウ 社会福祉協議会地域福祉推進事業費補助金（生活福祉部地域福祉課） ① （結果）間接補助の場合の基準の明確化及び具体化について 【指摘事項】 間接補助の場合の配布基準は上記の規定があるのみである（報告書 209P 参照）。上記規定は、1 浴場または 1 施設当たりの上限額の記載しかなく、どのような団体に、どのような事情がある場合に間接補助を行うのかという基準に関する定めがなされていない。そのため、社会福祉協議会地域福祉推進事業費補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金	【措置済（令和 6 年 2 月 8 日通知）】 間接補助の場合の基準の明確化及び具体化について、令和 5 年 4 月に本補助金交付要綱を改め、交付基準等や審査基準の必要事項を追記した。

交付要綱」という。) 上は間接補助を行うかどうか、どのような団体のどのような事業に上限額の範囲内でいくらの補助金を支払うのか等も市社協に一任されている。 間接補助を認める際に、交付の可否、交付先、交付対象事業等を全て市社協に委ねていることは、当該団体の方針や運用次第では市税を原資とする補助金が本補助金交付要綱の趣旨から逸脱した取扱いがなされる可能性も否定できない。 よって、市の事務軽減や補助金の趣旨等から間接補助を適当とする場合であっても、分配基準としての上限額以外にも、交付基準や交付先における配布基準や審査基準等の明確化及び具体化を行うべきである。 (地域福祉課)	
② (意見) 実績報告の際に提出すべき書類の明確化について 【意見】 上記のとおり (報告書 210P 参照)、本補助金交付要綱上は、実績報告書 (様式第 5 号) のほかは「これに必要な書類」という記載しかなく、実績報告の際の提出書類の指定はない。 しかし実際に、交付先からは実績報告書以外にも提出されている書類が多々ある。 これらを踏まえると、提出書類の範囲が不明瞭であるだけでなく、市担当者の異動等により、市社協へ求める提出書類が具体的な根拠もなく年度により異なる可能性を否定できず、事務の非効率化等に繋がりがかねない。 よって、市においては、交付先から現	【令和 6 年 2 月 8 日通知】 実績報告の際に提出すべき書類の明確化については、実績報告書以外の必要書類について、現状提出されている書類を前提に整理し、令和 5 年 11 月に市社会福祉協議会に通知した。

状提出されている書類を前提に本補助金交付要綱に明記すること等により、可能な限り提出書類を整理することが望ましい。 (地域福祉課)	
エ 日常生活自立支援事業補助金（生活福祉部地域福祉課） ① （意見）補助対象経費の明確化について 【意見】 市によれば、備品購入費に相当する「器具及び備品取得支出」として挙げられていた金庫購入費は、補助対象外経費として市の補助金からの支出はなかったということである。しかし、交付先から提出された収支計算書は、補助対象経費と補助対象外経費を区別して記載されていないため、金庫購入費が市の補助金からの支出ではないことについて、収支計算書からは読み取りにくい。 よって、市においては、補助金が何に対して支出されたのか（支出内容が補助対象経費なのか補助対象外経費なのか）を把握するために、収支計算書に記載される項目が補助対象経費に該当するか否かを明確に記載する等、改善を行うように指導することが望ましい。 (地域福祉課)	【令和6年2月8日通知】 補助対象経費の明確化については、補助金の精算時には、支出内容が補助対象経費なのかを実績報告時に提出される収支計算書等から確認しているが、補助対象外経費が含まれる場合には、その旨を収支計算書等に明記するよう令和5年11月に市社会福祉協議会へ通知した。
オ やすらかパック等終活支援事業補助金（生活福祉部地域福祉課） ① （意見）補助対象経費の明確化について 【意見】 市によれば、備品購入費に相当する「器具及び備品取得支出」として挙げられていた金庫購入費は、補助対象外経費とし	【令和6年2月8日通知】 補助対象経費の明確化については、補助金の精算時には、支出内容が補助対象経費なのかを実績報告時に提出される収支計算書等から確認しているが、補助対象外経費が含まれる場合には、その旨を収支計算書等に明記するよう令和5年11月に市社会福祉協議会へ通知した。

て市の補助金からの支出はなかったということである。 しかし、交付先から提出された収支計算書は、補助対象経費と補助対象外経費を区別して作成されていないため、金庫購入費が市の補助金からの支出がないことについては読み取りにくい。 よって、市においては、補助金が何に対して支出されたのか（支出内容が補助対象経費なのか補助対象外経費なのか）を把握するために、収支計算書に記載される項目が補助対象経費に該当するか否かを明確に記載する等、改善を行うように指導することが望ましい。 (地域福祉課)	
② （結果）補助金の精算方法の明確化について 【指摘事項】 概算払の精算方法について明確な規定がない場合、補助金額精算額の算定において過誤が生じ、場合によっては返納の要否及びその額に重大な影響が生じる可能性を否定できない。 よって、市においては、上記基金利息分の算定方法も含め（報告書 216P 参照）、本補助金交付要綱等で概算払をした場合の精算方法について、明確に規定する必要がある。 (地域福祉課)	【措置済（令和 6 年 2 月 8 日通知）】 補助金の精算方法の明確化については、補助金交付先の自主財源における基金利息分の算定方法も含め、交付先である社会福祉協議会と協議の上、精算の考え方等について文書化し、令和 5 年 11 月に通知した。
カ 福岡市高齢者就業機会確保事業費補助金（高齢社会部高齢福祉課） ① （結果）確定通知書の記載誤りについて 【指摘事項】 上記の日付については（報告書 218P 参照）、補助金額を確定するための基礎とな	【措置済（令和 6 年 2 月 8 日通知）】 確定通知書については、令和 5 年 1 月に、日付を訂正し再交付した。 また、令和 5 年 3 月から、通知書作成時にチェックリストを作成し、再発防止を図っている。

る実績報告書を明確にするためのものであり、重要である。 よって、市は、補助金交付の適切な執行のため、確定通知書における当該日付については誤りのないように記載すべきである。 (高齢福祉課)	
② (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について 【意見】 本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があつたのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。 本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。 よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。 (高齢福祉課)	【令和6年2月8日通知】 次回継続検討時（令和6年度末）までに、終期の延長にかかる検証においては、福岡市補助金ガイドラインに記載された視点に沿って、従前の検証に加えて、定量的な評価指標を設定し、より具体的・定量的な観点からの検証を行うこととした。

③ （意見）補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について 【意見】 本補助金の交付先が処分制限財産を購入する可能性があるにもかかわらず、本補助金交付要綱において処分制限財産の定義及び取扱いが明確ではないことは、市長の承認がないまま当該財産が譲渡されてしまう等、福岡市補助金交付規則に反した取扱いがなされる可能性を否定できない。 よって、市においては、本補助金交付要綱において、処分制限財産の定義を明確にした上で当該財産の管理方法や処分する場合の具体的な手続等、処分制限財産の取扱いについて記載しておくことが望ましい。加えて、本補助金の交付先が、本補助金交付要綱で定めた処分制限財産の取扱方法に従って当該財産を適切に管理しているかどうかについて、定期的にモニタリングを行うことが望ましい。 （高齢福祉課）	【令和6年2月8日通知】 補助金交付要綱について、令和6年度から処分制限財産にかかる条項を追加し、適宜モニタリングを行うこととした。
④ （意見）定量的な評価指標の設定について 【意見】 指標の設定について、景気や労働市場の動向などの外的要因や高齢者の体調による内的要因により就職あっせんがうまくいかない等、センター以外の要因があるため指標の設定が難しいとする市の考えは理解できる。 しかし、本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを	【令和6年2月8日通知】 評価指標については、シルバー人材センターにおける契約金額や会員数など、令和6年度からの定量的な指標の設定について検討することとした。

検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考ええる。 よって、市においては、交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標や、高齢者に対するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。 (高齢福祉課)	
キ 福岡市老人クラブ活動事業補助金（高齢社会部高齢福祉課） ① （結果）補助金取消事案に係る対応の強化について 【指摘事項】 補助金額の確定に当たっては、補助金の適切な執行のため、実績報告書に記載された項目が本補助金交付要綱における補助対象経費に合致するかどうか、慎重に審査する必要がある。しかし、本補助事業のように多数の補助対象団体がある等、全てを網羅的かつ詳細に審査するには限界があることも想定される。 よって、市は、本補助事業の実態を踏まえ、補助事業実績の確認においては次の事項について実施及び検討を行うべきである。 ・ 審査の有効性を確保できる範囲内で事務の効率化を図るため、例えばサンプルベースで具体的内容や領収書等の原始証憑を審査する等、審査方法の充実化を検討すべきである。 ・ コロナ禍で事業が実施できない等、通常と異なる事業実績がある場合には、	【措置済（令和6年2月8日通知）】 令和5年度中に、令和3年度の支出を含めサンプルベースで具体的内容や領収書などの原始証憑の確認を行うこととした。また、6年度以降は、前年度の支出を対象として、同様にサンプルベースで確認を行うこととした。

その支出内容には特に留意して審査すべきである。 ・令和３年度は追加調査を予定していないとのことであるが、問題のある支出が把握されたのであれば、他にも同様の支出がないかどうかの調査を検討することが望ましい。 (高齢福祉課)	
② (意見) 補助金交付決定決裁文書における実際の決裁日付の記載について 【意見】 実際の補助金交付決定の決裁については情報提供回答日以後であるため、本補助金交付要綱どおりの処理ではある。 しかし、書面で作成された交付決定決裁文書について、文書管理システムの決裁日とは異なる遡及した日付を記載することは、決裁文書に係る決裁日の信頼性が欠ける可能性があると考ええる。 よって、市においては、補助金の交付決定に当たり、書面で作成された決裁文書の決裁日付は文書管理システムにおける実際の決裁日を記載することが望ましい。 (高齢福祉課)	【令和６年２月８日通知】 補助金の交付決定決裁文書について、令和５年１月に文書管理システムにおける実際の決裁日を記載するよう各区へ周知し、是正した。なお、令和５年度における交付決定通知書については、指摘のあった南区・城南区ともに是正済である。
③ (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について 【意見】 本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。	【令和６年２月８日通知】 次回継続検討時（令和６年度末）までに、終期の延長にかかる検証においては、福岡市補助金ガイドラインに記載された視点に沿って、従前の検証に加えて、定量的な評価指標を設定し、より具体的・定量的な観点からの検証を行うこととした。

補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。 本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。 よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。 (高齢福祉課)	
④ (意見) 定量的な評価指標の設定について 【意見】 本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考ええる。 よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度、老人クラブの活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標や、高齢者に対するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。	【令和6年2月8日通知】 評価指標については、活動頻度や補助金執行率など、令和6年度からの定量的な指標の設定について検討することとした。

(高齡福祉課)	
ク 福岡市老人クラブ連合会運営及び事業補助金（高齡社会部高齡福祉課） ① （意見）補助金交付要綱における市税滞納照会条項の設定及び市税滞納照会確認の実施について 【意見】 本補助金の交付要件として滞納がないことを要件とする条項がなければ、市税を財源に補助金を受けながら支払うべき市税を納めていない事業者へ交付する可能性があり、その適法性と倫理観の観点から問題がある。なお、市税は法人市民税以外にも従業員の特別徴収住民税などもあるため、市税滞納照会は必要である。 よって、市においては、本補助金交付要綱において市税滞納照会条項を設定するとともに、市税の滞納照会を行うことが望ましい。 (高齡福祉課)	【令和6年2月8日通知】 補助金交付要綱について、令和6年度から市税滞納条項を追加し(令和5年度中に改正)、市税の滞納照会を行うこととした。
② （意見）補助金終期の延長に係る詳細検討について 【意見】 本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権	【令和6年2月8日通知】 次回継続検討時（令和6年度末）までに、終期の延長にかかる検証においては、福岡市補助金ガイドラインに記載された視点に沿って、従前の検証に加えて、定量的な評価指標を設定し、より具体的・定量的な観点からの検証を行うこととした。 また、継続に関する検証については、補助金ごとに検証するよう是正した。

化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。 本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。 よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。 なお、前述の起案文書によれば（報告書 230, 231P 参照）、(1)から(3)までの補助金をまとめて検証しているが、各補助金の対象事業、対象経費等は相違するため、補助金ごとに具体的に検討することが望ましい。 （高齢福祉課）	
③ （意見）補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について 【意見】 本補助金の交付先が処分制限財産を購入する可能性があるにもかかわらず、補助金交付要綱において処分制限財産の定義及び取扱いが明確ではないことは、市長の承認がないまま当該財産が譲渡されてしまう等、福岡市補助金交付規則に反した取扱いがなされる可能性を否定できない。 よって、市においては、本補助金交付要綱において、処分制限財産の定義を明確にした上で当該財産の管理方法や処分する場合の具体的な手続等、処分制限財産の取扱いについて記載しておくことが	【令和 6 年 2 月 8 日通知】 補助金交付要綱について、令和 6 年度から処分制限財産にかかる条項を追加し、適宜モニタリングを行うこととした。

望ましい。加えて、本補助金の交付先が、本補助金交付要綱で定めた処分制限財産の取扱方法に従って当該財産を適切に管理しているかどうかについて、定期的にモニタリングを行うことが望ましい。 (高齢福祉課)	
④ (結果) 実績確認の徹底について 【指摘事項】 必要に応じて原始証憑の確認を含めた支出内容の詳細確認を実施していなければ、補助対象外経費への補助金充当や私的流用等のリスクを高めることになり、問題がある。 もちろん、実績確認の方法については、補助対象経費の内容や実績確認に係る費用対効果等を勘案して個別に決定されるべきであり、一律に全ての原始証憑を確認することが適切とは言えない。 しかし、本補助金については、補助対象経費のうち人件費、旅費等、上記のリスクが比較的高いと考えられる費目が含まれており、実績確認には慎重を期した方が良いと考えられる。 よって、市は、上記のリスクを踏まえて実績確認を慎重に行い、必要に応じて交付先へのヒアリングや原始証憑の確認等を実施すべきである。 (高齢福祉課)	【措置済（令和6年2月8日通知）】 令和5年度分から、必要に応じ、リスクが比較的高い費目について、交付先へのヒアリングや原始証憑の確認などの実績確認を行うこととした。 また、令和5年9月に上記の内容について、課内周知し再発防止を図っている。
⑤ (意見) 定量的な評価指標の設定について 【意見】 本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助	【令和6年2月8日通知】 評価指標については、活動回数や補助金執行率など、令和6年度からの定量的な指標の設定について検討することとした。

金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考ええる。 よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標や、高齢者に対するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。 (高齢福祉課)	
ケ 福岡市友愛訪問事業補助金（高齢社会部高齢福祉課） ① （意見）補助金終期の延長に係る詳細検討について 【意見】 本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。 本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題	【令和6年2月8日通知】 次回継続検討時（令和6年度末）までに、終期の延長にかかる検証においては、福岡市補助金ガイドラインに記載された視点に沿って、従前の検証に加えて、定量的な評価指標を設定し、より具体的・定量的な観点からの検証を行うこととした。 また、継続に関する検証については、補助金ごとに検証を行うこととした。

がある。 よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。 なお、前述の起案文書によれば（報告書 235P 参照）、(1)から(3)までの補助金をまとめて検証しているが、各補助金の対象事業、対象経費等は相違するため、補助金ごとに具体的に検討することが望ましい。 （高齢福祉課）	
② （結果）実績確認の徹底について 【指摘事項】 必要に応じて原始証憑の確認を含めた支出内容の詳細確認を実施していなければ、補助対象外経費への補助金充当や私的流用等のリスクを高めることになり、問題がある。 もちろん、実績確認の方法については、補助対象経費の内容や実績確認に係る費用対効果等を勘案して個別に決定されるべきであり、一律に全ての原始証憑を確認することが適切とは言えない。 しかし、本補助金については、補助対象経費のうち報償費、旅費等、上記のリスクが比較的高いと考えられる費目が含まれており、実績確認には慎重を期した方が良いと考えられる。 よって、市は、上記のリスクを踏まえて実績確認を慎重に行い、必要に応じて交付先へのヒアリングや原始証憑の確認等を実施すべきである。 （高齢福祉課）	【措置済（令和 6 年 2 月 8 日通知）】 令和 5 年度分から、必要に応じ、リスクが比較的高い費目について、交付先へのヒアリングや原始証憑の確認などの実績確認を行うこととした。 また、令和 5 年 9 月に上記の内容について、課内周知し再発防止を図っている。
③ （意見）定量的な評価指標の設定について	【令和 6 年 2 月 8 日通知】 評価指標については、訪問者数など、令和

【意見】 本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考ええる。 よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して、例えば「友愛訪問活動実績」といったアウトプット指標や、高齢者に対するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。 (高齢福祉課)	6年度からの定量的な指標の設定について検討することとした。
ス 福岡市軽費老人ホームサービスの提供に要する費用補助金（高齢社会部事業者指導課） ① （意見）定量的な評価指標の設定について 【意見】 「補助金等の概要」に記載されている「老人福祉法の趣旨として、低廉なサービスを提供することを義務付けられる施設の運営のため、高額な収入の入居者を入居させ、補助金が不要となることは趣旨に反する」ことは（報告書 244P 参照）、本補助金事業を継続する意義であり、達成すべき指標を設定していない場合の理由とは考えにくい。 達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が	【令和6年2月8日通知】 達成すべき指標の設定については、令和5年度から、施設毎の入居率が前年度からどの程度推移したかを、暮らしに不安のある高齢者の生活を本補助金により支援した評価指標として設定した。

不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考ええる。 よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか（利用者数等）」といったアウトプット指標や、経費老人ホームに対するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。 （事業者指導課）	
セ 福岡市障がい者社会参加推進センター運営事業補助金（障がい者部障がい企画課） ① （結果）実績報告の適切な把握について 【指摘事項】 まず、令和4年3月31日付け事業実績報告書の添付資料として上記のとおり複数の書面（上記実績報告書の添付書類番号1から10参照）が提出されているものの（報告書247, 248, 249, 250, 251P参照）、当該書面が何を意味するのか、なぜ補助対象事業のうち一部の事業についてのみ事業報告書及び決算書という形で書面が提出されているのか不明である。例えば、「社会参加推進事業に関する調査及び研究に関する事業」も補助対象事業の一つであるところ、当該事業に関しては事業報告書も決算書も提出されておらず、その理由が明らかではない。 また、提出されている交付先団体の法人全体の事業報告書には、「公益事業」の項の中で「2 補助事業」という項目があ	【措置済（令和6年2月8日通知）】 実績報告の適切な把握について検討を行った結果、令和5年4月に団体に対し、作成する決算書の書式の改善や事業報告書の記載事項の改善を指導した。 令和5年度報告分から、改善後の様式で提出させ、実績報告の適切な把握に努めることとした。 また、令和5年4月に上記内容について、課内で共有し、再発防止を図っている。

るものの、上記のとおり記載内容は簡潔なものであり（報告書 250, 251P 参照）、かつ、提出書類には決算が補助対象経費と対象外経費が区別して記載されていないため、補助対象事業のうち具体的にどのような事業が実施され、その事業のために市の補助金がいくら支出されたのか、という点は不明確である。 さらに、提出された各決算書記載の支出金額についても、「報償費」という費目以外の費目については、その総額が記載されているのみで具体的な内訳の記載がないため、補助対象経費として適切かどうかを判断することができなかった。 加えて、実績報告として提出された決算書のうち、例えば、添付書類番号 9 及び 10 は「令和 3 年度聴覚障がい者生活訓練事業決算書」という同一の表題において、同じ事業について 2 つの決算書が提出されていた。添付書類番号 9 と 10 の違いは、「収入」欄に内訳の記載があるかないか、また、「支出内訳」欄に「内負担額」という欄の設定があるかないかという形式的な部分のみであり、書面の記載上、実質的な相違点はない。この点、市によれば、添付書類番号 9 は人件費を除く聴覚障がい者生活訓練事業全体の決算書であり、一方で添付書類番号 10 は同事業についての補助金部分のみの決算書という違いがあるとのことであった。添付書類番号 9 及び 10 に記載されている「令和 3 年度聴覚障がい者生活訓練事業」については、人件費を除いた経費は全て補助金から支出されているため、添付書類番号 9 の書面において「負担金」の記載が 0 となっているとのことである。しかし、	
--	--

上記の書面の違いや意図はいずれの提出書類においても説明が行われておらず、現状の書面の記載からそのようなことを読みとることは困難を伴う。上記を踏まえると、本補助金の実績報告では、その提出書面の位置付けや意図が不明確であるがゆえに、結果として補助金が補助事業の実施に要する補助対象経費のために支出されたのかが検証できず、十分に補助事業の実績が把握されていると取り扱うことは相当ではない。 よって、市は、交付先に対し、本補助事業の実態に沿った実績報告の実現のため、決算書の書式の改善や事業報告書の記載事項の改善を指導することで適切な実績報告書入手し、補助事業実績を適切に把握すべきである。 (障がい企画課)	
② (意見) 補助対象経費の明確化について 【意見】 本補助金交付要綱において、補助対象経費である事務費についてはその具体的内容が規定されていない。このため事務費の内容が不明確であり、補助対象経費としての適否について本補助金交付要綱からは判断できない。 また、実績報告上は「事務費」という区分の記載はなされず、「運営費」という記載になっている。交付先が運営費として記載した項目の中には、「事務費」と分類することが適切と考えられる項目もあるが、例えば、福利厚生費や材料費等、「事務費」と分類することに疑問がある項目もある。 結果として、本補助金交付要綱上の「事	【令和6年2月8日通知】 補助対象経費の明確化について検討した結果、令和5年4月に本補助金交付要綱を改め、令和5年度から補助対象経費における事務費について具体的内容を明確化した。

務費」の具体的内容が明らかではないため、補助対象経費が不明確であり、実績報告にも問題が生じていると考えられる。 よって、市は、本補助金交付要綱上、補助対象経費における事務費について具体的内容を明確化すべきである。 (障がい企画課)	
ソ 福岡市身体障害者福祉協会運営費補助金(障がい者部障がい企画課) ① (結果) 補助対象経費の明確化について 【指摘事項】 本補助金の補助対象経費の区分は、大きく、人件費、事業費及びその他である。本件では「その他」についての定めはなされていないため、主に人件費及び事業費と考えられる。 事業費については、本補助金交付要綱別表1において定めがあるが、費目の定めではなく、事業の名称ないし内容が羅列されているのみであり、事業費として認められる経費の費目内容は具体的に明示されていない。 また、補助対象外経費についての定めもないため、結局、文言上、本補助金は、本補助金交付要綱別表1の「事業費」の欄に記載のある事業に関する全ての費用が補助対象経費となり得るものと解釈できることとなる。しかし、補助金が市税等を財源とすることからすれば、当該事業に関する費用であっても、例えば、当該事業に当たる担当職員の食糧費や懇親会費までもが補助対象経費となるという帰結が適切ではないことは明らかであると考ええる。	【措置済(令和6年2月8日通知)】 補助対象経費の明確化について検討した結果、令和5年4月に本補助金交付要綱を改め、令和5年度から補助対象経費とする費目を明確化するとともに、補助対象外経費を明示した。

よって、市においては、どのような費用を補助対象経費とするのかという点を改めて整理、検討し、その結果を本補助金交付要綱に消耗品費といった費目として適切に反映する必要がある。仮に広く補助対象経費を認めるとしても、その中でも例えば、上記の食糧費や懇親会費等、補助金の趣旨から明らかに補助対象経費として認めることが適切ではない費目については、補助対象外経費として明示すべきである。 (障がい企画課)	
② (結果) 実績報告の適切な把握について 【指摘事項】 上記の添付書類番号 2 から 7 までは市の補助金を収入の一つとする事業の事業ごとの決算書であるが(報告書 256P 参照)、補助金収入以外の収入の記載もあることから、その記載のみからは、市の補助金が何に支出された形になっているのかが不明である。例えば、上記添付書類番号 4 の「組織対策事業」は、収入が会費収入 576,600 円、補助金収入が 481,000 円、支出が人件費 481,000 円、雑支出 388,000 円とのことであるが、補助金の人件費のみに支出されたのか、あるいは雑支出にも支出されたのかが不明である。本補助金は人件費を対象としているため、人件費に対する支出であれば特に問題は生じないということになるが、「雑支出」にも支出されているということになれば、「雑支出」として振り分けられた費目が本補助金交付要綱第 4 条別表 1 に記載されている事業に関連する費用であるかどうかという新たな検証が必要とな	【措置済 (令和 6 年 2 月 8 日通知)】 実績報告の適切な把握について検討を行った結果、令和 5 年 4 月に団体に対し、実績報告書に補助対象経費及び補助対象外経費について記載するよう指導するとともに、記載の仕方を改善するよう指導した。 令和 5 年度報告分から、適切なかたちで記載された実績報告書を受理し、補助事業実績を適切に把握することとした。 また、令和 5 年 4 月に上記内容について、課内で共有し、再発防止を図っている。

る（特に本補助金交付要綱第4条別表1で「事務費」として掲げられている事業の中には組織対策事業は含まれておらず、組織対策事業に関する事務費の支出はそもそも認められないという結論もあり得るところである。この点は上記の補助対象経費の要綱上の記載の整理が必要な理由の一つでもある。）。 いずれにしても、添付書類番号4の決算書の記載では、市の補助金が何に支出されたのかが不明であり、それが対象経費への適切な支出であったのかの検証ができない。 よって、市は、交付先に対して実績報告書に補助対象経費及び補助対象外経費について記載するよう指導し、適切な実績報告書を入手し、補助事業実績を適切に把握すべきである。 また、上記添付書類番号2から7までの書類は、収入と支出の金額が一致していなかった（他方、予算書の段階の書面は収入と支出が一致していた。）。収入より支出が多い場合、不足分はどこから支出されたのかが不明確な面もあるため、記載を改善することが望ましい。 （障がい企画課）	
③ （意見）定量的な評価指標の設定について 【意見】 確かに、「補助金等の概要」に記載のとおり（報告書253P参照）、本事業の目的は「身体障がい者の福祉の向上に資するための事業費補助」であり、障がい者福祉の向上という目に見えない目標を対象としているため、指標の設定は単純ではないであろう。	【令和6年2月8日通知】 定量的な評価指標については、令和5年度より行動訓練事業参加者や新春の集いなどの参加者に対してアンケートをとり、事業の成果についても事業報告書の中で記載するよう団体へ指示した。 その上で、アンケート結果や事業の成果を踏まえ、令和6年度からの定量的な評価指標の設定について検討することとした。

しかし、本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考ええる。 よって、市においては、本補助金の交付先が提出した事業実績報告書記載の活動（研修会やイベント等）を参考に、当該補助金を活用してどの程度活動が活発的に行われたかといった観点からの指標（活動指標）や、例えば活動参加者に対するアンケート等を実施するなどして当該補助金による事業の結果、どの程度の効果があったかといった指標（成果指標）の設定を検討することが望ましい。 実際に補助金調書では、補助金交付による効果として「身体障がい者の福祉の向上に寄与している。」との評価がなされている。効果についての一定の評価ができて以上、なぜ市がそのような評価を行ったのかという点を手掛かりにすれば、指標の設定は可能でないとまでは言えないと考える。 （障がい企画課）	
タ 障がい者スポーツ等活動推進事業補助金（障がい者部障がい企画課） ① （結果）事業費補助の明確化及び補助対象経費の適切な把握について 【指摘事項】 事業実績報告として提出された補助事業収支決算書（令和３年度収支決算書）によれば、補助対象経費となっている人件費の合計は 16,433,958 円となっており、人件費は次のとおり事業ごとに配分	【措置未了（令和６年９月３０日通知）】 監査指摘事項を踏まえ、補助対象とする事業、および補助対象経費について、交付先である福岡市障がい者スポーツ協会と協議し、実態把握を行ったうえで整理しているところであり、令和６年度に補助金交付要綱の改正を予定している。

されている（報告書 260P 参照）。 ところが最後の項目である「全国障害者スポーツ大会福岡市選手団派遣」の事業のみ、多額の人件費が割り当てられていることから、人件費の決算報告は各事業の実施のために実際に発生した人件費の金額が記載されたものではないと考えられる。 また、事業費及び事務費についても、交付先全体の歳出と補助対象経費の支出額は一致している。つまり、交付先が支出した事業費及び事務費の全てが補助対象経費に含まれていることになる。 これらを踏まえると、本補助金は事業費補助の形をとっているが、上記事業費及び事務費の全てが補助対象となっていること、特に上記の人件費の割振りが恣意的であり、人件費の中に退職金、退職共済掛金まで含まれていることから、本補助金は特定の事業に対する補助というより、実質的には運営費補助であると指摘せざるを得ない。 加えて、交付先の収入のうち本補助金が占める割合が 9 割を超えていることからすれば、交付先はほとんど市の補助金によって運営されているという側面がある。 よって、市は、事業費補助であることを明確化するため、どのような事業を補助対象とするのかを改めて整理した上で補助対象事業に発生した経費を適切に把握し、補助金を交付する必要がある。 （障がい企画課）	
② （結果）補助対象経費の明確化について 【指摘事項】	【措置未了（令和 6 年 9 月 30 日通知）】 監査指摘事項を踏まえ、費目ごとに補助対象経費について、交付先である福岡市障がい

確かに、本補助金の補助対象経費の事業費は、「障がい者のスポーツ・レクリエーションの振興を図り、障がい者の福祉の向上に資する事業にかかる経費」との記載であるため、当該事業に係る経費である限り食糧費も認められると解釈することは文言上、不可能ではない。 しかし、補助金が貴重な市税等を財源としていることに鑑みれば、食糧費は飲食する各自が自己負担すべきものであり、原則として補助対象外経費と位置付けられるべきであると考えられる。 一方、例えば、ボランティアを募り何らかの事業を行う場合に日当相当額として弁当や飲み物を出すことの趣旨や理由が認められる場合等は、補助金から食糧費を支出することが許容されると考えられる。 ところが、本補助金では本補助金交付要綱上、上記食糧費の支出が認められる場合の例示もなく、食糧費の支出の可否を交付先の判断、解釈に委ねており、また、金額の制限もない。食糧費の支出が例外であることを踏まえると相当とはいえない。 よって、市においては、補助対象経費に食糧費を含める必要性について検討を行うことが望ましい。 このことは食糧費に限られず、交付先の収支決算書には費目として掲載されているが、本補助金交付要綱上に明記されていない委託料や備品購入費についても同様である。 補助対象経費の分類及び費目が本補助金交付要綱上、明らかではないことから、本補助金交付要綱上の補助対象経費と交	者スポーツ協会と協議し、実態把握を行ったうえで整理しているところである。 食糧費については、スポーツ大会・教室に従事いただくボランティアに対して、主催者として飲料・弁当を用意する必要があると判断し、対象経費に含むこととしたが、その他、具体的な経費項目についても補助金交付要綱に明記するため、令和6年度に、補助金交付要綱の改正を予定している。
---	--

付先が提出する収支決算書の区分が対応していない事態にも繋がっている（例えば本補助金交付要綱上は、役務費、旅費交通費等は、「事務費」として分類されているにもかかわらず、交付先が提出する収支決算書上は「事業費」に分類されている。）。 以上を踏まえ、市は、補助対象経費についてさらなる整理を行い、補助対象経費となる具体的な経費項目について本補助金交付要綱に明記すべきである。 （障がい企画課）	
③ （意見）定量的な評価指標の設定について 【意見】 補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考ええる。 本補助金の目的は、「障がい者のスポーツ、レクリエーションの振興」であり、基本的には障害者スポーツに関するイベントやレクリエーションの機会の回数やその参加人数、参加者アンケート等を参考にして、ある程度、活動指標や成果指標を設定することは可能であるように思われる。 よって、市においては、本補助金の交付先が提出した事業実績報告書記載の活動を参考に、当該補助金を活用してどの程度活動が活発的に行われたかといった観点からの指標（活動指標）や、例えば活動参加者に対するアンケート等を実施	【令和6年2月8日通知】 令和5年度実施事業から、利用者や指導者等に満足度や自己記録の達成度合い等についてアンケートを実施しており、今後、補助金の達成すべき指標を設定することを検討している。

するなどして当該補助金による事業の結果、どの程度の効果があったかといった指標（成果指標）の設定を検討することが望ましい。 実際に補助金調書では、補助金交付による効果として、「障がい者スポーツ・レクリエーションの振興及び普及を通じて、障がい者の健康増進、社会参加に寄与している。」「障がいについての、市民の理解が深まっている。」等の自己評価がなされている。効果についての一定の評価ができて以上、なぜ市がそのような評価を行うに至ったのかという事実関係を手掛かりにすれば、指標の設定が可能でないとまでは言えないと考える。 （障がい企画課）	
チ 福岡市地域活動支援センター補助金 （障がい者部障がい福祉課） ① （意見）収支計画書等における様式変更の検討について 【意見】 本補助金要綱において、補助金の額は、「ア．人件費等補助」「イ．土地家屋借上料補助」「ウ．機能強化補助」の区分ごとの補助基準額と補助対象経費の額とを比較して少ない方の額としなければならないが、現状の様式では区分ごとの集計ができず、補助金の額の算定に手集計が必要であり煩雑であるとともに計算誤りから補助金額の誤りまで招きかねない。 よって、市においては、事務の効率性及び正確な補助金額算定の観点から、例えば次のように補助対象経費の算定に整合する形で歳出を区分ごとに集計する等（報告書 267P 参照）、様式の変更を検討することが望ましい。	【令和 6 年 2 月 8 日通知】 令和 5 年度の実績報告から、効率的な事務遂行及び正確な補助金額算定のため、補助対象経費の算定に整合する内容へ、収支計画書等における様式を変更することとした。

(障がい福祉課)	
② (意見) 収支決算書における補助対象経費内容の明確化について 【意見】 拠点区分間繰入金の内容について、所管部局に質問したところ、法人本部で行われた地域活動支援センターに関する事務経費分を法人本部会計へ繰り入れたものであり、補助対象経費として認めているとのことであった。 しかし、収支計画書及び収支計算書にはそのような内容の記載がなく、書類上からは補助対象経費であるかどうか判別がつかない。 よって、市においては、拠点区分間繰入金のように科目名だけではその内容が分からないものについては書類上に内容の記載を求め、補助対象経費であることを明確化することが望ましい。 (障がい福祉課)	【令和6年2月8日通知】 令和5年度の実績報告から、科目名だけでは内容が不明な歳出全てについて、内容の記載を求め、補助対象経費であることを明確化するよう運営法人へ求めることとした。
ツ 福岡市障がい者グループホーム設置費補助金(障がい者部障がい福祉課) ① (結果) 補助対象経費における消費税相当額(仕入税額)の取扱いの明確化について 【指摘事項】 消費税の課税事業者と免税事業者との間で、消費税の仕入税額控除に関して補助金返還分を取得できるかできないかで不平等が生じることになる。 よって、市においては、本補助金交付要綱上、仕入税額控除に関する取扱規定等を設けるか、そもそも消費税を含まない形で補助金決定を行う等の対応が必要である。	【措置済(令和6年2月8日通知)】 補助対象経費における消費税相当額(仕入税額)の取扱いの明確化については、令和6年度以降適用する本補助金交付要綱を改正し、消費税の仕入税額控除が生じた場合の補助金返還に関する事項等の条項を追加することとした。

なお、この消費税の仕入税額控除に関する取扱いの点については、平成 23 年度の包括外部監査でも当時監査対象となった他の補助金の項目の中で指摘があっていたところであり、その後、長期間にわたり市全体として統一したルールが作成されていないことは極めて大きな問題である。市全体として早急な改善対応が必要である。 (障がい福祉課)	
② (意見) 補助金交付要綱における処分制限財産の定義の明確化について 【意見】 本補助金の交付先が、補助金により容易に換価可能な価値ある財産を購入する可能性があるにもかかわらず、本補助金交付要綱において処分制限財産の定義及び取扱いが明確ではないことは、市長の承認がないまま当該財産が譲渡されてしまう等、福岡市補助金交付規則に反した取扱いがなされる可能性を否定できない。 よって、市においては、本補助金交付要綱において、処分制限財産の定義を明確にした上で当該財産の管理方法や処分する場合の具体的な手続等、処分制限財産の取扱いについて記載しておくことが望ましい。加えて、本補助金の交付先が、本補助金交付要綱で定めた処分制限財産の取扱方法に従って当該財産を適切に管理しているかどうかについて、定期的にモニタリングを行うことが望ましい。 (障がい福祉課)	【令和 6 年 2 月 8 日通知】 令和 6 年度以降適用する本補助金交付要綱の改正において、処分制限財産の定義を明確にした上で当該財産の管理方法や処分する場合の具体的な手続等、処分制限財産の取扱いについて記載することとした。 本補助金の交付先においての、当該財産の適切管理を担保する具体的な方法についても併せて検討を行う。
ト 福岡市重度障がい者グループホーム運営費補助金 (障がい者部障がい福祉課) ① (意見) 補助対象経費の明確化につ	【令和 6 年 2 月 8 日通知】 補助対象経費である「生活支援員等の配置に関する経費」が具体的にどのような経費を

いて 【意見】 本補助金交付要綱上は補助対象経費として「生活支援員等の配置に関する経費」という記載があるが、このような記載は具体的にどのような経費を意味するのか分かりづらい。 実際上はほとんどが「人件費」に支出されており、市としても人件費は「生活支援員等の配置に関する経費」に当たるという理解をしているとのことであるため、上記のような不明確な表現にするよりは、端的に、補助対象経費を「人件費」と記載する方が明確であると思われる。 よって、市においては、本補助金交付要綱上の補助対象経費について、例えば「人件費」と記載する等、具体的な内容を明確化することが望ましい。 (障がい福祉課)	意味するのかを明確化することについては、令和6年度以降適用する本補助金交付要綱改正において、端的に「人件費」と記載することとした。
② (意見) 収支報告書の充実化について 【意見】 上記のとおり(報告書 275, 276P 参照)、各事業者から収支報告書の提出を受けても、「賃金等」「その他」に支出したということしか読み取れず、さらに、「等」「その他」との記載のため、結果として市の補助金が具体的にどのような費目に支出されたのかが全く不明である。 よって、市においては、収支報告書について、様式の改訂、補助対象者への指導の徹底等を通じて、補助金の具体的な使途が分かるように収支報告書の内容を充実化させることが望ましい。 (障がい福祉課)	【令和6年2月8日通知】 収支報告書の内容の充実化については、令和6年度以降適用する本補助金交付要綱の改正において、①の補助対象経費の見直しと併せて、補助金の具体的な使途が分かるよう、様式の改訂等を行うこととした。

③ （意見）補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について 【意見】 本補助金の交付先が、補助金により容易に換価可能な価値ある財産を購入する可能性があるにもかかわらず、本補助金交付要綱において処分制限財産の定義及び取扱いが明確ではないことは、市長の承認がないまま当該財産が譲渡されてしまう等、福岡市補助金交付規則に反した取扱いがなされる可能性を否定できない。 よって、市においては、本補助金交付要綱において、処分制限財産の定義を明確にした上で当該財産の管理方法や処分する場合の具体的な手続等、処分制限財産の取扱いについて記載しておくことが望ましい。加えて、本補助金の交付先が、本補助金交付要綱で定めた処分制限財産の取扱方法に従って当該財産を適切に管理しているかどうかについて、定期的にモニタリングを行うことが望ましい。 (障がい福祉課)	補助対象経費として備品購入費を認めていたことで、補助金により換価可能な財産を購入する可能性があったため、令和6年度以降適用する本補助金交付要綱の改正において、備品購入費を対象外とすることとした。
--	--

(5) 保健医療局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況 及 び 市 の 見 解
ア 福岡市救急病院協会事業補助金（健康医療部地域医療課） ① （意見）補助対象経費に食糧費を含める必要性の検討について 【意見】 補助金が貴重な市税等を財源としていることに鑑みれば、食糧費は飲食する各自が自己負担すべきもの、あるいは交付先団体が自らの収入から支出すべきもの	【令和6年2月8日通知】 補助金の目的である「福岡市における救急医療体制の促進、市民の健康管理に寄与する」ために実施する会議、研修会、講演会等において必要な食事・飲み物代等については、公益事業の実施に必要な経費と捉えている。 現行の要綱において、食糧費は「会議に係る茶菓代、研修会・講演会講師、イベントス

であり、原則として補助対象外経費と位置付けられるべきであると考えられる。 一方、例えばボランティアを募り、何らかの事業を行う場合に日当相当として弁当や飲み物を出すことの趣旨や理由が客観的に認められる場合等は、補助金から食糧費を支出することが許容され则认为られる。 ところが、本補助金では、本補助金交付要綱上、食糧費を補助対象経費に位置付けている趣旨や理由が明確ではない。 このため、本補助金については、食糧費を対象経費とすることの相当性、合理性が客観的に明らかであるとはいえない。 よって、市においては、補助対象経費に食糧費を含める必要性について検討を行うことが望ましい。 なお、令和3年度の実績報告の事業収支結果によれば、食糧費の支出は0円であるが、消耗品費として「講師用飲料(6,033円)」が計上されており、本来、上記の「食糧費」の項目に分類されるべき経費であると考えられる。他の項目に食糧費に該当する支出が計上されていないかどうかについても併せて把握することが望ましい。 (地域医療課)	タッフ（無給）への食事・飲み物代（アルコール類を除く）。」と定めており、現状通り、必要最小限の範囲内で補助対象経費とする取扱いとする。 なお、令和3年度に計上された「講師用飲料」については、使用方法等を鑑みると「食糧費」とする方が、より適切であったと考えられるため、令和5年度以降、同様の性質の支出があった場合は「食糧費」に計上するよう、協会に対して指導した。
② （意見）補助金額の妥当性等の明確化について 【意見】 本来、補助金は今後の計画や前年実績等の具体的な事情を検証の上、具体的な補助金額を設定すべきである。にもかかわらず、毎年、例年どおりの金額の補助金が交付されているが、資料を閲覧する	【令和6年2月8日通知】 本補助金については、単に例年どおりの金額を交付しているわけではなく、交付決定にあたっては、事前に収支計画や事業計画等を確認するとともに、事業終了後に歳入歳出決算書、収支結果、事業結果等による実績報告を受け、その内容について審査することで妥当性を判断している。令和5年度分以降の補

限り、当該金額に係る妥当性や金額の根拠等を検討した書類は無かった。これらを踏まえると、例年通りの金額を継続することは理想的な在り方であるとは言い難い面がある。 よって、市においては、今後の計画や前年実績等の具体的な事情を検証した上で、本補助金に係る金額の妥当性や金額の根拠を明確にするとともに、当該内容について文書化を行うことが望ましい。 (地域医療課)	助額確定にあたっては、その妥当性や金額の根拠等を検討した結果について、文書化することとしている。 また、前年同様の事業を実施する際は、過去の実績等と比較した方が、より適正な審査に繋がることから、令和6年度分以降は、可能な限り、これらの内容も併せた報告とするよう、福岡市救急病院協会との協議により、検討を進めていく。
③ (意見) 定量的な評価指標の設定について 【意見】 本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考ええる。 よって、市は、本補助金の交付先が提出した事業実績報告書記載の活動（研修会やイベント等）を参考に、当該補助金を活用してどの程度活動が活発的に行われたかといった観点からの指標（活動指標）や、例えば活動参加者に対するアンケート等を実施するなどして当該補助金による事業の結果、どの程度の効果があったかといった指標（成果指標）の設定を検討することが望ましい。 実際に補助金調書では、補助金交付による効果として「救急病院及び同診療所の救急医療に関する能力の向上、相互の協力体制の保持、並びに救急隊をはじめとする関係機関との連携により、急傷病	【令和6年2月8日通知】 福岡市救急病院協会との協議により、令和6年度以降は可能な限り活動指標、成果指標の設定を行い、またそれに基づく取り組みの実施および報告を行うこととするよう、検討を進めていく予定である。

者への医療の確保や充実が図られている。また、教育訓練資器材の貸し出し等を通して、市民の応急手当知識の普及向上に貢献している。」との評価がなされている。効果についての一定の評価ができている以上、なぜ市がそのような評価を行ったのかという事実に関する点を手掛かりにするなどして、指標の設定を検討することが望ましい。 (地域医療課)	
イ 福岡市医師会保健福祉事業補助金（健康医療部地域医療課） ① （意見）補助対象経費に食糧費を含める必要性の検討について 【意見】 補助金が貴重な市税等を財源としていることに鑑みれば、食糧費は飲食する各自が自己負担すべきもの、あるいは交付先団体が自らの収入から支出すべきものであり、原則として補助対象外経費と位置付けられるべきであると考えられる。 一方、例えばボランティアを募り、何らかの事業を行う場合に日当相当として弁当や飲み物を出すことの趣旨や理由が客観的に認められる場合等は、補助金から食糧費を支出することが許容されることが考えられる。 ところが、本補助金では、本補助金交付要綱上、食糧費を補助対象経費としている趣旨や理由が明確ではない。また、令和３年度の収支報告書によれば、交付先団体は相当な金額の繰入金を入収に挙げており、少なくとも、「食糧費」の補助まで行わなければならないほど資金力に乏しいとはいえない。 以上より、本補助金については、食糧	【令和６年２月８日通知】 補助金の目的である「福岡市における公衆衛生の向上、市民の健康づくりの推進及び地域医療の充実を図る」ために実施する会議、研修会、講演会等において必要な食事・飲み物代等については、公益事業の実施に必要な経費と捉えている。 現行の要綱において、食糧費は「研修会講師、イベントスタッフ（無給）への食事・飲み物代（アルコール類を除く。）」と定めており、現状通り、必要最小限の範囲内で補助対象経費とする取扱いとする。

費を対象経費とすることの相当性、合理性が客観的に明らかであるとはいえない。 よって、市においては、補助対象経費に食糧費を含める必要性について検討を行うことが望ましい。 (地域医療課)	
② (意見) 定量的な評価指標の設定について 【意見】 本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えます。 よって、市においては、本補助金の交付先が提出した事業実績報告書記載の活動(研修会やイベント等)を参考に、当該補助金を活用してどの程度活動が活発的に行われたかといった観点からの指標(活動指標)や、例えば活動参加者に対するアンケート等を実施するなどして当該補助金による事業の結果、どの程度の効果があったかといった指標(成果指標)の設定を検討することが望ましい。 実際に補助金調書では、補助金交付による効果として「公衆衛生の普及向上や、市民の健康づくりの推進を図るとともに、保健・医療・福祉の連携による市民サービスに貢献している。また、看護師及び准看護師の養成を通して、看護師不足の解消に努めることにより、保健医療供給体制の充実に貢献している。」との評価がなされている。効果についての一定	【令和6年2月8日通知】 福岡市医師会との協議により、令和6年度以降は可能な限り活動指標、成果指標の設定を行い、またそれに基づく取り組みの実施および報告を行うこととするよう、検討を進めていく予定である。

の評価ができています以上、なぜ市がそのような評価を行ったのかという事実に関する点を手掛かりにするなどして、指標の設定を検討することが望ましい。 (地域医療課)	
③ (意見) 補助金額の妥当性等の明確化について 【意見】 本来、補助金は今後の計画や前年実績等の具体的な事情を検証の上、具体的な補助金額を設定すべきである。にもかかわらず、毎年、例年どおりの金額の補助金が交付されているが、資料を閲覧する限り、当該金額に係る妥当性や金額の根拠等を検討した書類は無かった。これらを踏まえると、例年どおりの金額を継続することは理想的な在り方であるとは言えない面がある。 よって、市においては、今後の計画や前年実績等の具体的な事情を検証した上で、本補助金に係る金額の妥当性や金額の根拠を明確にするとともに、当該内容について文書化を行うことが望ましい。 (地域医療課)	【令和6年2月8日通知】 本補助金については、単に例年どおりの金額を交付しているわけではなく、交付決定にあたっては、事前に収支計画や事業計画等を確認するとともに、事業終了後に歳入歳出決算書、収支結果、事業結果等による実績報告を受け、その内容について審査することで妥当性を判断している。令和5年度分以降の補助額確定にあたっては、その妥当性や金額の根拠等を検討した結果について、文書化することとしている。 また、前年同様の事業を実施する際は、過去の実績等と比較した方が、より適正な審査に繋がるとことから、令和6年度分以降は、可能な限り、これらの内容も併せた報告とするよう、福岡市医師会との協議により、検討を進めていく。
④ (結果) 支出した補助対象経費の内訳確認について 【指摘事項】 補助対象経費の支出について、具体的にどのような目的でそれぞれいくらが支出されたのかを具体的に把握することは、補助金が貴重な市税等を財源とするものであることからすれば重要な点である。 ところが、本件補助金の実績報告書類として提出される書類からは、具体的な内訳を把握することは困難である。	【措置済 (令和6年2月8日通知)】 令和4年度の実績報告より、交付対象経費における主な支出の内訳の記載を求めている。今後、内訳の詳細な掲載がない場合は、交付先への質問や証憑を確認するなど、引き続き適切な事務処理に努める。 なお、今回の事例を令和5年10月に課内の会議で所属職員全員に情報共有し、注意喚起を図った。

よって、市は、少なくとも、例えば一定額以上の高額支出や臨時的な支出など重要な支出については、収支決算書に具体的にその内訳を掲載するように交付先に対して依頼、指導すべきである。仮に交付先による上記内訳の詳細な記載がない場合は、市の担当者は交付先に対して内容確認の質問等を行うとともに、必要に応じて支出を確認できる証憑を入手するなどの対応をとるべきである。 (地域医療課)	
⑤ (結果) 間接補助の場合の基準の明確化及び具体化について 【指摘事項】 間接補助の場合の配布基準は上記の規定のみである(報告書 285P 参照)。上記規定は、1 団体当たり一事業内容につき 100 千円という上限の定めしかなく、どのような場合に、何を目的として間接補助を行うのかという基準に関する定めがなされていない。そのため、本補助金交付要綱上は間接補助を行うかどうか、どのような団体のどのような事業に上限額の範囲内でいくら補助金を支払うのか等も福岡市医師会に一任されている。 間接補助を認める際に、交付の可否、交付先、交付対象事業等を全て福岡市医師会に委ねていることは、当該団体の方針や運用次第では市税を原資とする補助金が本補助金交付要綱の趣旨から逸脱した取扱いがなされる可能性も否定できない。 よって、市の事務軽減や補助金の趣旨等から間接補助を適当とする場合であっても、分配基準としての上限額以外に、交付基準や交付先における配布基準や審	【措置済(令和 6 年 9 月 30 日通知)】 間接補助について、福岡市医師会と協議した結果、令和 6 年度以降の要綱において間接補助の規定を削除した。

査基準等の明確化及び具体化を行うべきである。 (地域医療課)	
ウ 福岡市薬剤師会保健福祉事業補助金 (健康医療部地域医療課) ① (意見) 補助金額の妥当性等の明確化について 【意見】 本来、補助金は今後の計画や前年実績等の具体的な事情を検証の上、具体的な補助金額を設定すべきである。にもかかわらず、毎年、例年どおりの金額の補助金が交付されているが、資料を閲覧する限り、当該金額に係る妥当性や金額の根拠等を検討した書類は無かった。これらを踏まえると、例年どおりの金額を継続することは理想的な在り方であるとは言い難い面がある。 よって、市においては、今後の計画や前年実績等の具体的な事情を検証した上で、本補助金に係る金額の妥当性や金額の根拠を明確にするとともに、当該内容について文書化を行うことが望ましい。 (地域医療課)	【令和6年2月8日通知】 本補助金については、単に例年どおりの金額を交付しているわけではなく、交付決定にあたっては、事前に収支計画や事業計画等を確認するとともに、事業終了後に歳入歳出決算書、収支結果、事業結果等による実績報告を受け、その内容について審査することで妥当性を判断している。令和5年度分以降の補助額確定にあたっては、その妥当性や金額の根拠等を検討した結果について、文書化することとしている。 また、前年同様の事業を実施する際は、過去の実績等と比較した方が、より適正な審査に繋がるとことから、令和6年度分以降は、可能な限り、これらの内容も併せた報告とするよう、福岡市薬剤師会との協議により、検討を進めていく。
② (意見) 定量的な評価指標の設定について 【意見】 確かに、「補助金等の概要」に記載のとおり(報告書 287P 参照)、本事業の目的は「公衆衛生の普及向上、市民の健康づくりの推進及び地域医療の充実を図ること」であり、目に見えない目標を対象としているため、指標の設定は単純ではないであろう。 しかし、本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補	【令和6年2月8日通知】 福岡市薬剤師会との協議により、令和6年度以降は可能な限り活動指標、成果指標の設定を行い、またそれに基づく取り組みの実施および報告を行うこととするよう、検討を進めていく予定である。

助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考ええる。 よって、市は、本補助金の交付先が提出した事業実績報告書記載の活動（研修会やイベント等）を参考に、当該補助金を活用してどの程度活動が活発的に行われたかといった観点からの指標（活動指標）や、例えば活動参加者に対するアンケート等を実施するなどして当該補助金による事業の結果、どの程度の効果があったかといった指標（成果指標）の設定を検討することが望ましい。 実際に補助金調書では、補助金交付による効果として「公衆衛生の普及向上や、市民の健康づくりの推進に貢献している。また、かかりつけ薬局・在宅医療・介護の推進及び医療機関との連携強化を図ることにより、地域医療の充実に貢献している」との評価がなされている。効果についての一定の評価ができて以上、なぜ市がそのような評価を行ったのかという事実に関する点を手掛かりにするなどして、指標の設定を検討することが望ましい。 （地域医療課）	
③ （意見）補助対象経費に食糧費を含める必要性の検討について 【意見】 補助金が貴重な市税等を財源としていることに鑑みれば、食糧費は飲食する各自が自己負担すべきもの、あるいは交付先団体が自らの収入から支出すべきものであり、原則として補助対象外経費と位	【令和6年2月8日通知】 補助金の目的である「福岡市における公衆衛生の普及向上、市民の健康づくりの推進及び地域医療の充実に図る」ために実施する会議、研修会、講演会等において必要な食事・飲み物代等については、公益事業の実施に必要な経費と捉えている。 現行の要綱において、食糧費は「研修会講

置付けられるべきであると考えられる。 一方、例えばボランティアを募り、何らかの事業を行う場合に日当相当として弁当や飲み物を出すことの趣旨や理由が客観的に認められる場合等は、補助金から食糧費を支出することが許容され则认为られる。 ところが、本補助金では、本補助金交付要綱上、食糧費を補助対象経費に位置付けている趣旨や理由が明確ではない。 このため、本補助金については、食糧費を対象経費とすることの相当性、合理性が客観的に明らかであるとはいえない。 よって、市においては、補助対象経費に食糧費を含める必要性について検討を行うことが望ましい。 (地域医療課)	師・イベント時の事務局職員、イベントスタッフ（無給）への食事・飲み物代（アルコール類を除く）。」と定めているが、必要最小限の範囲内で補助対象経費とする取扱いとするため、「イベント時の事務局職員」は令和6年度より要綱から削除する。
④ （結果）間接補助の場合の基準の明確化及び具体化について 【指摘事項】 間接補助の場合の配布基準は上記の規定のみである（報告書 290P 参照）。上記規定は、1 団体当たり一事業内容につき 200 千円という上限の定めしかなく、どのような場合に、何を目的として間接補助を行うのかという基準に関する定めがなされていない。そのため、本補助金交付要綱上は間接補助を行うかどうか、どのような団体のどのような事業に上限額の範囲内でいくらの補助金を支払うのか等も福岡市薬剤師会に一任されている。 間接補助を認める際に、交付の可否、交付先、交付対象事業等を全て福岡市薬剤師会に委ねていることは、当該団体の方針や運用次第では市税を原資とする補	【措置済（令和6年9月30日通知）】 間接補助について、福岡市薬剤師会と協議した結果、令和6年度以降の要綱において間接補助の規定を削除した。

助金が本補助金交付要綱の趣旨から逸脱した取扱いがなされる可能性も否定できない。 よって、市の事務軽減や補助金の趣旨等から間接補助を相当とする場合であっても、分配基準としての上限額以外に、交付基準や交付先における配布基準や審査基準等の明確化及び具体化を行うべきである。 (医薬務・衛生推進課)	
エ 福岡県私設病院協会事業補助金（健康医療部地域医療課） ① （意見）補助対象経費に食糧費を含める必要性の検討について 【意見】 補助金が貴重な市税等を財源としていることに鑑みれば、食糧費は飲食する各自が自己負担すべきもの、あるいは交付先団体が自らの収入から支出すべきものであり、原則として補助対象外経費と位置付けられるべきであると考えられる。 一方、例えばボランティアを募り、何らかの事業を行う場合に日当相当として弁当や飲み物を出すことの趣旨や理由が客観的に認められる場合等は、補助金から食糧費を支出することが許容されると考えられる。 ところが、本補助金では、本補助金交付要綱上、食糧費を補助対象経費に位置付けている趣旨や理由が明確ではない。 このため、本補助金については、食糧費を対象経費とすることの相当性、合理性が客観的に明らかであるとはいえない。 よって、市においては、補助対象経費に食糧費を含める必要性について検討を	【令和6年2月8日通知】 補助金の目的である「福岡市における医療の充実向上を図るため、福岡県私設病院協会が実施する会員を対象とした病院経営、医療安全管理、その他医療の充実向上に寄与する研修事業に対する助成」に該当する会議、研修会、講演会等において必要な食事・飲み物代等については、公益事業の実施に必要な経費と捉えている。 現行の要綱において、食糧費は「講師への茶菓」と定めており、現状通り、必要最小限の範囲内で補助対象経費とする取扱いとする。

行うことが望ましい。 (地域医療課)	
② (意見) 定量的な評価指標の設定について 【意見】 本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えます。 よって、市は、本補助金の交付先が提出した事業実績報告書記載の活動（研修会やイベント等）を参考に、当該補助金を活用してどの程度活動が活発的に行われたかといった観点からの指標（活動指標）や、例えば活動参加者に対するアンケート等を実施するなどして当該補助金による事業の結果、どの程度の効果があったかといった指標（成果指標）の設定を検討することが望ましい。 (地域医療課)	【令和6年2月8日通知】 福岡県私設病院協会との協議により、令和6年度以降は可能な限り活動指標、成果指標の設定を行い、またそれに基づく取り組みの実施および報告を行うこととするよう、検討を進めていく予定である。
③ (結果) 支出した補助対象経費の内訳確認について 【指摘事項】 補助対象経費の支出について、具体的にどのような目的でそれぞれいくらが支出されたのかを把握することは、補助金が貴重な市税等を財源とするものであることからすれば重要な点である。 ところが、本件補助金の実績報告書類として提出される書類からは、具体的な内訳を把握することは困難である。 よって、市は、少なくとも、例えば一定額以上の高額支出や臨時的な支出など	【措置済（令和6年2月8日通知）】 令和4年度の実績報告より、交付対象経費における主な支出の内訳の記載を求めている。今後、内訳の詳細な掲載がない場合は、交付先への質問や証憑を確認するなど、引き続き適切な事務処理に努める。 なお、今回の事例を令和5年10月に課内の会議で所属職員全員に情報共有し、注意喚起を図った。

重要な支出については、収支決算書に具体的にその内訳を掲載するように交付先に対して依頼、指導すべきである。仮に交付先による上記内訳の詳細な記載がない場合は、市の担当者は交付先に対して内容確認の質問等を行うとともに、必要に応じて支出を確認できる証憑を入手するなどの対応をとるべきである。 (地域医療課)	
④ (意見) 補助金額の妥当性等の明確化について 【意見】 本来、補助金は今後の計画や前年実績等の具体的な事情を検証の上、具体的な補助金額を設定すべきである。にもかかわらず、毎年、例年どおりの金額の補助金が交付されているが、資料を閲覧する限り、当該金額に係る妥当性や金額の根拠等を検討した書類は無かった。これらを踏まえると、例年どおりの金額を継続することは理想的な在り方であるとは言い難い面がある。 よって、市においては、今後の計画や前年実績等の具体的な事情を検証した上で、本補助金に係る金額の妥当性や金額の根拠を明確にするとともに、当該内容について文書化を行うことが望ましい。 (地域医療課)	【令和6年2月8日通知】 本補助金については、単に例年どおりの金額を交付しているわけではなく、交付決定にあたっては、事前に収支計画や事業計画等を確認するとともに、事業終了後に歳入歳出決算書、収支結果、事業結果等による実績報告を受け、その内容について審査することで妥当性を判断している。令和5年度分以降の補助額確定にあたっては、その妥当性や金額の根拠等を検討した結果について、文書化することとしている。 また、前年同様の事業を実施する際は、過去の実績等と比較した方が、より適正な審査に繋がるとことから、令和6年度分以降は、可能な限り、これらの内容も併せた報告とするよう、福岡県私設病院協会との協議により、検討を進めていく。
カ 福岡いのちの電話運営事業補助金（健康医療部保健予防課） ① (意見) 補助金額の妥当性等の明確化について 【意見】 本来、補助金は今後の計画や前年実績等の具体的な事情を検証の上、具体的な補助金額を設定すべきである。にもか	【令和6年2月8日通知】 例年、事業計画書や昨年度の実績報告書から補助金額を算出していたが、令和5年度の補助金交付より、改めて具体的な運営状況等を把握した上で補助金額を検証するために、当団体へヒアリングを実施した。また、本補助金に係る金額の妥当性や金額の根拠を明確にし文書化することとし、令和5年度の補

わらず、毎年、例年どおりの金額の補助金が交付されているが、資料を閲覧する限り、当該金額に係る妥当性や金額の根拠等を検討した書類は無かった。これらを踏まえると、例年どおりの金額を継続することは理想的な在り方であるとはいえない面がある。 よって、市においては、今後の計画や前年実績等の具体的な事情を検証した上で、本補助金に係る金額の妥当性や金額の根拠を明確にするとともに、当該内容について文書化を行うことが望ましい。 (保健予防課)	助金算定時に当該文書を作成した。
キ 地域健康づくり活動推進事業補助金 (健康医療部健康増進課) ① (意見) 補助金の必要性等に関する検討について 【意見】 上記のとおり(報告書 300, 301P 参照)、既に衛生連合会は設立当初の目的、活動を終えており、現在は「地域の健康づくり」が活動の中心である。 地域の健康づくりを目的として、校区や各区を中心に上記の各事業内容が実施されている。 しかし、上記の各事業内容は他の健康づくり活動とも重複している面があると思われ、現に市も本件補助金について指標を設定しない理由の中で「多岐にわたる他の健康づくり事業と合わせて達成されるべきものであるため」と述べているところである。 また、そもそも、時代の変化により市民各人が自分に合った健康づくり活動を行うようになっていると思われる。 以上を踏まえると、本補助金の必要性	【令和6年2月8日通知】 補助金の必要性等に関する検討については、令和6年度を目標に定量的な評価指標を設定することとしており、そのために行う市衛生連合会及び各区衛生連合会との協議や、当該評価指標の達成状況等も踏まえながら実施することとした。

について検討を行うべき段階にあると考える。 なお、補助の必要性に関して議論の余地が生じていることは、平成 23 年度の包括外部監査結果報告書でも述べられているところであり、それから 10 年以上が経過した現時点においても、本事業に対して例年同じ金額が予算化されている点は問題があると考ええる。 よって、市においては、そもそも衛生連合会自体が必要かどうか、同団体の事業活動に対する補助金支出の必要性、市の自主事業としての実施可能性等を議論、検討することが望ましい。 (健康増進課)	
② (意見) 定量的な評価指標の設定について 【意見】 確かに、他の健康づくり事業と合わせて目的が達成されるものであれば、指標の設定は単純ではないであろう。 しかし、本補助金によって達成すべき指標の設定がなければ、そもそも本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考ええる。上記のとおり、そもそも本補助金についてはその必要性の検証を要する状況になっていることを踏まえるとなおさらである。 よって、市においては、本補助金の交付先が提出した事業実績報告書記載の活動(研修会やイベント等)を参考に、当該補助金を活用してどの程度活動が活発的に行われたかといった観点からの指標	【令和 6 年 2 月 8 日通知】 定量的な評価指標の設定については、区や地域の状況を踏まえながら検討する必要があるため、令和 6 年度に評価指標を設定することを目標に、令和 5 年度より、本補助金の交付先である市衛生連合会及び各区衛生連合会との協議を行うこととした。

(活動指標)や、例えば活動参加者に対するアンケート等を実施するなどして当該補助金による事業の結果、どの程度の効果があったかといった指標(成果指標)の設定を検討することが望ましい。 (健康増進課)	
ク 福岡市歯科医師会保健福祉事業補助金(健康医療部口腔保健支援センター) ① (意見) 補助対象経費に食糧費を含める必要性の検討について 【意見】 補助金が貴重な市税等を財源としていることに鑑みれば、食糧費は飲食する各自が自己負担すべきもの、あるいは交付先団体が自らの収入から支出すべきものであり、原則として補助対象外経費と位置付けられるべきであると考えられる。 一方、例えばボランティアを募り、何らかの事業を行う場合に日当相当として弁当や飲み物を出すことの趣旨や理由が客観的に認められる場合等は、補助金から食糧費を支出することが許容されると考えられる。 ところが、本補助金では、本補助金交付要綱上、食糧費を補助対象経費としている趣旨や理由が明確ではない。また、交付先団体から提出のあった決算書によれば、交付先はそれなりの財産基盤を有しており、交付先が自らの事業を実施する上で必要と認める食糧費については負担能力を有していると考えられる。このため、食糧費の支出が必要であれば交付先において支出すれば足り、あえて市の補助金によりカバーすべき具体的な必要性は把握できなかった。	【令和6年2月8日通知】 補助対象経費に食糧費を含める必要性の検討については、交付先団体との協議が必要であるため、令和6年度までに必要な見直し等を行うことを目標に、令和5年度より協議を行うこととした。

以上により、本補助金については、食糧費を補助対象経費とすることの相当性や合理性が客観的に明らかであるとはいえない。 よって、市においては、補助対象経費に食糧費を含める必要性について検討を行うことが望ましい。 (口腔保健支援センター)	
② (結果) 事業費補助の明確化及び補助対象経費の適切な運用について 【指摘事項】 本補助は、補助金の名称から明らかなおとり、運営費補助ではなく事業費補助である。しかし、上記のおとり(報告書 305P 参照)、本補助金の人件費については、提出書類上、交付先団体における全ての人件費が補助対象とされているような誤認を招く記載となっている。 よって、市は、事業費補助であることを明確化するため、本補助金交付要綱に明記されているおとり、人件費に係る補助対象経費について適切な確認、交付先団体に対する実績報告上の改善指導等を行うべきである。 (口腔保健支援センター)	【措置済(令和6年2月8日通知)】 人件費に係る補助対象経費の適切な運用について、令和5年度から申請書及び実績報告書に補助対象外となる人件費を記載するよう、令和5年5月に交付先団体への改善指導を行った。 また、令和5年5月に上記内容について課内周知するとともに、複数職員によるチェックリストを作成し、再発防止を図っている。
③ (意見) 定量的な評価指標の設定について 【意見】 確かに、「補助金等の概要」に記載のおとり(報告書 303P 参照)、本事業の目的は「福岡市における歯科公衆衛生の普及向上、市民の健康づくりの推進及び地域歯科医療の充実等」という広く抽象的な事項であるため、指標の設定は単純ではないであろう。 しかし、本補助金について達成すべき	【令和6年2月8日通知】 定量的な評価指標の設定については、交付先団体との協議が必要であるため、令和6年度から適切な指標を設定することを目標に、令和5年度より検討を行うこととした。

指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考ええる。 よって、市は、本補助金の交付先が提出した事業実績報告書記載の活動（研修会、イベント、協議会、相談等）を参考に、当該補助金を活用してどの程度活動が活発的に行われたかといった観点からの指標（活動指標）や、例えば参加者に対するアンケート等を実施するなどして当該補助金による事業の結果、どの程度の効果があったかといった指標（成果指標）の設定を検討することが望ましい。 実際に補助金調書では、補助金交付による効果として「歯科口腔保健の知識・口腔ケアの重要性についての普及啓発の実施により、福岡市の 8020 達成者率は 51.6%（H31 高齢者実態調査）と高い。また、訪問歯科診療や在宅歯科医療、在宅口腔ケアの充実に関する啓発や歯科医療従事者に対する研修等を行い、診療技術の向上を図っている。」との評価がなされている。上記評価の中の 8020 達成者率が数字で示されていることや、そもそも効果について市として一定の評価ができている以上、市がそのような評価を行うことになった事実関係を手掛かりにするなどして、指標の設定を検討することが望ましい。 （口腔保健支援センター）	
ケ 福岡市公衆浴場事業振興等補助金（生活衛生部生活衛生課） ① （意見）補助金交付要綱における市	【令和 6 年 2 月 8 日通知】 補助金交付要綱における市税滞納照会条項の設定及び市税滞納照会確認の実施につ

税滞納照会条項の設定及び市税滞納照会確認の実施について 【意見】 本補助金の交付要件として滞納がないことを要件とする条項がなければ、市税を財源に補助金を受けながら支払うべき市税を納めていない事業者へ交付する可能性があり、その適法性と倫理観の観点から問題である。 よって、市においては、本補助金交付要綱において市税滞納照会条項を設定するとともに、市税の滞納照会を行うことが望ましい。 (生活衛生課)	いては、令和5年5月に補助金交付要綱を改正し、市税に滞納がないことを交付要件として設定した。また、市税滞納照会条項を設定するとともに、市税の滞納照会を行うこととした。
② (意見) 事業費補助としての明確化について 【意見】 市は、本補助金交付要綱において、交付対象を別表に掲げる事業に係る経費と特定している。また、事業実績報告書によれば、研修費用、浴場まつり等の各種イベントに係る経費が補助対象である。これらを踏まえると、本補助金の性質は団体の運営に関する運営費補助ではなく、特定の事業に対する事業費補助であると考えられる。 よって、市においては、現在、本補助金要綱名が「福岡市公衆浴場事業振興等補助金（運営費補助）交付要綱」となっているところ、実態に合わせて事業費補助であることを明確化することが望ましい。 (生活衛生課)	【令和6年2月8日通知】 事業費補助としての明確化については、令和5年5月に補助金交付要綱の改正を行い、要綱名から「(運営費補助)」を削除し、実態に合わせて「福岡市公衆浴場事業振興等補助金交付要綱」に変更した。
③ (意見) 定量的な評価指標の設定について 【意見】	【令和6年2月8日通知】 定量的な評価指標については、令和6年度中に設定することを目標に、令和5年度より

本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考ええる。 よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標や、来場者に対するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。 (生活衛生課)	検討を行っている。
コ 福岡市食品衛生協会事業補助金（生活衛生部食品安全推進課） ① （結果）消費税の仕入税額控除に係る取扱いの補助金交付要綱への反映について 【指摘事項】 交付先の消費税計算の過程において仕入税額控除が生じる場合、結果として補助金の交付額が過大となり、適正な補助金の執行を行う上で問題となる可能性がある。この点、市に確認をしたところ、交付先は消費税課税事業者ではあったが令和３年度においては簡易課税により申告しており、結果的に補助金の返還義務はなかった。しかし、今後の交付先の状況によっては消費税の返還義務が生じることも考えられる。 よって、市は、本補助金交付要綱において、補助事業に係る仕入税額控除が生	【措置済（令和６年２月８日通知）】 令和６年４月１日付で福岡市食品衛生協会事業補助金交付要綱を改正し、消費税の仕入税額控除にかかる条項を追加することとした。

じ得るか否かについての判定や、実際に仕入税額控除が生じた場合の補助金返還に関する事項等の条項を設けておくべきである。 (食品安全推進課)	
② (意見) 補助対象経費の按分計算に係る審査について 【意見】 上記のとおり事務費は按分計算されることから(報告書 311P 参照)、按分割合は補助金額に影響を及ぼす。公益目的事業に按分され、補助対象経費とされた事務費の令和3年度実績額は約32百万円であった。これらを踏まえると、按分割合については慎重な審査が必要であると考えられる。 よって、市においては、按分割合に問題がないかどうか、過年度からの変更が生じる状況は発生しないかどうか等、按分割合の根拠や妥当性について審査を行うことが望ましい。 (食品安全推進課)	【令和6年2月8日通知】 事務費の按分割合について、これまで変更があった時のみ根拠資料の提出を求めていたが、令和6年度以降は、実績報告時に、顧問税理士による従事割合の報告書の提出を求め、妥当性について審査を実施することとした。
③ (意見) 市長が認める事業を補助対象事業とする場合の根拠の明確化について 【意見】 補助の対象は交付先が実施する特定事業であるため、補助対象事業の特定並びに支出の目的及び趣旨は、明確に規定する必要がある。しかし、上記のとおり(報告書 312P 参照)、本補助金交付要綱においては「(5)その他、食品衛生の向上に資すると市長が認める事業」の内容を具体化した文書等はなかった。 よって、市においては、今回のように補助対象事業として明確な定義がないも	【令和6年2月8日通知】 令和6年4月1日付で福岡市食品衛生協会事業補助金交付要綱を改正し、補助対象事業に表彰に関する事業を具体的に記載し、明文化することとした。 また、令和6年4月1日付で福岡市食品衛生協会事業補助金交付マニュアルを改正し、補助対象事業として明確な定義がないものを認定する場合の判断根拠を決裁文書で明確化することとした。

のを認定した場合、交付決定時において、認定した判断根拠等を決裁文書等に明確化することが望ましい。 (食品安全推進課)	
④ (結果) 記念品代が補助対象経費に該当するかどうかの整理の必要性について 【指摘事項】 本補助金交付要綱に定められた補助対象経費において、表彰者に贈呈される記念品が含まれるかどうかは明確ではなく、問題があると言わざるを得ない。 よって、市においては、表彰者に贈呈される記念品が補助対象経費に該当するかどうかについて、妥当性等の整理を行った上で適切に審査を行う必要がある。 (食品安全推進課)	【措置済 (令和6年2月8日通知)】 当該経費については、補助金の趣旨に馴染まないことから、補助対象外とし、令和6年4月1日付で福岡市食品衛生協会事業補助金交付マニュアルを改正し、明文化することとした。
⑤ (意見) 定量的な評価指標の設定について 【意見】 本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えます。 よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標や、例えば食品衛生指導員等に対するアンケートを活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。	【令和6年2月8日通知】 食品衛生指導員の巡回指導回数及び各種講習会実施回数等を定量的な評価指標として、検討することとした。

(食品安全推進課)	
-----------	--

(6) 環境局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況 及 び 市 の 見 解
ア 併用世帯ごみ収集事業補助金（循環型社会推進部収集管理課） ① （意見）補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置について 【意見】 上記の市の回答については理解できるものの（報告書 318, 319P 参照）、許可業者としての認定と補助金交付は異なるものである。 よって、市においては、補助金事業を通じて暴力団を利用することに繋がるリスクの排除について明確にするために本補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置を検討することが望ましい。 新たに暴力団排除条項の設置を行わない場合においても、少なくとも補助金交付決定等の決裁文書において、上記照会不要な理由について文書化しておくことが望ましい。 (収集管理課)	【令和6年2月8日通知】 令和5年4月に補助金交付決定を行った際には、決裁文書に、福岡市暴力団排除条例に基づく暴力団員の照会が不要な理由（当該補助金事業とは別の事業（令和5年4月を始期とするもの）において当該補助金交付先事業者役員の暴力団員の照会を行い暴力団員でないことを確認済みであること）を記載した。 また、今後、令和5年度中を目途に要綱を改正し暴力団排除条項を設置することとした。
② （意見）現地調査の実施について 【意見】 当該補助金の目的は、家庭ごみと事業所のごみを分離できずに全て事業所ごみとして排出しているため、家庭ごみ収集という行政サービスを受けることができない世帯に対して費用負担の軽減を図ることである。 そのため市においては、補助対象先の適正性を担保する観点からも、申請後においても併用世帯に該当していることに	【令和6年2月8日通知】 現地調査については、令和6年度からの実施を目標に現地調査の方法等について検討を行っている。

ついて数年に一度は現地調査を行うことが望ましい。 (収集管理課)	
--	--

(7) 経済観光文化局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況 及 び 市 の 見 解
ア 小規模事業指導事業補助金（総務・中小企業部経営支援課） ① （意見）補助金終期の延長に係る詳細検討について 【意見】 本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。 本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。 よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。 (経営支援課)	【令和6年2月8日通知】 補助金終期の延長の検討方法については、「福岡市補助金ガイドライン」に基づき、検討を行うこととした。

② （結果）収支計算書の内容確認の強化について 【指摘事項】 必要に応じて帳簿類や原始証憑の確認を含めた支出内容の詳細確認を実施していないことは、補助対象外経費への補助金充当や私的流用等のリスクを高めることになり、問題がある。 もちろん、実績確認の方法については、補助対象経費の内容や実績確認に係る費用対効果等を勘案して個別に決定されるべきであり、一律に全ての帳簿類や原始証憑を確認することが適切とは言えない。 しかし、本補助金については、比較的高額であるにもかかわらず市において内容が確認できていない項目や人件費の計上について当該事業に従事したことが不明瞭である項目などがあり、補助事業の実績確認を行う上で必要と考えられる確認が不足していると言わざるを得ない。 よって、市は、上記のリスクを踏まえて実績確認を慎重に行い、必要に応じて交付先へのヒアリングや帳簿類及び原始証憑の確認等を実施すべきである。 （経営支援課）	【措置済（令和6年2月8日通知）】 令和4年度の実績確認より、交付先に対し、帳簿類や関連書類の確認、ヒアリングを実施している。 また、令和5年4月に上記内容について課内周知し再発防止を図っている。
③ （結果）事業報告における「補助事業の経過又は成果を証する書類」の入手の必要性について 【指摘事項】 市によれば、「補助事業の経過及び成果を証する書類等」の入手ができなかったのは、福岡商工会議所が作成する事業報告書が補助金の確定時点に間に合わないことが理由であるとのことである。 しかし、福岡商工会議所の報告用事業	【措置済（令和6年2月8日通知）】 補助事業の実績確認については、令和4年度の実績より、補助事業の内容が確認できる報告書を福岡商工会議所から受領し、確認を行っている。 また、令和5年4月に上記内容について課内周知し再発防止を図っている。

報告書の作成が補助金の事業実績報告のタイミングに間に合わないとしても、市は補助事業の内容が確認できる事業報告（すなわち補助事業の経過及び成果を証する書類等）を提出させ、補助事業の実績確認を適切に実施する必要がある。適時に「補助事業の経過及び成果を証する書類等」の提出がなければ、書面上、補助事業の適切な実績調査ができず、問題があると言わざるを得ない。 よって、市は、適時に「補助事業の経過及び成果を証する書類等」を入手した上で補助事業の実績調査を実施すべきである。 （経営支援課）	
イ 福岡市新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金（総務・中小企業部経営支援課） ① （結果）補助対象経費の明確化の必要性について 【指摘事項】 本補助金交付要綱の補助対象経費に規定された「その他市長が定める経費」について、あらかじめ具体的な内容の規定がないまま各種経費が「補助対象となる経費」に認められているが、事後的に様々な経費が認められる可能性があり、透明性に欠け、問題があると言わざるを得ない。 よって市においては、透明性確保のため、「その他市長が定める経費」についてはあらかじめ具体的な項目を規定する必要がある。 （経営支援課）	【措置済（令和6年2月8日通知）】 「その他市長が定める経費」については、令和5年4月1日付で要綱改正を行い、具体的な項目を規定した。
ウ 高度化促進補助金（共同施設事業）（総務・中小企業部地域産業支援課）	【措置済（令和6年2月8日通知）】 高度化促進補助金（共同施設事業）につい

① （結果）補助金終期の設定及び見直しの必要性について 【指摘事項】 本補助金が、他の補助金のように交付要綱が根拠規程ではなく条例に基づくものであったとしても補助金であることには変わりはなく、その意味では「福岡市補助金ガイドライン」の趣旨にのっとる必要があると考えられる。 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。 本補助金について補助金終期の設定がなされておらず、見直しに係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されておらず、問題がある。 よって、市においては、補助金の終期を設定するとともに、見直しに当たっては福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえ、より具体的、定量的に検討する必要がある。 （地域産業支援課）	ては、「福岡市補助金ガイドライン」の趣旨に則り、令和5年度中に要綱を作成したうえで、補助金の終期を設定することとした。
② （結果）補助金調書の作成及び情報公開について 【指摘事項】 本補助金が、他の補助金のように交付要綱が根拠規程ではなく、条例に基づくものであったとしても補助金であることには変わりはなく、その意味では「福岡市補助金ガイドライン」の趣旨にのっとる必要があると考えられる。	【措置済（令和6年2月8日通知）】 補助金調書を作成し、令和5年度より市ホームページに公開することとした。

よって、市は、本補助金について「福岡市補助金ガイドライン」に基づく「補助金調書」を作成するとともに、適切な情報公開を行うべきである。 (地域産業支援課)	
ク 福岡市緊急経済対策実行委員会負担金 (家賃支援部会)(観光コンベンション部 観光マーケティング課) ① (意見) 定量的な評価指標の設定について 【意見】 本負担金は「新型コロナウイルス感染症の拡大により、福岡市内で営む事業に影響を受ける事業者に対し、事業継続に向けた取組みを支援する」ことを目的としている。 そのため、あらかじめ本負担金で実施する事業の規模(対象事業者数など)を想定した上で可能な限り家賃支援により救済する事業者の数を増やすことで、本事業の目的がより達成できるという観点からすれば、定量的な評価指標を設定することには一定の意義があると考えられる。 逆に、本負担金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本負担金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本負担金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本負担金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考ええる。 この点、前述のとおり(報告書 336P 参照)、市は事業実施に向けた想定店舗数については1期当たり 7,700 店舗を対象としていることから、当該想定店舗数(7,700 店舗)を達成すべき指標として	【令和6年2月8日通知】 令和3年度の家賃支援は、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等で休業を行った店舗を対象としており、事業実施に向けた想定店舗数を 7,700 店舗/期としていたため、事業実施後は、これを評価指標とし、想定店舗数と実際の支給店舗数との差から負担金の効果を評価した。 結果、家賃支援申請店舗数は 5・6・8・9 月分いずれも 5,500 店舗前後となっており、評価指標の 7,700 店舗に対して7割以上の数字となっている。事業実施後の調査でも、3割程度の飲食店が時短営業を行っている現状を踏まえると、適切な申請数であると評価している。

設定した上で「指標」と「実際の支給店舗数」を比較し、差異の原因を分析することが望ましい。 よって、市においては、本負担金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該負担金を活用した家賃支援が、当初想定した件数に対してどの程度実施されたか」といった定量的な評価指標の設定を検討することが望ましい。 (観光マーケティング課)	
② (結果) 本業務終了後に最終の契約額により契約変更を行う必要性について 【指摘事項】 以上の事実より(報告書 336, 337, 338, 339P 参照)、問題点を整理すると次のとおりである。 ① 仕様書では、「本業務終了後に、申請者に支払う支援金の合計が予算額に満たず残額が生じた場合は、実際に申請者に支払った支援金の総額を事務経費と合わせ、最終の契約額として、契約変更を行う。」と定められているが、本業務終了後に契約変更が行われることなく、家賃支援金分の負担に係る精算が行われた。 ② 令和3年9月10日付け変更請書によれば、家賃支援金に対する負担の上限額は3,360,000千円(減額前の金額でも3,542,000千円)であるにもかかわらず、実行委員会から委託事業者への前払金は当該上限額を大幅に超過した4,312,000千円であった。 ③ 令和3年9月10日付け変更請書に	【措置済(令和6年2月8日通知)】 契約に係る事務については、事前にT o D o リストを作成する等、事務処理の漏れがないよう心掛け、支出に係る事務については、複数職員による二重チェックを実施し、適正な処理となっていることを確認する体制を構築することで、今後、本委託業務の仕様書に基づき、適正な事務処理を行う。 今回の事例及び上述の対応策については令和5年1月に課内で周知、注意喚起を図り、再発防止を徹底している。

よれば、家賃支援金に対する負担の上限額は3,360,000千円であるにもかかわらず、実際に申請者に支払われた支援金の額は当該上限額を大幅に超過した3,698,336千円であった。 ①については、本業務終了後に最終の契約額により契約変更を行うとする仕様書に反する取扱いがなされているのみならず、委託者及び受託者双方の意思が確認できる書面が締結されないまま最終金額での精算が行われている点で著しく不当であり、問題があると言わざるを得ない。 ②については、契約上の家賃支援金に対する負担の上限額を超える額について委託業者が預かる必要性はないはずであり、契約書面上、根拠のない金額を前払しており、極めて問題である。 ③については、契約上の家賃支援金に対する負担の上限額を超える額について、委託業者が申請者に支給しており、契約に基づかない支援金の支給を行ったと言わざるを得ず、著しく問題がある。 以上の問題に対応するため、市が事務局を運営する実行委員会においては、仕様書に従い、本業務終了後に最終の契約額により契約変更を行う必要があった。 また、業務の途中において家賃支援金の需要が想定よりも大きくなった場合には、適切にその額を見積り、契約額を増額するなどの適切な措置をとるべきであった。 (観光マーケティング課)	
---	--

ケ 福岡市緊急経済対策実行委員会負担金 (感染症対応シティ促進部会事業に係る 事業負担金)(観光コンベンション部クル ーズ課) ① (結果) 本業務終了後に最終の契約 額により契約変更を行う必要性につい て 【指摘事項】 仕様書では、「本業務終了後に、申請者 に支払う支援金の合計が予算額に満たず 残額が生じた場合は、実際に申請者に支 払った支援金の総額を事務経費と合わ せ、最終の契約額として、契約変更を行 う。」と定められているが、本業務終了後 に契約変更が行われることなく、支援金 分の負担に係る精算が行われた。 支援金分に対する負担に関する精算に 当たっては、「実行委員会と委託業者との 協議、了承の上で」実行委員会から委託 業者へ「返還請求書」が送付され、精算 (委託業者から実行委員会への返還) が 行われたとのことであるが、「返還請求 書」では契約書ないしは変更請書のよう な委託者及び受託者双方の意思は確認で きない。 本業務終了後に最終の契約額により契 約変更を行うとする仕様書に反する取扱 いとなされているのみならず、委託者及 び受託者双方の意思が確認できる書面が 締結されないまま最終金額での精算が行 われている点で著しく不当であり、問題 があると言わざるを得ない。 以上の問題に対応するため、市が事務 局を運営する実行委員会においては、仕 様書に従い、本業務終了後に最終の契約 額により契約変更を行う必要があった。	【措置済 (令和6年2月8日通知)】 指摘事項については、今後、本委託業務の 仕様書に基づき、適正な事務処理を行えるよ う、今回の事例について、令和5年1月に実 行委員会部会や課内会議等で周知、注意喚起 を図り、再発防止を徹底している。
---	---

(クルーズ課)	
シ 福岡市緊急経済対策実行委員会負担 (飲食支援部会テイクアウト支援事業) (観光コンベンション部 MICE 推進課) ① (結果) 参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について 【指摘事項】 実行委員会は、1 者のみから入手した参考見積書の項目及び金額を前提に設計書を積算して提案限度額としているが、実例価格等の妥当性を検討した文書を残していない。このため、設計書の作成に当たって適切に検討がなされたか確認できず、説明責任の観点から問題がある。 また、設計金額に実例価格等が反映されないと提案限度額が過大となるリスクがあることから、結果として契約額の妥当性にも疑念が生じかねない。 よって、実行委員会においては、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討した上で設計書を作成するとともに、その検討過程を文書として保存する必要がある。 (MICE 推進課)	【措置済 (令和 6 年 2 月 8 日通知)】 参考見積書の妥当性については、その検討過程を文書として残していなかったため、令和 5 年 5 月に、文書を作成した。 また、令和 5 年 5 月に、指摘事項について、課内会議等で周知、注意喚起を図り、再発防止を図っている。
ス 新型コロナウイルス対策資本金劣後ローン利子補給補助金 (創業・立地推進部 創業支援課) ① (結果) 補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置及び補助金確定前の警察への照会確認実施について 【指摘事項】 警察への照会確認は実施しているものの、補助金の確定後に回答を入手しており、補助金事業を通じて暴力団を利用することに繋がるリスクが完全には排除でき	【措置済 (令和 6 年 2 月 8 日通知)】 補助金交付要綱を令和 5 年 4 月 1 日付で改定し、暴力団排除条項の設置及び警察への照会確認の実施に関する規定を設置した。 また、令和 5 年度から、暴力団排除のための照会確認について、申請の受付後ただちに照会確認を行うことで、決定通知の送付前に結果を確認でき、暴力団を利用することに繋がるリスクを完全に排除できる事業スケジュールとした。

ない可能性があり、問題がある。 よって、市は、本補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置及び警察への照会確認の実施に関する規定の設置を検討するとともに、警察への照会に当たっては時間的余裕をもって行い、補助金の確定前に回答を入手すべきである。 (創業支援課)	
セ 福岡市立地交付金（創業・立地推進部 企業誘致課） ① （結果）交付金額に含まれる消費税相当額に係る対応の必要性和取扱いの明確化について 【指摘事項】 最終的に交付先が負担しない消費税相当額についてまで交付金額に含まれていることに関して、市の見解としては「返還不要」とのことである。 しかし、以下のことに鑑みれば「返還不要」とする市の見解は適切ではないと言わざるを得ない。 ・ 交付金額は、消費税「込み」の建物等取得額金額に対して一定率を乗じて積算されており、交付金額の中には明らかに消費税相当額が含まれていること ・ 例え報償的性質を有しているとしても交付する金額は、企業が最終的に負担した金額を限度とすべきであり、仕入税額控除の対象となる部分に対しても報償的に交付金を支給するのは適切とは言えないこと ・ 他自治体の同種補助金の例を見ると、 ① 交付金算定の基礎となる取得価額に関して、そもそも消費税を除いた金額をベースにして算定している方法	【措置済（令和6年2月8日通知）】 交付金額に含まれる消費税相当額に係る対応について検討した結果、令和6年4月に規則を改め、交付金算定の基礎となる取得価額等から消費税を除くものとした。 なお、交付済の交付金については、現行制度に基づき交付額を確定しており、消費税相当額に係る返還規定等がないことから、返還を求めないものとしている。

②仕入控除税額について、補助金の交付を受けた後に確定した場合は、報告するとともに当該金額を返還する方法 のいずれかの方法が適用されているケースが見受けられること（報告書 355, 356P 参照） 以上のとおり、本件交付金が「報償的性質」を有しているとしても、消費税込みの取得価額に一定率を乗じて交付金額を算定している以上、当該交付金額には消費税相当額が含まれていることは明らかであり、さらに、当該消費税相当額は仕入税額控除の対象として最終的に交付先が負担するものではないことが想定されるため、最終的に負担しない額についてまで交付金が交付されていると言わざるを得ず、問題である。 よって、市においては、交付先に仕入控除税額に関する報告を求めること、及び、その内容によっては返還を求めることを検討する必要がある。 また、福岡市企業立地促進条例、同条例施行規則等において、交付金額に含まれる消費税相当額の取扱いについて明確に規定した上で、当該取扱いを従った消費税相当額の取扱いを行う必要がある。 （企業誘致課）	
ソ 公益財団法人九州先端科学技術研究所事業費補助金（創業・立地推進部新産業振興課） ① （結果）補助金交付要綱における補助対象事業の明確化について 【指摘事項】 令和３年度において実際に実施した補助事業の名称については本補助金交付要	【措置済（令和６年２月８日通知）】 令和５年４月１日付で「公益財団法人九州先端科学技術研究所事業費補助金交付要綱」を改正し、補助対象事業については、具体的事業名を規定した。

綱には記載がないため、令和３年度に実施した補助事業が本補助金交付要綱における補助対象事業の範囲内の事業であるかどうかが一見して判別できず、著しく不明瞭である。 もっとも、本補助金交付要綱における補助対象事業は、財団の定款に規定されている事業と一致しており、その意味で「財団の実施する事業は全て補助対象事業である」とみることできる。 しかし、その状況を許容すれば補助対象事業は際限がなくなり、補助対象事業と補助対象外事業の境界線が曖昧となってしまう。 少なくとも、実施する補助事業が本補助金交付要綱における補助対象事業のいずれに該当するのかをあらかじめ明示しなければ、補助対象事業として実施した事業であるか否かを適切に判別することができず、問題である。 よって、市においては、補助対象事業について、本補助金交付要綱においてあらかじめ具体的事業名をもって規定する必要がある。 （新産業振興課）	
② （意見）補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について 【意見】 本補助金の交付先が処分制限財産を購入する可能性があるにもかかわらず、補助金交付要綱において処分制限財産の定義及び取扱いが明確ではないことは、市長の承認がないまま当該財産が譲渡されてしまう等、福岡市補助金交付規則に反した取扱いがなされる可能性を否定でき	【令和６年２月８日通知】 処分制限財産の定義及び取扱いの明確化については、財政局の令和５年５月２４日付「包括外部監査における指摘事項等への対応について（通知）」において、処分制限財産に係る運用の強化が示されたことから、令和６年４月１日付で「公益財団法人九州先端科学技術研究所事業費補助金交付要綱」を改正することとした。

ない。 よって、市においては、本補助金交付要綱において、処分制限財産の定義を明確にした上で当該財産の管理方法や処分する場合の具体的な手続等、処分制限財産の取扱いについて記載しておくことが望ましい。加えて、本補助金の交付先が、本補助金交付要綱で定めた処分制限財産の取扱方法に従って当該財産を適切に管理しているかどうかについて、定期的にモニタリングを行うことが望ましい。 (新産業振興課)	
タ 福岡市緊急経済対策実行委員会負担金（売上が減少した事業者への支援）（国際経済・コンテンツ部国際経済課） ① （意見）予定価格作成に当たっての検討過程の文書化について 【意見】 予定価格の作成に当たり、参考見積書の積算内容の妥当性を検討した資料がなければ、予定価格の作成に当たって適切に検討がなされたかが確認できず、説明責任の観点から問題がある。 よって、実行委員会においては、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討した過程を文書として保存することが望ましい。 (国際経済課)	【令和6年2月8日通知】 予定価格の作成にあたっては、参考見積書を複数社から取得するなどして十分に妥当性を検討した上で、その過程を文書として保存することとした。 また、今回の事例を令和5年1月に課内の研修等で情報共有し、注意喚起を図った。
チ 福岡市緊急経済対策実行委員会事業負担金（文化・エンターテインメントイベント開催支援事業分）（国際経済・コンテンツ部コンテンツ振興課） ① （意見）予定価格作成に当たっての検討過程の文書化について 【意見】 予定価格の作成に当たり、参考見積書	【令和6年2月8日通知】 予定価格の作成にあたっては、参考見積書を複数社から取得するなどして十分に妥当性を検討した上で、その過程を文書として保存することとした。 また、今回の事例を令和5年1月に課内の研修等で情報共有し、注意喚起を図った。

の積算内容の妥当性を検討した資料がなければ、予定価格の作成に当たって適切に検討がなされたか確認できず、説明責任の観点から問題がある。 よって、実行委員会においては、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討した過程を文書として保存することが望ましい。 (コンテンツ振興課)	
② (結果) 参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について 【指摘事項】 実行委員会は、1 者のみから入手した参考見積書の項目及び金額と同内容で設計書を積算して予定価格を作成しているが、実例価格等の妥当性を検討した文書を残していない。このため、予定価格の作成に当たって適切に検討がなされたかが確認できず、説明責任の観点から問題がある。 また、予定価格に実例価格等が反映されないと予定価格が過大となるリスクがあることから、契約額の妥当性にも疑念が生じかねない。 よって、実行委員会においては、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討した上で予定価格を作成するとともに、その検討過程を文書として保存する必要がある。 (コンテンツ振興課)	【措置済 (令和 6 年 2 月 8 日通知)】 予定価格の作成にあたっては、参考見積書を複数社から取得するなどして十分に妥当性を検討した上で、令和 5 年 1 月よりその過程を文書として保存することとした。 また、今回の事例を令和 5 年 1 月に課内の研修等で情報共有し、注意喚起を図った。
ツ 博多祇園山笠振興会補助金 (国際経済・コンテンツ部まつり振興課) ① (意見) 実績確認の充実及び実施内容の記録について 【意見】 交付先が提出する事業実績報告書及び	【令和 6 年 2 月 8 日通知】 実績確認の充実及び実施内容の記録について、入手した資料のみでは内容の確認ができない場合には、追加で資料を入手するか口頭で内容確認を行い記録に残すこととしている。

収支決算書等の帳簿類の内容確認を行うとともに、請求書、領収証等のコピーも併せて確認することで、補助対象外経費への補助金充当や私的流用等のリスクに対して対応することが可能となる。逆に、内訳のない領収証のみの入手にとどまっている項目については、その詳細が確認できず、前述のリスクに対応できないことになる。 また、市によれば、口頭で内容確認を行った項目もあるとのことであるが、記録として残していなければ、後日当該実施内容について検証することが出来ない。 よって、市においては、入手した資料のみでは内容の確認ができない場合には、追加で資料を入手するか口頭で内容確認を行った上で記録に残すことが望ましい。 (まつり振興課)	
② (意見) 暴力団排除条項に関する警察への照会に係る対象者の範囲について 【意見】 補助金交付要綱に設ける暴力団排除条項の「案文」によれば、警察への照会確認を行う対象者として「法人であるときは、その役員」としており、代表者(会長)のみに限定しているわけではない。 補助金事業を通じて暴力団を利用することに繋がるリスクを排除するため、警察への照会確認を行う対象者は、法人であるときはその「役員」とすることで、交付先である法人の経営に携わる者を可能な限り網羅的に照会することを意図していると考えられる。	【令和6年2月8日通知】 補助金申請時の暴力団排除条項に関する警察への照会について、平成23年2月25日付の財調第104号、市生第245号の通知「補助金交付からの暴力団排除に係る要綱等の整備について」によると、「申請者が法人格を持たない任意団体であるときは、当該団体の代表者のみを照会確認することになる」とされている。 そして、本補助金交付要綱が補助金交付の対象とする博多祇園山笠振興会は、任意団体である。 よって、警察への照会の対象者の範囲については、現行どおりとする。

よって、市においては、本補助金交付要綱において現状では会長に限定されている警察への照会の対象者の範囲について、どのような範囲とするのか整理することが望ましい。 (まつり振興課)	
テ 博多松囃子振興会補助金（国際経済・コンテンツ部まつり振興課） ① （意見）実績確認の実施内容の記録について 【意見】 交付先が提出する事業実績報告書、収支決算書等の帳簿類の内容確認を行うとともに、現地に赴き請求書、領収証等の原始証憑等も確認することで、補助対象外経費への補助金充当や私的流用等のリスクに対して対応することが可能となる。 一方、現地での確認の実施状況について、記録として残していなければ後日当該実施内容について検証することが出来ない。 よって市においては、現地に赴いて実施した実績確認の状況については、記録に残すことが望ましい。 (まつり振興課)	【令和6年2月8日通知】 実績確認の実施内容の記録については、令和4年度の補助金の精算時より、現地に赴き調査し、調査記録を残すこととしている。
② （意見）暴力団排除条項に関する警察への照会に係る対象者の範囲について 【意見】 補助金交付要綱に設ける暴力団排除条項の「案文」によれば、警察への照会確認を行う対象者として「法人であるときは、その役員」としており、代表者（会長）のみに限定しているわけではない。 補助金事業を通じて暴力団を利するこ	【令和6年2月8日通知】 補助金申請時の暴力団排除条項に関する警察への照会について、平成23年2月25日付の財調第104号、市生第245号の通知「補助金交付からの暴力団排除に係る要綱等の整備について」によると、「申請者が法人格を持たない任意団体であるときは、当該団体の代表者のみを照会確認することになる」とされている。 そして、本補助金交付要綱が補助金交付の

とに繋がるリスクを排除するため、警察への照会確認を行う対象者は、法人であるときはその「役員」とすることで交付先である法人の経営に携わる者を可能な限り網羅的に照会することを意図していると考えられる。 よって、市においては、本補助金交付要綱において現状では会長に限定されている警察への照会の対象者の範囲について、どのような範囲とするのか整理することが望ましい。 (まつり振興課)	対象とする博多松囃子振興会は、任意団体である。 よって、警察への照会の対象者の範囲については、現行どおりとする。
ナ 公益財団法人九州交響楽団事業補助金 (文化振興部文化振興課) ① (結果) 実績確認の徹底について 【指摘事項】 必要に応じて原始証憑の確認を含めた支出内容の詳細確認を実施していないことは、補助対象外経費への補助金充当や私的流用等のリスクを高めることになり、問題がある。 もちろん、実績確認の方法については、補助対象経費の内容や実績確認に係る費用対効果等を勘案して個別に決定されるべきであり、一律に全ての原始証憑を確認することが適切とは言えない。 しかし、本補助金については、補助対象経費のうち「補助対象事業の実施に係る経費」として、例えば人件費が含まれている。人件費については、補助対象事業に係るものか否かにより、補助対象経費に計上可能なものと対象外となるものがあり、交付先が提出する及び決算内訳書等の帳簿類の確認のみでは、当該区別を判断することができない。 実際、令和3年度において補助対象経	【措置済 (令和6年2月8日通知)】 補助金申請時及び実績確認時にヒアリング等により必ず根拠を確認するとともに、必要に応じて原始証憑の確認等を行うこととした。 また、令和5年9月に相手方と市の方針を共有し再発防止を図っている。

費とされた「局員人件費」については、交付先の管理費に係る人件費の「73/235」が補助対象経費として計上されているが、当該比率の根拠について、市は確認していなかった。 よって、市は、上記のリスクを踏まえて実績確認を慎重に行い、必要に応じて原始証憑の確認等を実施すべきである。 (文化振興課)	
② (意見) 定量的な評価指標の設定について 【意見】 交付先が立案する事業計画等は、「理事会や評議員会による承認のもとで決定されており、当該理事会等には県や民間企業といった市以外の組織も参画している」のことであるが、少なくとも市が交付する本補助金に関する目標設定ができない理由とはならない。 本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考ええる。 よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標や、演奏会等を鑑賞した福岡市民や子どもたちに対するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。 (文化振興課)	【令和6年2月8日通知】 定量的な評価指標については、監査意見を踏まえ、令和5年7月に、開催回数をアウトプット指標とし、参加者アンケートをアウトカム指標として設定した。

ニ 福岡市緊急経済対策実行委員会事業負担金（文化・エンターテインメント支援部会に係る事業負担金）（文化振興部文化振興課） ① （結果）文化芸術振興財団が業務に関与する場合の協定書等の必要性について 【指摘事項】 実行委員会が実施する「文化・エンターテインメントのハイブリット開催支援事業」について、未曾有の事態に対する迅速な対応が求められること、また、財団の定款上の事業目的から本事業との連携に適していること等の理由から、財団と連携を図ることとなった趣旨には一定の理解ができる。 しかし、前述の市の回答は（報告書 378P 参照）、財団が実行委員会（事務局を行う市）とは別の組織であることに鑑みると、実行委員会と財団との間で業務の一部実施に関する文書を取り交わさなくてよい理由とはならない。 財団が一部の業務を実施するに当たり、文書が作成されていなければ、例えば「業務の範囲」「責任の所在、区分」「報酬の有無」等、業務を行うに当たって明確にしなければならない事項が曖昧となり、極めて問題である。 よって、市が事務局を運営している実行委員会においては、財団が業務の一部を行う場合には、協定書等の文書を取り交わして「業務の範囲」「責任の所在、区分」「報酬の有無」などを明確にする必要があった。 また、一般的には業務を外部に依頼する場合には、「業務委託契約」により実施	【措置済（令和 6 年 2 月 8 日通知）】 協定書等の必要性については、今後、財団が参画していない実行委員会において、業務の一部を財団が実施する場合は、協定書等の文書を取り交わすこととし、令和 5 年 7 月に課内周知し再発防止を図っている。
--	--

すべきであり、その際、委託契約に係る必要な一連の手続（仕様書作成、業者選定（特命随意契約の場合にはその理由）、契約手続、報酬の支払など）を経る必要があると考えられる。 業務委託の形式を採用しなかった理由を文書で明らかにできなければ、今回の財団による一部業務の実施について「業務委託手続きの潜脱ではないか」と見られる可能性も否定できない。 よって、業務委託を選択しなかった理由について、財団との協議内容とともに文書として保管する必要があった。 （文化振興課）	
ヌ 文化財保存事業費補助金（文化財活用部文化財活用課） ① （意見）補助対象事業に関する規定の修正について 【意見】 本補助金交付要綱において、補助対象事業から「特定の政党その他の政治的団体又は宗教を支持し、又は反対するもの」を除いているのは、市もしくは市民から見て偏りがあると考えられる特定の団体等に対して、市税により賄われる補助金が交付されるのを防止する趣旨からであり、当該規定自体に問題があるわけではないと考える。 しかし、とりわけ本補助金に関して言えば、補助対象事業がいわゆる「文化財」に関することであり、古くからの慣習的な要素と宗教的な要素との境界線が曖昧である可能性がある。そのため捉え方によっては、補助対象事業に選定された事業が「特定の宗教を支持」する事業に該当する可能性を否定できない。	【令和6年2月8日通知】 補助金交付要綱の規定の修正について、令和6年度から施行することを目標に、令和5年度より検討を行うこととした。

よって、市においては、現状の補助対象事業との整合性の観点から、本補助金交付要綱に定める補助対象事業の記載の内容を見直すことが望ましい。 (文化財活用課)	
② (意見) 補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について 【意見】 本補助金の交付先が処分制限財産を取得する可能性があるにもかかわらず、補助金交付要綱において処分制限財産の定義及び取扱いが明確ではないことは、市長の承認がないまま当該財産が譲渡されてしまう等、福岡市補助金交付規則に反した取扱いがなされる可能性を否定できない。 よって、市においては、本補助金交付要綱において、処分制限財産の定義を明確にした上で当該財産の管理方法や処分する場合の具体的な手続等、処分制限財産の取扱いについて記載しておくことが望ましい。加えて、本補助金の交付先が、本補助金交付要綱で定めた処分制限財産の取扱方法に従って当該財産を適切に管理しているかどうかについて、定期的にモニタリングを行うことが望ましい。 (文化財活用課)	【令和6年2月8日通知】 補助金交付要綱の規定の修正、処分制限財産の定義及び取扱いの明確化、定期的なモニタリングの実施について、令和6年度から施行することを目標に、令和5年度より検討を行うこととした。

(8) 農林水産局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況 及 び 市 の 見 解
オ と畜事業補助金(中央卸売市場市場課) ① (意見) 消費税等相当額の適時把握と適切な文書決裁について 【意見】 そもそも、交付申請時や実績報告書提	【令和6年2月8日通知】 消費税等相当額の適時把握については、令和5年3月、申請者に対し補助金交付申請時に消費税等相当額を減額して積算するよう指導した。

出時に消費税等相当額を減額して報告を求める趣旨は、補助金の対象外である消費税等相当額を適時に把握し、過大な補助金交付を防ぐためである。 この点、市は、交付先から実績報告書が提出された後に、消費税相当額報告書により報告を受けている。しかし、消費税等相当額報告書に添付されている関係資料を見ると、次のとおり税込金額から消費税等相当額を控除して税抜金額が算定されており、そうであれば実績報告書を提出する時点で、消費税等相当額が明らかであったと考えられる。 また、消費税等相当額報告書は、消費税等相当額を減額した場合に返還金が生じるかどうかの重要な資料であるが、所管部局の決裁が行われていなかった。 よって、市においては、本補助金交付要綱のとおり、補助金交付申請時点又は実績報告書提出時点において消費税等相当額を控除して積算するよう交付先へ指導すること、若しくは、補助金交付申請時又は実績報告書提出時点において消費税等相当額が明らかでない場合はその理由を明確にすることが望ましい。 また、消費税等相当額報告書の提出を受けた場合は、所管部局において決裁を受ける必要があると考える。 (市場課)	なお、令和5年度は消費税等相当額が減額された交付申請を受理した。 また、今後、消費税等相当額報告書が提出された場合には、返還金の有無を確認し、決裁を行うこととする。
② (結果) 実績確認の徹底について 【指摘事項】 必要に応じて原始証憑の確認を含めた支出内容の詳細確認を実施していないことは、補助対象外経費への補助金充当や私的流用等のリスクを高めることになり、問題がある。	【措置済 (令和6年2月8日通知)】 実績確認の徹底については、補助金交付先が提出する事業実績報告書等を確認の上、交付先へのヒアリング、領収書等の確認を実施していくこととし、令和5年3月に課内周知することで再発防止を図っている。 なお、令和4年度分についても確認を実施

もちろん、実績確認の方法については、補助対象経費の内容や実績確認に係る費用対効果等を勘案して個別に決定されるべきであり、一律に全ての原始証憑を確認することが適切とは言えない。 しかし、本補助金については、補助対象事業に区分されている人件費は適切かどうか等、実績確認には慎重を期した方が良い箇所があると考えられる。 よって、市は、上記のリスクを踏まえ、実績確認を慎重に行い、必要に応じて交付先へのヒアリングや原始証憑の確認等を実施すべきである。 (市場課)	した。
③ (意見) 定量的な評価指標の設定について 【意見】 本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考ええる。 よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか（実施回数等）」といったアウトプット指標や、市場関係者に対するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。 (市場課)	【令和6年2月8日通知】 定量的な評価指標の設定については、と畜事業補助金の交付目的等を踏まえて、より具体的に検討していくこととした。
カ 自治協会補助金（鮮魚市場）（中央卸売市場鮮魚市場）	【措置済（令和6年2月8日通知）】 事業計画説明書に係る網羅的な記載につ

① （結果）事業計画説明書に係る網羅的な記載について 【指摘事項】 本補助金交付要綱に事業計画説明書の様式が設定されているのは、必要な項目を網羅的に記載することで補助金決定の判断に資するためであると考えられる。また、「事業効果」についての記載は、補助金事業に係る効果の把握のために欠かすことができない重要な項目であると考ええる。 よって、市は、事業計画説明書の様式に従い、事業効果の項目を記載するよう指導を徹底すべきである。 （鮮魚市場）	いては、令和5年3月、申請者に対し事業計画説明書の様式に従い、事業効果の項目を記載するよう指導し、同月、課内周知をすることで再発防止を図っている。 なお、令和5年度は事業効果の項目が記載された事業計画説明書が提出された。
② （結果）補助金交付要綱における補助対象事業の整理について 【指摘事項】 上記のとおり（報告書 396P 参照）、市は、「自治協会事業」に係る経費を補助対象経費としているが、本補助金交付要綱では「市場内の秩序維持、環境整備に関する事業」に係る経費が補助対象経費とされており、運用と本補助金交付要綱における補助対象の範囲が明確ではなく問題である。これは、本補助金交付要綱における「自治協会事業」と「市場内の秩序維持、環境整備に関する事業」の内容が明確に整理されていないことに起因していると考えられる。 結果として、補助対象事業の範囲が客観的に把握できない。すなわち、「自治協会事業」に係る全ての経費を補助対象経費とした場合、本来は補助対象外経費である「市場内の秩序維持、環境整備に関する事業」ではない事業まで含まれてい	【措置済（令和6年2月8日通知）】 補助金交付要綱における補助対象事業の整理については、令和6年4月1日付で補助金交付要綱を改正し、補助対象事業を具体的に定義することとした。

るのではないかと誤解を招くおそれがある。 よって、市においては、補助対象事業の整理を行った上で、本補助金交付要綱において補助対象事業を具体的に定義し、当該事業に対する補助対象経費及び補助対象外経費を記載する必要がある。 (鮮魚市場)	
③ (結果) 収支予算書及び収支決算書に係る補助対象経費の明示について 【指摘事項】 本補助金交付要綱において、補助対象経費は、「自治協会事業」の中の「市場内の秩序維持、環境整備に関する事業」に係る人件費等の経費と定義されており、その上で補助対象経費と補助対象外経費が生じるはずである。 しかし、収支予算書及び収支決算書には、具体的な事業の記載並びに補助対象経費及び補助対象外経費の記載が無い。このため、本補助金交付要綱記載の補助対象経費の内容及び金額が把握できず、補助金交付の前提となる情報が不足している。 よって、市においては、収支予算書及び収支決算書の記載内容について、本補助金交付要綱と整合するように、また、補助対象経費の内容及び金額が把握できるように様式を変更する必要がある。 (鮮魚市場)	【措置済（令和6年2月8日通知）】 収支予算書及び収支決算書に係る補助対象経費の明示については、令和6年4月1日付で補助金交付要綱を改正し、補助対象経費の内容及び金額が把握できる様式へ変更することとした。 なお、令和5年度は補助対象経費の内容及び金額が把握できる書類の提出を受けた。
④ (意見) 減価償却費に関する補助対象経費の明確化について 【意見】 減価償却費は、固定資産を取得した場合、その耐用年数にわたり費用処理する際の費用計上額である。現在、減価償却	【令和6年2月8日通知】 減価償却費については、補助対象経費とすることの妥当性を改めて検討した結果、補助対象外経費とすることが適切であると判断した。 なお、令和5年度以降は、補助対象外経費

費が補助対象経費として集計されているが、補助対象経費に掲げる費目のどの費目に該当するのかが不明確であり、また、減価償却の対象資産も記載されていないため、補助対象経費の要件である「市場内の秩序維持、環境整備に関する事業」に該当するものなのかも明確ではない。 よって、市においては、減価償却費を補助対象経費として明示するか、又はどの費目に該当するのかが等、補助対象経費を明確化することが望ましい。また、減価償却費のように費目だけではその内容が分からないものについては内容を記載させ、補助対象経費であることを明確化することが望ましい。 (鮮魚市場)	とする旨を令和5年3月に補助対象者へ通知した。
⑤ (結果)実績確認の徹底について 【指摘事項】 必要に応じて支出内容の詳細確認を実施していないことは、補助対象外事業の経費及び補助対象外経費への補助金充当や私的流用等のリスクを高めることになり、問題がある。 もちろん、実績確認の方法については、補助対象経費の内容や実績確認に係る費用対効果等を勘案して個別に決定されるべきであり、一律に全ての原始証憑を確認することが適切とは言えない。 しかし、本補助金については、補助対象事業に区分されている人件費は適切かどうか等、実績確認には慎重を期した方が良い箇所があると考えられる。 よって、市は、上記のリスクを踏まえて実績確認を慎重に行い、必要に応じて交付先へのヒアリングや原始証憑の確認等を実施するべきである。	【措置済 (令和6年2月8日通知)】 実績確認の徹底については、補助金交付先が提出する事業実績報告書等を確認の上、交付先へのヒアリング、領収書等の確認を実施していくこととし、令和5年3月に課内周知をすることで再発防止を図っている。 なお、令和4年度分についても確認を実施した。

(鮮魚市場)	
⑥ (意見) 暴力団員等の排除に関する情報提供の受領時期について 【意見】 暴力団員等の排除に関する情報提供についての回答を待たずに、補助金交付決定の決裁が行われていることは問題である。 よって、市においては、他の業務で確認を行ったのであれば、その旨及び内容を本補助事業の決裁文書に記載することが望ましい。 (鮮魚市場)	【令和6年2月8日通知】 暴力団員の排除に関する事務処理については、市民局防犯・交通安全課にも確認を行い、令和5年2月、中央卸売市場において「暴排照会が必要な申請について、異なる事業間でも申請者が同一の場合は、最初に行った照会の結果を利用し、以降の1年間において、照会は不要とする」との方針決定を行った。 令和5年度からは、他事業により行った照会の結果を利用し、その旨を本補助事業の決裁文書に記載したうえで補助金交付決定を行っている。
⑦ (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について 【意見】 本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業について継続の必要性を一定程度検討している点は評価できる。 しかし、上記の継続の必要性の検討では(報告書 401, 402P 参照)、「補助金交付によりどの程度効果があったのか」の視点については具体的な記載が不十分である。 また、本補助事業は、本補助金交付要綱上の補助対象事業の整理、収支予算書及び収支決算書における補助対象経費の明示、実績確認等において課題があった。これら課題の解決は、補助金の効果把握に不可欠であると考ええる。 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権	【令和6年2月8日通知】 補助金終期の延長に係る詳細検討については、現在の補助金交付要綱の終期(令和7年3月31日)の延長にあたり、福岡市補助金ガイドラインに記載されている補助金の継続に関する検証の5つの視点を踏まえて、より具体的に検討していくこととした。

化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。 本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。 よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。 (鮮魚市場)	
⑧ (意見) 定量的な評価指標の設定について 【意見】 本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考ええる。 よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか（実施回数等）」といったアウトプット指標や、市場関係者に対するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。 (鮮魚市場)	【令和6年2月8日通知】 定量的な評価指標の設定については、自治協会補助金（鮮魚市場）の交付目的等を踏まえて、より具体的に検討していくこととした。
キ 自治協会補助金（青果市場）（中央卸売市場青果市場） ① (結果) 事業計画説明書に係る網羅	【措置済（令和6年2月8日通知）】 事業計画説明書に係る網羅的な記載については、令和5年3月、申請者に対し事業計

的な記載について 【指摘事項】 本補助金交付要綱に事業計画説明書の様式が設定されているのは、必要な項目を網羅的に記載することで、補助金決定の判断に資するためであると考えられる。また、「事業効果」についての記載は、補助金事業に係る効果の把握のために欠かすことができない重要な項目であると考ええる。 よって、市は、事業計画説明書の様式に従い、事業効果等の項目を網羅的に記載するよう指導を徹底すべきである。 (青果市場)	画説明書の様式に従い、事業効果の項目を記載するよう指導し、同月、課内周知をすることで再発防止を図っている。 なお、令和5年度は事業効果の項目が記載された事業計画説明書が提出された。
② (結果) 消費税等相当額の適時把握と適切な文書入手について 【指摘事項】 令和3年度の補助実績について、仮に消費税相当額を減額して補助対象経費を算定したとしても、次のとおり補助金の上限額より予算額が少ないため、補助金確定額に影響を与えるものではない。しかし、補助対象経費の増減により、補助金の上限額が予算額を下回る可能性があり、その場合は消費税等相当額の取扱いによって補助金確定額にも影響が出かねない。 よって、市は、本補助金交付要綱のとおり、補助金交付申請時点又は実績報告書提出時点において消費税等相当額を控除して積算するよう交付先へ指導するとともに、消費税等相当額が明らかでない場合は消費税額等相当額報告書の提出を求めるべきである。 (青果市場)	【措置済（令和6年2月8日通知）】 消費税等相当額の適時把握については、令和5年3月、申請者に対し補助金交付申請時に消費税等相当額を減額して積算するよう指導した。 なお、令和5年度は消費税等相当額が減額された交付申請を受理した。 また、今後、消費税相当額が明らかでない場合には、消費税相当額報告書の提出を求め、当該額を確認し、決裁を行うこととする。

③ （結果）補助金交付要綱における補助対象事業の整理について 【指摘事項】 上記のとおり（報告書 407P 参照）、市は、「自治協会事業」に係る経費を補助対象経費としているが、本補助金交付要綱では「市場内の秩序維持、環境整備に関する事業」に係る経費が補助対象経費とされており、運用と本補助金交付要綱における補助対象の範囲が明確ではなく問題である。これは、本補助金交付要綱における「自治協会事業」と「市場内の秩序維持、環境整備に関する事業」の内容が明確に整理されていないことに起因していると考えられる。 結果として、補助対象事業の範囲が客観的に把握できない。すなわち、「自治協会事業」に係る全ての経費を補助対象経費とした場合、本来は補助対象外経費である「市場内の秩序維持、環境整備に関する事業」ではない事業まで含まれているのではないかと誤解を招くおそれがある。 よって、市においては、補助対象事業の整理を行った上で、本補助金交付要綱において補助対象事業を具体的に定義し、当該事業に対する補助対象経費及び補助対象外経費を記載する必要がある。 （青果市場）	【措置済（令和 6 年 2 月 8 日通知）】 補助金交付要綱における補助対象事業の整理については、令和 6 年 4 月 1 日付で補助金交付要綱を改正し、補助対象事業を具体的に定義し、当該事業に対する補助対象経費及び補助対象外経費を記載することとした。
④ （結果）収支予算書及び収支決算書に係る補助対象経費の明示について 【指摘事項】 本補助金交付要綱において、補助対象経費は、「自治協会事業」の中の「市場内の秩序維持、環境整備に関する事業」に係る人件費等の経費と定義されており、	【措置済（令和 6 年 2 月 8 日通知）】 収支予算書及び収支決算書に係る補助対象経費の明示については、令和 6 年 4 月 1 日付で補助金交付要綱を改正し、補助対象経費の内容及び金額が把握できる様式へ変更することとした。 なお、令和 5 年度は補助対象経費の内容及

その上で補助対象経費と補助対象外経費が生じるはずである。 しかし、収支予算書及び収支決算書には、具体的な事業の記載並びに補助対象経費及び補助対象外経費の記載が無い。このため、本補助金交付要綱記載の補助対象経費の内容及び金額が把握できず、補助金交付の前提となる情報が不足している。 よって、市においては、収支予算書及び収支決算書の記載内容について、本補助金交付要綱と整合するように、また、補助対象経費の内容及び金額が把握できるように様式を変更する必要がある。 (青果市場)	び金額が把握できる書類の提出を受けた。
⑤ (意見) 運営費に関する補助対象経費の明確化について 【意見】 本補助金交付要綱では、補助対象事業は自治協会事業、及び補助対象経費は市場内の秩序維持、環境整備に関する事業と定義されており、運営費は明示されていない。このため、団体の運営に関する費用である運営費について補助対象経費とすることは問題があると考えられる。ただし、本補助金の交付目的である「市場の適正かつ健全な運営及び生鮮食料品等の円滑な流通に資すること」を踏まえると、運営費は明らかに補助対象外であるとも考えにくい。 よって、市においては、運営費を補助対象経費とすることの妥当性を検討した上で、運営費を補助対象経費とする場合は当該内容を本補助金交付要綱において明確化することが望ましい。 (青果市場)	【令和6年2月8日通知】 運営費については、補助対象経費とすることの妥当性を改めて検討した結果、補助対象外経費とすることが適切であると判断した。 なお、令和5年度以降は、補助対象外経費とする旨を令和5年3月に補助対象者へ通知した。

⑥ （結果）実績確認の徹底について 【指摘事項】 必要に応じて原始証憑の確認を含めた支出内容の詳細確認を実施していないことは、補助対象外経費への補助金充当や私的流用等のリスクを高めることになり、問題がある。 もちろん、実績確認の方法については、補助対象経費の内容や実績確認に係る費用対効果等を勘案して個別に決定されるべきであり、一律に全ての原始証憑を確認することが適切とは言えない。 本補助金については、補助金予算額を上回る補助対象経費が発生している場合でも、補助対象外経費への補助金充当の可能性はある。また、事業実績について確認した内容については具体的な実施記録がないため、どのような確認を行い、問題なしと結論づけたのかが明確ではない。 よって、市は、上記のリスクを踏まえて実績確認を慎重に行い、必要に応じて交付先へのヒアリングや原始証憑の確認等を実施すべきである。 （青果市場）	【措置済（令和6年2月8日通知）】 実績確認の徹底については、補助金交付先が提出する事業実績報告書等を確認の上、交付先へのヒアリング、領収書等の確認を実施していくこととし、令和5年3月に課内周知をすることで再発防止を図っている。 なお、令和4年度分についても確認を実施した。
⑦ （意見）補助金終期の延長に係る詳細検討について 【意見】 本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業について継続の必要性を一定程度検討してる点は評価できる。 しかし、上記の継続の必要性の検討では（報告書 411, 412P 参照）、「補助金交付によりどの程度効果があったのか」の視点については具体的な記載が不十分である。	【令和6年2月8日通知】 補助金終期の延長に係る詳細検討については、現在の補助金交付要綱の終期（令和7年3月31日）の延長にあたり、福岡市補助金ガイドラインに記載されている補助金の継続に関する検証の5つの視点を踏まえて、より具体的に検討していくこととした。

また、本補助事業は、本補助金交付要綱上の補助対象事業の整理、収支予算書及び収支決算書における補助対象経費の明示、実績確認等において課題があった。これら課題の解決は、補助金の効果把握に不可欠であると考ええる。 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。 本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。 よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。 （青果市場）	
⑧ （意見）定量的な評価指標の設定について 【意見】 本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考ええる。 よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活	【令和6年2月8日通知】 定量的な評価指標の設定については、自治協会補助金（青果市場）の交付目的等を踏まえて、より具体的に検討していくこととした。

動が活発的に行われたか（実施回数等）」 といったアウトプット指標や、市場関係者に対するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。 （青果市場）	
--	--

（９）住宅都市局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況 及 び 市 の 見 解
ア 生活交通確保バス運行補助金（都市計画部交通計画課） ① （意見）補助金終期の延長に係る詳細検討について 【意見】 本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。 本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。 よって、市においては、補助金終期の	【令和６年２月８日通知】 次回終期（令和６年度末）の延長の検討を行う際は、補助金交付により維持できた路線数といった定量的な視点や、福岡市補助金ガイドラインに定める補助金交付要綱の継続に関する検証の視点に基づく検証を行うこととした。

延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。 (交通計画課)	
② (意見) 実績確認の充実化について 【意見】 補助金額は補助対象経常費用と補助対象経常収入との差額で算定されるとともに、補助対象経常費用は実車走行キロ数により算定され、補助対象経常収入は運行実績報告書における運賃収入により算定される。 これらを踏まえると上記の関係書類間の数値等整合性を確認するのみでは（報告書 416P 参照）、例えば、実車走行キロ数や運賃収入等の基礎データに誤りがあった場合には、当該誤りを発見できないだけでなく、補助金算定を誤ってしまう可能性を否定できない。 よって、市においては、補助金額の適正性を担保する観点から実績確認の充実化を検討することが望ましい。具体的には、各書類間の整合を確認するだけでなく、実車走行キロ数や運賃収入等の基礎データについてサンプルベースで原始証憑と照合する、又は利用者数から運賃収入推定値を算出し、当該推定値と運行実績報告書における運賃収入とを比較して大きな乖離がないか確認する等を検討することが望ましい。 (交通計画課)	【令和 6 年 2 月 8 日通知】 実績確認の充実化のため、令和 4 年度の実績報告より、毎月事業者から提出される運行実績報告書に対して、利用者数から算出した運賃収入推定値と実績値に大きな乖離がある場合や、前年同月比で運賃収入や利用者数に大幅な増減がある場合等に、事業者にはヒアリングを行うこととした。 また、令和 4 年度の実績報告より、チェック用の共通様式やフロー図を作成し、課内で共有し、事務の統一を図っている。
イ 高齢者向け優良賃貸住宅供給事業費補助金（住宅部住宅計画課） ① (結果) 補助事業の成果に係る資料の添付について 【指摘事項】	【措置済（令和 6 年 2 月 8 日通知）】 補助事業の成果については、交付先に対し、実績に基づく家賃額や入居者負担額が把握できる資料の提出を求め、確認を行ってきたところであるが、令和 4 年度の実績報告よ

本要領に定める資料が提出されないまま補助金額が確定していることは、適正な補助金の執行から逸脱する可能性があり、問題がある。 したがって、市は、交付先に対し、本要領に基づいて「補助事業の成果」を把握できる資料の提出を求めるべきである。 また、「補助事業の成果」に該当する資料を交付先に求め、入手することは、市が本補助金の効果を把握し、今後の本補助金の必要性を検討する上での材料になり得るため、当該成果の分析を行い、今後の意思決定に活用していくことが望ましい。 (住宅計画課)	り、制度要綱の記載に則り交付先の認定事業者及び管理者へ「実績報告」として提出を求めることとした。 加えて、令和5年度には、担当者のマニュアルに明記することで、再発防止を図ることとした。 また、これまでも、交付先より入手した入居状況等の資料をもとに、効果を把握した上で事業を継続しており、分析結果等を踏まえて、事業が終了する令和6年8月まで継続して補助することとしている。
ウ 住まいサポートふくおか運営費補助金 (住宅部住宅計画課) ① (結果) 消費税の仕入税額控除に係る取扱いの補助金交付要綱への反映について 【指摘事項】 交付先の消費税計算の過程において仕入税額控除が生じる場合、結果として補助金の交付額が過大となり、適正な補助金の執行を行う上で問題となる可能性がある。 この点、補助金の交付先が社会福祉法人である場合、非課税売上げが多いため課税事業者とならない、又は消費税法に定める特定収入の割合が5%を超えており、補助事業に係る仕入税額控除ができないといった可能性も考えられる。しかし、上記の場合に該当せず、消費税相当の補助金額が過大交付されている可能性も否定できない。	【措置済 (令和6年2月8日通知)】 本補助金については、交付先が消費税法に定める特定収入の割合が5%を超えている社会福祉法人であるため、これまで補助金の過大交付は生じていないが、消費税の仕入税額控除に係る取扱いについては、令和5年9月に要綱の改正を行い、返還に関する条項及び、仕入税額控除により消費税相当分の補助金交付額が返還となることが補助金の交付申請時に確認できる場合には、予め消費税相当額を減じた額での申請を行うよう求める条項を設けることとした。

よって、市は、補助金の過大交付のリスクを低減するために、本補助金交付要綱において、補助事業に係る仕入税額控除が生じ得るか否かについての判定や、実際に仕入税額控除が生じた場合の補助金返還に関する事項等の条項を設けておくべきである。 (住宅計画課)	
② (意見) 補助金終期の延長に係る詳細検討について 【意見】 本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。 本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、上記の趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。 よって、市においては、補助金終期の延長に当たり、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。 (住宅計画課)	【令和6年2月8日通知】 次回終期（令和6年度末）の延長の検討を行う際は、相談件数や協力店数の増加等といった定量的な視点や補助金交付以外での支援について、詳細検討を行っていくこととした。

③ （意見）補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について 【意見】 本補助金の交付先が処分制限財産を購入する可能性があるにもかかわらず、補助金交付要綱において処分制限財産の定義及び取扱いが明確ではないことは、市長の承認がないまま当該財産が譲渡されてしまう等、福岡市補助金交付規則に反した取扱いがなされる可能性を否定できない。 よって、市においては、本補助金交付要綱において、処分制限財産の定義を明確にした上で当該財産の管理方法や処分する場合の具体的な手続等、処分制限財産の取扱いについて記載しておくことが望ましい。加えて、本補助金の交付先が、本補助金交付要綱で定めた処分制限財産の取扱方法に従って当該財産を適切に管理しているかどうかについて、定期的にモニタリングを行うことが望ましい。 （住宅計画課）	【令和6年2月8日通知】 補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いについては、令和5年9月に処分制限財産の取扱いに係る要綱改正を行い、交付先が備品を購入した場合は定期的にモニタリングを行うこととした。
④ （意見）定量的な評価指標の設定について 【意見】 本補助金交付の目的である『住まいサポートふくおか』の円滑な運営」や「民間賃貸住宅等における高齢者及び障がい者の居住の安定確保」の達成度合いについて、一定の指標を設定し、定量的な評価を行うことが困難である点は理解できる。 しかし、本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握	【令和6年2月8日通知】 令和5年度より、活動実績や協力店の数の増加を指標として設定することとした。

することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点から問題があると考ええる。 よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標や、例えば住まいサポートふくおか事業の認知度がどの程度向上し、協力店の数が増加したか等、「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。 (住宅計画課)	
--	--

(10) 道路下水道局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況 及 び 市 の 見 解
ア 道路照明灯補助金（防犯灯）（管理部道路維持課） ① （意見）補助金交付要綱における補助対象の明確化について 【意見】 上記についての補助対象又は補助対象外に係る整理を担当課に質問したところ（報告書 428P 参照）、広告部分の建替えについては補助対象外であるが、本補助金交付要綱上、その点については規定をしていないとの回答であった。 また、移設については、広告部分については特段費用が掛からず、実質的な補助金額に変わりはないため補助対象外にはしていないとの回答であった。 上記を踏まえると、市においては、広告部分は新設、建替え、移設を問わず全てが補助対象外であるため、補助対象を	【令和6年2月8日通知】 令和5年4月に補助金交付要綱を改定し、広告付防犯灯の広告部分については補助対象外であることを明記した。

明確にするために本補助金交付要綱上も対象外であるとの規定に改定することが望ましい。 また、本補助金交付要綱添付の別表1における広告付防犯灯の記載についても併せて整理することが望ましい。 (道路維持課)	
② (意見) 補助金申請期限に係る柔軟な検討について 【意見】 まず、補助金の申請期限について、それぞれの事業により申請期限が異なるのであれば、市においては、その理由等を整理した上で本補助金交付要綱において事業毎の申請期限を明確に規定することが望ましい。 また、年度末よりも早い時期が申請期限である点について担当課に質問を実施したところ、補助金の予算が単年度予算である関係上、年度末までに実績報告ができなければ補助対象とすることができないため、やむを得ず現状の申請期限としているとの回答であった。 実際には申請期限に間に合わなくても個別相談で対応している事例もあるとのことではあった。しかし、本補助金は、「地域における安全確保や道路上における各種犯罪の防止等に資する防犯灯の設置及び維持管理に要する費用の一部を助成することにより、防犯環境に配慮したまちづくりを促進し、犯罪のない安全で住みよいまちの実現に寄与すること」という目的がある。 よって、市においては、本補助金の目的を達成するため、補助金申請期限を可能な限り延長する等、柔軟な検討を行う	【令和6年2月8日通知】 当補助金の設置等事業については、自治会等から申請を受けたあと、市で書類審査や交付決定を行い、自治会等は交付決定通知を受け取った後に工事を実施し、年度末までに実績報告書を提出することとしている。これらの期間を考慮し、申請期限を11月末としている。 維持管理事業については、防犯灯の契約ワット数に応じた金額を前金払いで交付する補助金であるため、年度当初に申請してもらう必要があるが、年度当初は自治会長の交代などでスムーズに申請できない場合も想定されることから、余裕をもって申請期限を7月末としている。 これらの申請期限を延長すると、その後の事務処理が煩雑になり、また年度末までに完了できない可能性もあることから、今後も現行通りの期限とし、期限を超える場合は自治会等の事情を考慮し、臨機応変に対応していくこととする。 なお、補助金の申請期限については、年度当初に各自治会長等に送付する防犯灯補助金申請の案内や市ホームページ、市政だよりにて周知しており、各自治会等に十分に周知されていると考えるため、補助金交付要綱への規定までは行わないこととした。

ことが望ましい。 (道路維持課)	
-------------------------	--

(11) 港湾空港局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況 及 び 市 の 見 解
ア 博多港振興協会補助金（港湾振興部物流推進課） ① （意見）補助金額算定の基礎となる収支に係る確認の徹底について 【意見】 上記のとおり（報告書 432, 433, 434P 参照）、令和 3 年度予算書及び令和 3 年度収支計画書に記載の各事業の内訳金額が不整合であることは、市は、補助対象者から受領した交付申請書における補助金額算定の基礎となる収支について、具体的な確認を行っていないと見えかねない。 よって、市においては、補助対象者から受領した交付申請書について、事業内容の確認に加え、特に補助金額算定の基礎となる収支に関して予算書と収支計画書の整合性を確認できる資料を補助対象者に添付させることが望ましい。 (物流推進課)	【令和 6 年 2 月 8 日通知】 予算書と収支計画書の整合性を確認できる資料については、令和 5 年度より、補助対象者に交付申請書に添付させるようにしている。 また、補助金額の交付決定の際には、引き続き具体的な内容確認を行っており、当該資料を決裁書類に添付することとし、再発防止に努めている。
② （意見）補助金額確定の基礎となる収支に係る確認の徹底について 【意見】 上記のとおり（報告書 434, 435, 436P 参照）、令和 3 年度決算書及び令和 3 年度収支決算書に記載の金額が不整合であることは、市は、補助対象者から受領した実績報告書における補助金額確定の基礎となる収支について、具体的な確認を行っていないと見えかねない。 よって、市においては、補助対象者から受領した実績報告書について、事業実	【令和 6 年 2 月 8 日通知】 決算書と収支決算書の整合性を確認できる資料については、令和 4 年度より、補助対象者に実績報告書に添付させるようにしている。 また、補助金額の確定の際には、引き続き具体的な内容確認を行っており、当該資料を決裁書類に添付し、再発防止に努めている。

績の確認に加え、特に補助金額確定の基礎となる収支に関して決算書と収支決算書の整合性を確認できる資料を補助対象者に添付させることが望ましい。 (物流推進課)	
③ (意見) 補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について 【意見】 本補助金の交付先が処分制限財産を購入する可能性があるにもかかわらず、補助金交付要綱において処分制限財産の定義及び取扱いが明確ではないことは、市長の承認がないまま当該財産が譲渡されてしまう等、福岡市補助金交付規則に反した取扱いがなされる可能性を否定できない。 よって、市においては、本補助金交付要綱において、処分制限財産の定義を明確にした上で当該財産の管理方法や処分する場合の具体的な手続等、処分制限財産の取扱いについて記載しておくことが望ましい。加えて、本補助金の交付先が、本補助金交付要綱で定めた処分制限財産の取扱方法に従って当該財産を適切に管理しているかどうかについて、定期的にモニタリングを行うことが望ましい。 (物流推進課)	【令和6年2月8日通知】 処分制限財産の定義及び取扱いの明確化については、福岡市補助金交付規則に則り、令和5年度中に要綱改正を行い、令和6年4月1日より施行することとした。
④ (意見) 定量的な評価指標の設定について 【意見】 本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助	【令和6年2月8日通知】 定量的な評価指標の設定については、令和5年度より、活動指標目標値を設定させており、年度末に達成度評価を実施予定である。

金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考ええる。 よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標や、各事業の参加者に対するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。 (物流推進課)	
イ 福岡空港地域対策協議会補助金（空港振興部空港対策課） ① （意見）補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について 【意見】 本補助金の交付先が処分制限財産を購入する可能性があるにもかかわらず、補助金交付要綱において処分制限財産の定義及び取扱いが明確ではないことは、市長の承認がないまま当該財産が譲渡されてしまう等、福岡市補助金交付規則に反した取扱いがなされる可能性を否定できない。 よって、市においては、本補助金交付要綱において、処分制限財産の定義を明確にした上で当該財産の管理方法や処分する場合の具体的な手続等、処分制限財産の取扱いについて記載しておくことが望ましい。加えて、本補助金の交付先が、本補助金交付要綱で定めた処分制限財産の取扱方法に従って当該財産を適切に管理しているかどうかについて、定期的にモニタリングを行うことが望ましい。	【令和6年2月8日通知】 処分制限財産の定義及び取扱いの明確化については、福岡市補助金交付規則に則り、令和5年度中に要綱改正を行い、令和6年4月1日より施行することとした。

(空港対策課)	
② (意見) 評価指標の設定について 【意見】 本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考えます。 よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が行われたか」といった定性的なものを考慮した指標の設定を検討することが望ましい。 (空港対策課)	【令和6年2月8日通知】 本補助金は、福岡空港における航空機騒音対策及び周辺地域の環境対策の推進について、市及び市民運動組織の統一的な活動を促進し、空港周辺住民の社会福祉の増進を図ることを目的としている。 この目的に則し、交付先団体において、適切に空港周辺住民の意見集約と合意形成がなされ、空港管理者である国や関係機関へ共有・要請が行われているかを定性的な評価指標とし、令和5年度から確認することとした。

(12) 西区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況 及 び 市 の 見 解
ア 地域振興補助金（西区役所総務部地域支援課） ① (結果) 補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置及び警察への照会確認実施の検討について 【指摘事項】 特段の理由もなく排除措置を実施しないことは、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクがあり、問題がある。 よって、市は、本補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置及び警察への照会確認の実施を検討すべきである。なお、明らかに排除措置が不要であると判断される場合には、その理由を文書化し	【措置済（令和6年2月8日通知）】 補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置及び警察への照会確認実施の検討については、令和5年4月1日付けで補助金交付要綱に暴力団排除の条項を追加し、令和5年度の交付申請手続きから、警察への照会確認を実施することとした。

ておくべきである。 (地域支援課)	
② (意見) 定量的な評価指標の設定について 【意見】 本補助金交付の目的である「地域の伝統芸能を活用し、人権尊重や男女共同参画を推進するコミュニティ活動へ参加する意識を醸成すること」の達成度合いについて、一定の指標を設定し、定量的な評価を行うことが困難である点は理解できる。 しかし、本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考ええる。 よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標や、補助対象事業に対するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。 (地域支援課)	【令和6年2月8日通知】 今津地区は、人口減少が顕著な市街化調整区域にあって、地域コミュニティの維持、活性化を目的に、許容する建物を指定することで建築可能となる制度を活用し、人口流入を促進している。こうした地区にあって、地域伝承文化である、今津人形芝居の公演は、新旧住民の交流の場となり、また地元小学校では、授業の一環として子どもたち自ら上演する取組みを通じて、地域伝承文化の継承と担い手づくりを進めている。 定量的な評価指標の設定については、今後も同芝居を伝統文化の継承と地域コミュニティの活性化に役立てていくために、事業完了後に定期公演に参加した児童数の他、定期公演会以外の公演活動回数や後継者育成事業に対する取組みを報告書へ記載することや適宜アンケートを実施することで、指標の設定を検討していくこととする。

(13) 教育委員会

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況 及 び 市 の 見 解
ア 福岡市私立高等学校補助金（教育支援部教育支援課） ① (結果) 不用額の返還手続の実施について	【措置済（令和6年2月8日通知）】 補助金の不用額については、不用額が生じていた私立高等学校1校に返還を求め、令和4年12月に返還済みとなっている。補助金

【指摘事項】 補助金の既交付額よりも清算額が少ないことによる不用額については返還を求める必要があるが、返還手続が行われていないことは問題である。 よって、市は、補助金の不用額について返還手続を適切に実施すべきである。 また、申請者から事業実績報告書に清算額の記載があるにもかかわらず、決裁文書において、それが看過され、「既交付額と同額のため、戻入はなし」とされている。これは、文書の決裁時において決裁権者を始め、押印者全員が看過していることを意味している。よって、市は、補助金の額の確定については、誤りのないよう補助金事務を執行すべきである。 (教育支援課)	の額の確定においては、事業報告書・明細を精査するとともに、計画と実績で異なる状況にある学校にはヒアリング等を実施することとし、令和5年1月にチェックリストを作成し、チェック体制を強化し再発防止に努めている。
② (意見) 補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について 【意見】 本補助金の交付先が処分制限財産を購入する可能性があるにもかかわらず、補助金交付要綱において処分制限財産の定義及び取扱いが明確ではないことは、市長の承認がないまま当該財産が譲渡されてしまう等、福岡市補助金交付規則に反した取扱いがなされる可能性を否定できない。 よって、市においては、本補助金交付要綱において、実態に合わせて、処分制限財産の定義を明確にした上で、当該財産の管理方法や処分する場合の具体的な手続等、処分制限財産の取扱いについて記載しておくことが望ましい。 なお、所管部局は、過年度、補助金で	【令和6年2月8日通知】 令和5年4月に補助金要綱を改正し、処分制限財産を定義するとともに、取扱いを定めた。

購入した備品等の現物確認を定期的に行っており、実質的な調査が行われていた点は評価できる。 (教育支援課)	
③ (意見) 補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置及び警察への照会確認実施の検討について 【意見】 上位法規である学校法人法や私立学校法の規定は、暴力団排除そのものを規定したものではないと考えられるとともに、本補助金の交付に係る暴力団排除を規定したものでもないと考えられる。 よって、市においては、本補助金交付要綱における福岡市暴力団排除条例に基づく暴力団排除条項の設置及び警察への照会確認の実施を検討することが望ましい。 (教育支援課)	【令和6年2月8日通知】 令和5年3月に補助金要綱を改正し、暴力団排除条項を設置するとともに、毎年4～5月に警察への照会確認を実施することとした。
④ (意見) 定量的な評価指標の設定について 【意見】 本補助金交付の目的である「高等学校の教育振興及び生徒の保護者の経済的負担軽減のため補助しているもの」の達成度合いについて、一定の指標を設定し、定量的な評価を行うことが困難である点は理解できる。 しかし、本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考ええる。 よって、市においては、生徒数など学	【令和6年2月8日通知】 本補助金の趣旨から、定量的な評価指標を設定することは困難であるが、今後も対象校へのヒアリングや実地調査(対象校全校を巡回し、購入物品及びその用途について確認)で、本補助金の効果等を確認していく。

校の規模を基礎に算定される補助予定額に対する交付確定額の割合といったアウトプット指標や、私立高等学校に対するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。 (教育支援課)	
イ 福岡市 PTA 協議会事業補助金（総務部人権・同和教育課） ① （意見）交付先団体の積立基金残高等の確認について 【意見】 積立基金を使用して当協議会が主催、主管する事業に助成することができるとされており、また、福岡市 PTA 協議会補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）の補助対象事業とその使途が重なるところがある。補助事業は、補助対象事業における公益性を前提としつつも、補助金交付の必要性や補助事業を行う程度を検討した上で、補助金交付の可否及び補助金額を決定することが必要である。 これらを踏まえると、本補助事業において、積立基金残高を補助金に関する決定に資する資料として考慮することは重要であると考ええる。 よって、市においては、積立基金残高及び当該積立基金を財源とした補助対象事業へ支出の可能性について把握し、補助の可否及び補助金額の決定に関する判断資料とすることが望ましい。 (人権・同和教育課)	【令和 6 年 2 月 8 日通知】 当補助金は、市として協議会の効果的な活動の推進を図り、児童生徒の健全育成と PTA の生涯学習活動の充実に寄与することを目的に交付するもので、市と共催で実施している PTA 活動に関する研修・学習事業や広報事業等の補助対象事業の経費として活用されている。 積立基金については、市との共催事業のほか、全国規模等で実施される特別な事業のために積み立てられており、補助金の支出の際には、当該基金の残高確認を行っている。 令和 4 年 10 月に、補助対象事業の財源について確認したところ、当該補助金及び基金が充てられていたため、次年度以降も、当該基金の補助対象事業への支出状況及び残高について把握し、補助の可否及び補助金額を決定することとした。
② （意見）補助金終期の延長に係る詳細検討について	【令和 6 年 2 月 8 日通知】 次回継続検討時（令和 6 年度末）に、補助

【意見】 本補助金終期を延長する理由について、本補助金事業を継続する意義は理解できる。しかし、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不十分であると考えられる。 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため市は、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点を明示している。 例えば、当協議会は児童、生徒の保護者及び教職員の会費収入が収入の大部分を占め、令和3年度の予算においては、全体の収入に占める補助金の率は3.5%程度である。また、「①交付先団体の積立基金の確認について」の項目で記載したとおり、積立基金からの繰入金により当協議会の支出に充当することも可能である。 全体収入に占める補助金の割合は低いが、補助による効果は十分に期待できるのか、積立基金からの繰入れにより事業の自立ができるのではないのかなどの視点からも、検討は必要であると考ええる。 本補助金について補助金終期の延長に係る検討が不十分であることは、福岡市補助金ガイドラインの趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。よって、市においては、補助金終期の延長に当た	金終期を延長する際は、福岡市補助金ガイドラインに記載されている継続に関する検証の視点を踏まえ、従前の検証に加えて、アンケートにより補助金の効果を確認するとともに、基金の補助対象事業への支出状況及び残高について把握し、延長の理由を具体的に記載することとした。
--	---

り、福岡市補助金ガイドラインの記載を踏まえてより具体的、定量的に検討することが望ましい。 (人権・同和教育課)	
③ (結果) 実績確認の徹底について 【指摘事項】 必要に応じて原始証憑の確認を含めた支出内容の詳細確認を実施していないことは、補助対象外経費への補助金充当や私的流用等のリスクを高めることになり、問題がある。 もちろん、実績確認の方法については、補助対象経費の内容や実績確認に係る費用対効果等を勘案して個別に決定されるべきであり、一律に全ての原始証憑を確認することが適切とは言えない。 しかし、本補助金については、予算ではハイブリット型研修会としていたがコロナ禍によりオンデマンド配信になったにもかかわらず、会場費が予算を上回っているのはなぜか等、実績確認には慎重を期した方が良い箇所があると考えられる。 よって、市は、上記のリスクを踏まえて実績確認を慎重に行い、必要に応じて交付先へのヒアリングや原始証憑の確認等を実施すべきである。 (人権・同和教育課)	【措置済（令和6年2月8日通知）】 指摘事項については、計画時は2つの研修を同一の日に実施し、会場費に含まれる配信のための会場運営費を少なくする予定だったが、実際は別日の実施となったことにより、会場運営費が増加したものである。 交付先へのヒアリングにより執行状況の詳細な確認は行っており、補助対象経費外への充当等、不適切な支出は認められないと判断している。 令和5年度の実績確認より、必要に応じて交付先へのヒアリングに加えて、原始証憑の確認を実施することとした。また、令和4年10月に実績確認の徹底について、課内で共有し、再発防止を図っている。
④ (意見) 定量的な評価指標の設定について 【意見】 本補助金交付の目的である「児童生徒の健全育成とPTAの生涯学習活動の充実に寄与すること」の達成度合いについて、一定の指標を設定し、定量的な評価を行うことが困難である点は理解できる。	【令和6年2月8日通知】 本補助金の趣旨から、達成すべき指標の設定は困難であるが、補助金を活用した事業実施後のアンケートにおいて、補助金交付の目的に当該事業が寄与しているかを計る項目を追加することにより、補助金の効果を確認することとした。

しかし、本補助金について達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考ええる。 よって、市においては、本補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか（実施回数等）」といったアウトプット指標や、PTA 役員に対するアンケート等を活用して「事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標の設定を検討することが望ましい。 （人権・同和教育課）	
--	--

（１４）議会事務局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況 及 び 市 の 見 解
ア 福岡市議会議員互助会総合健康診断事業補助金（総務秘書課） ① （意見）受診希望者数の把握、事業実績把握への活用等について 【意見】 本補助事業について、市議会議員の健康維持増進を図り、議会活動の円滑化及び効率化に資すること等を目的としていることについては理解するところである。 しかし、上記のとおり（報告書 457P 参照）、市は、達成すべき指標の目標値である「受診希望者数」を具体的に把握しておらず、本補助事業を活用していない市議会議員の健康診断の受診状況等について把握していない。	【令和 6 年 2 月 8 日通知】 本事業の実施にあたっては、年度初めに文書で各議員にお知らせすることとしており、令和 5 年度においては初当選の新人議員を含む全議員へ周知済みである。また、本事業を活用して健康診断の受診を希望する議員からは、議員互助会会長宛にあらかじめ申込書を、受診後には受診報告書を提出することとしており、受診希望者数の把握と、受診希望者全員に対し 100%の受診機会を提供している。

結果として、市は、本事業の具体的な成果を把握しておらず、また市議会議員全体の健康診断の受診状況等も把握していないことから、本補助事業の本来の目的である市議会議員の健康増進を図るという趣旨を踏まえると、情報の把握が不足していると考えられる。 よって、市においては、本事業の年度開始時において市議会議員に対して健康診断の受診希望、受診しない場合の理由等のアンケート調査等を実施し、当該調査結果から受診希望者数を把握した上で実績の評価を行うとともに、本補助事業の本来の目的である市議会議員の健康維持増進に向けた活用等を行うことが望ましい。 (総務秘書課)	
---	--